# 袖ケ浦市総合計画

みんなでつくる　人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦

令和２年６月

袖ケ浦市

# 「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」の実現に向けて

平成から令和へと時代は変わり、日本中が新たな風を感じ、未来へ向かい、新しい道を歩み始めている中、私たちのまち袖ケ浦は、平成３年４月の市政施行から３０年の節目を迎えようとしています。

本市は、東京湾アクアラインの着岸地に近接し、交通結節点となる地理的特性を活かして、これまで社会基盤と産業基盤の整備を進めるとともに、特色ある子育て施策や教育施策などを展開してきました。その結果、子育て世代をはじめとする多くの方々に移り住んでいただき、全国的に人口減少社会が到来する中、人口が継続的に増加を続け、令和元年に前総合計画で掲げていた目標人口６万４千人を達成いたしました。

しかしながら、本市においても、中長期的には人口が減少に転じるとともに、少子高齢化がさらに進行するものと予測されています。また、令和元年房総半島台風が本市にも甚大な被害をもたらしたことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への多大な影響など、災害をはじめとした様々な脅威に対してこれまで以上に、市民の皆様が安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。

このような課題に対応して、将来に向けて新しい力を生み出し、今後も持続的に発展していくため、令和１３年度を目標年次とする新しい総合計画を策定しました。本計画では、本市が目指す将来の姿を「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」としております。

本計画に基づき、「住みたい、働きたい、訪れたい」人が集うまち、豊かな自然環境と都市機能・住みやすい生活環境とが調和した緑の広がる美しいまち、そして災害等に強く住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまちを目指してまいります。

そのためには、市民・地域・事業者・行政などの様々な主体が連携して、まちづくりに取り組んでいくことが大変重要であると考えております。次の袖ケ浦を築くため、常に未来を見据えながら全力でまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご協力をいただきました市民、事業者及び袖ケ浦市総合計画審議会委員の皆様に心より御礼申し上げます。

令和２年６月

袖ケ浦市長　粕谷　智浩

# 目次

## 序論


**Ⅰ．総合計画の概要** …… 3
1．計画策定の趣旨 …… 3
2．計画の位置付け …… 3
3．総合計画の構成 …… 4
4．総合計画の期間 …… 4

**Ⅱ．袖ケ浦市の概要** …… 5
1．位置・地勢 …… 5
2．沿革 …… 6
3．人口推移 …… 7
4．財政の動向 …… 8
（1）歳入と歳出の状況 …… 8
（2）財政指標の推移 …… 9
5．産業の状況 …… 10

**Ⅲ．時代の潮流** …… 11
（1）人口の減少 …… 11
（2）少子高齢化の進展 …… 11
（3）高度情報化の進展 …… 12
（4）国際化の進展 …… 12
（5）環境問題に対する意識の高まり …… 13
（6）安全・安心への関心の高まり …… 13
（7）価値観・ライフスタイルの多様化 …… 14
（8）行財政運営の重要性の高まり …… 14

**Ⅳ．市民からの意見** …… 15
1．まちづくりアンケート調査（平成２９年９月実施）の結果 …… 15
（1）市への愛着・住みよさ・居住意向 …… 15
（2）満足度と重要度 …… 17
（3）市の将来像についての意見 …… 21
2．まちづくりワークショップ等の意見 …… 22

**Ⅴ．今後のまちづくりに向けた課題** …… 24
（1）将来の人口減少の抑制 …… 24
（2）地域のつながり強化と市民協働の一層の推進 …… 24
（3）多様な交通手段の確保 …… 25
（4）防災・防犯体制の強化 …… 25
（5）子育て・教育環境の更なる充実 …… 25
（6）高齢社会への対応と自立支援の充実 …… 26
（7）豊かな自然の継承と環境問題への対応 …… 26
（8）本市の地域資源を活かした産業振興 …… 26
（9）快適な住環境の整備 …… 27
（10）健全な行財政運営 …… 27

**Ⅵ．自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」** …… 28

## 基本構想


**Ⅰ．市が目指す将来の姿** …… 31
1．市が目指す将来の姿 …… 31
2．目標年次 …… 32
3．「市が目指す将来の姿」を実現するための視点 …… 32
基本的視点１ …… 33
基本的視点２ …… 33
基本的視点３ …… 34
共通の視点 …… 34

**Ⅱ．将来の目標人口** …… 35

**Ⅲ．土地利用の方針** …… 36


## 前期基本計画


**Ⅰ．前期基本計画策定にあたって** …… 39
1．前期基本計画の位置付け …… 39
2．前期基本計画の期間 …… 39
3．人口の見通し …… 39
4．財政の見通し …… 39

**Ⅱ．施策体系** …… 40

**Ⅲ．重点的取組** …… 48
前期基本計画における重点的取組の考え方 …… 48
1．“誰もが活躍するまち”の実現 …… 49
（1）子育て・教育環境の充実 …… 49
（2）社会参加の促進 …… 49
2．“安心して暮らせるまち”の実現 …… 50
（1）災害や犯罪・事故等の対策強化 …… 50
（2）暮らしやすい生活環境の確保 …… 50
（3）健康づくり・福祉サービスの充実 …… 51
3．“人が集まる活気あるまち”の実現 …… 52
（1）快適なまちづくり …… 52
（2）産業競争力の強化 …… 52
（3）交流人口の増加 …… 53

**Ⅳ．計画の推進に向けて** …… 54
1．多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進 …… 54
2．効率的・効果的な行財政運営 …… 54
3．計画の推進と進行管理 …… 54

Ⅴ．分野別施策 …… 55
1-1．子育て支援 …… 56
1-2．学校教育 …… 59
1-3．生涯学習 …… 62
1-4．スポーツ …… 64
1-5．文化芸術・文化財 …… 66
2-1．健康づくり・医療 …… 68
2-2．地域福祉 …… 70
2-3．高齢者福祉 …… 72
2-4．障がい者福祉 …… 75
3-1．防災 …… 77
3-2．防犯・交通安全 …… 80
3-3．消防・救急 …… 82
3-4．消費生活 …… 84
3-5．環境保全 …… 86
3-6．廃棄物・リサイクル …… 88
4-1．市街地形成 …… 90
4-2．公園・緑地 …… 92
4-3．道路 …… 94
4-4．河川 …… 96
4-5．下水道 …… 98
4-6．住宅 …… 100
4-7．公共交通 …… 102
5-1．農林業 …… 104
5-2．商工業 …… 108
5-3．観光 …… 110
5-4．雇用・就業 …… 112
6-1．市民活動 …… 114
6-2．人権・男女共同参画 …… 116
6-3．多文化共生 …… 118
6-4．情報共有・発信 …… 120
6-5．行政運営 …… 122
6-6．財政運営 …… 124

## 資料編

Ⅰ．策定体制 …… 129
Ⅱ．策定経過 …… 130
Ⅲ．袖ケ浦市総合計画条例 …… 134
Ⅳ．総合計画審議会 …… 137
Ⅴ．用語の説明 …… 144

# 序論

# Ⅰ. 総合計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、市制施行した平成３年に基本構想を定め、また、平成２２年には「～自立と協働のまち～人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ケ浦」を将来都市像とする基本構想を策定し、まちづくりを進めてきました。

この間、東京湾アクアライン開通に伴う袖ケ浦バスターミナルの整備と高速バスの運行等により、本市の交通利便性は大きく向上したほか、新たな産業を生み出す袖ケ浦椎の森工業団地の整備、袖ケ浦駅海側地区の土地区画整理など、将来の発展を見据えた基盤整備を図ってきました。

また、充実した子育て施策や教育施策など、特徴ある取組を展開してきたことにより、市の人口は現在も増加を続けています。

一方で、長期的な景気低迷の影響等により、本市における税収はピーク時の平成９年と比較して約８割に減少しています。また、高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加や老朽化の進む各種インフラの維持管理費の増加などにより、財政の硬直化が大きな課題となっています。

さらに、東日本大震災の発生や、台風、大雨などの激甚化する自然災害等により、防災・減災に向けた取組が重視されているほか、価値観やライフスタイルが変化するなど、市民意識の変化に伴い市民ニーズは多様化・複雑化しています。

こうした状況変化を踏まえ、これまでの成果を継承しつつ、これからの時代のニーズに対応した持続可能なまちづくりを計画的に進めるため、令和２年度を初年度とする新たな「袖ケ浦市総合計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

「袖ケ浦市総合計画」は、今後のまちづくりの指針として、本市が目指す将来の姿を明らかにするとともに、その実現のための方策を示すものであり、本市のまちづくりにおける最上位の計画として位置付けられるものです。

## 3. 総合計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成されます。

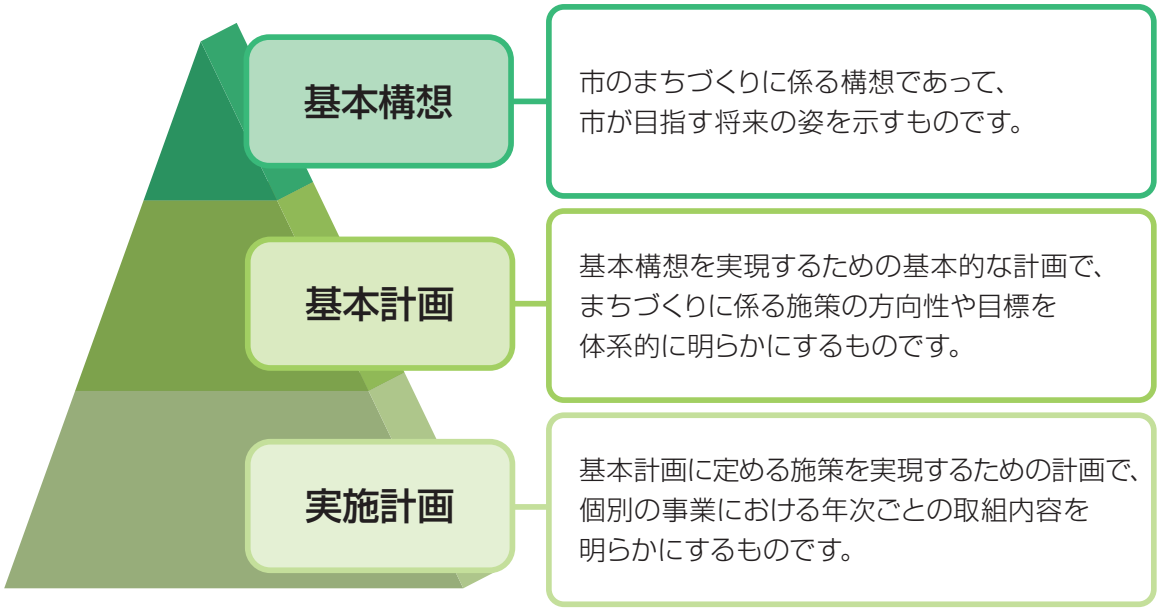


## 4. 総合計画の期間

●「基本構想」は、今後の社会経済情勢の変化を見据えながら長期的視点に立ったまちづくりを行うため、計画期間を12年間とし、これを全体の計画期間とします。

●「基本計画」は、「基本構想」の計画期間である12年間を前期と後期に分け、それぞれ6年間の計画期間とします。

●「実施計画」は、予算編成の指針として適切に管理できる期間として3年間を計画期間とするとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。

| 年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 | 令和１２年度 | 令和１３年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本構想 | 基本構想（１２年間） | | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期基本計画（６年間） | | | | | | 後期基本計画（６年間） | | | | | |
| 実施計画 | 第1期実施計画（3年間） | | | 第2期実施計画（3年間） | | | 第3期実施計画（3年間） | | | 第4期実施計画（3年間） | | |
| | ※必要に応じて毎年見直し | | | | | | | | | | | |

# Ⅱ. 袖ケ浦市の概要

## 1. 位置・地勢

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。総面積は９４．９３平方キロメートル、周囲は８４．５キロメートルで、東西１４．０キロメートル、南北１３．５キロメートルに広がっています。

直線距離で東京都心から約３５キロメートル、千葉市から約２５キロメートルに位置し、袖ケ浦駅から東京駅までＪＲ京葉線で最短約６０分、千葉駅までＪＲ内房線で約３０分で移動できるほか、袖ケ浦バスターミナルからの高速バスを利用することで、都心部の主要駅まで６０分以内、東京国際空港（羽田空港）までは最短２２分で結ばれており、鉄道や高速道路を通じて、主要駅や空港へのアクセスが良好な位置にあります。

また、本市の臨海部は、京葉工業地域を形成し、石油化学やエネルギー関連企業が多く立地しているほか、内陸部の主に北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっています。

さらに、市内では、清澄山系に源を発し市を東西に流れ東京湾に注ぐ小櫃川やその支流である松川、槍水川、武田川のほか、浮戸川、蔵波川等が流れています。

## 2. 沿革

「袖ケ浦」の名は、「古事記」の日本武尊（ヤマトタケルノミコト）が相模国からの東征の折り、走水（現在の東京湾）を渡る際に大時化に遭い、この際海神の怒りを鎮めるため海中に身を投じた妃の弟橘姫（オトタチバナヒメ）の袖がこの地方の海岸に流れ着いたという伝説に由来しており、昭和３０年に旧袖ヶ浦町の誕生の際に町名として採用されたものです。

本市の歴史は大変古く、およそ3万年前の旧石器時代からこの地方に人が暮らし始めたと考えられています。市内にある遺跡からは縄文・弥生時代の土器・石器類が出土しており、平成２９年には縄文時代の大型貝塚である山野貝塚が国史跡に指定されたほか、４世紀から7世紀にかけて活躍した豪族の古墳も多く見つかっており、この地で古くから人々の生活が営まれていたことが伺われます。

室町時代には「横田郷」と呼ばれる大きなムラができ、江戸時代には、幕府による交通網の整備に伴い、本市の地域周辺でも房総往還、久留里往還などの脇往還（脇街道）が整備され、現在のＪＲ袖ケ浦駅前付近は房総往還の主要な宿場「奈良輪宿」として発達しました。その後、明治４年に行われた廃藩置県により当地域は木更津県に属し、さらにその２年後、木更津県と印旛県が合併した千葉県に属しています。

昭和３０年3月31日、昭和町、長浦村、根形村の一部が合併した旧袖ヶ浦町と、平川町、根形村の一部、富岡村の一部が合併した旧平川町が発足しました。当時は沿岸部での海苔の養殖、内陸部の低地での稲作や台地での畑作など水産業や農業が産業の基盤となっていましたが、高度経済成長期に入ると海岸の埋め立て造成により石油化学やエネルギー関連等のコンビナートが形成され、京葉工業地域の一翼を担う地域となりました。

昭和４６年11月3日に旧袖ヶ浦町と旧平川町が合併して新たな袖ヶ浦町が発足するとともに、福王台や長浦駅前等の土地区画整理事業等の住宅地開発の結果、町の人口は飛躍的に増加し、平成3年４月1日に市制施行し、現在の袖ケ浦市が誕生しました。

その後、館山自動車道、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道の開通により、県内地域はもちろん、都心をはじめとする県外各地へのアクセス性が飛躍的に高まったことを背景として、新たに袖ケ浦椎の森工業団地や袖ケ浦駅海側地区の整備が進むなど、現在も産業と自然が調和したまちづくりが進められています。

# 3. 人口推移

本市の人口は、京葉工業地域の形成や宅地造成等に伴って急速に増加し、現在も緩やかな増加が続いています。

また、世帯数についても増加しているものの、１世帯あたりの人員は年々減少しており、単身化や核家族化が進んでいます。

年齢３区分別の割合をみると、年少人口（０～１４歳）、生産年齢人口（１５～６４歳）が減少傾向にある一方、平成７年に11．２%であった老年人口（６５歳以上）は、平成２７（２０１５）年に２４．９%へ急増しており、高齢化の進展が顕著となっています。

住民基本台帳人口の推移（4月1日現在、単位：人）

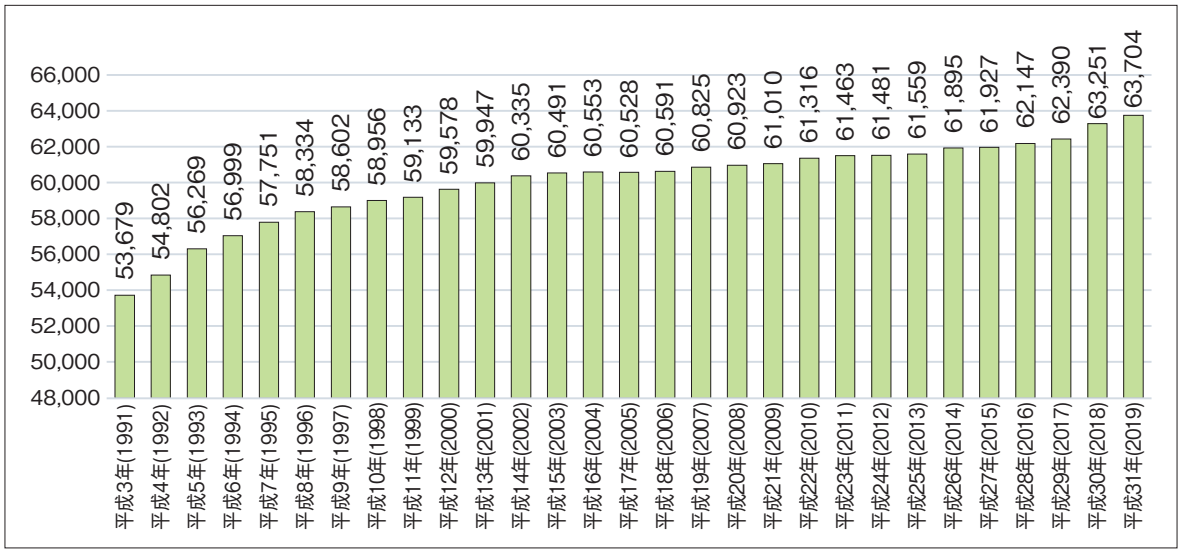


年齢３区分別人口の割合の推移

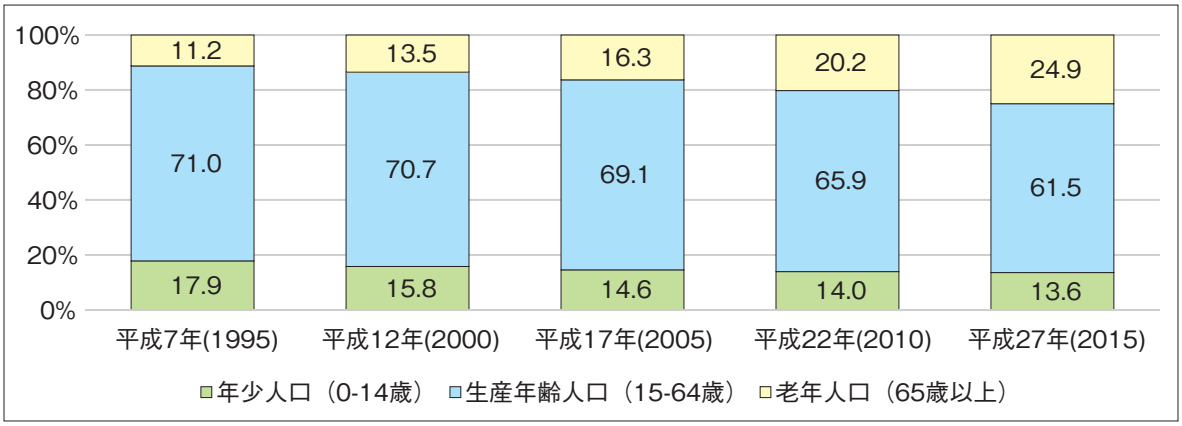


資料：国勢調査結果

# 4. 財政の動向

## (1) 歳入と歳出の状況

本市の財政規模（一般会計）は、大型建設事業が集中した平成25～平成27年度を除き、おおよそ210億円～230億円台で推移しています。

歳入については、最も大きな割合を占める市税が、平成9年度をピークに減少傾向が続いていましたが、近年は下げ止まりの状況にあります。

歳出については、社会保障費の増加に伴い、扶助費が平成21年度から平成30年度までの10年間で2倍以上に増加しているほか、大型建設事業の実施に伴い、平成25～平成27年度の投資的経費も高い水準となっています。

歳入決算額の推移

（百万円）

| 項目 | | 平成21年度(2009) | 平成22年度(2010) | 平成23年度(2011) | 平成24年度(2012) | 平成25年度(2013) | 平成26年度(2014) | 平成27年度(2015) | 平成28年度(2016) | 平成29年度(2017) | 平成30年度(2018) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般財源 | 市税 | 13,647 | 13,438 | 13,287 | 13,217 | 13,379 | 13,375 | 13,108 | 13,196 | 13,687 | 13,643 |
| | 地方消費税交付金 | 548 | 547 | 561 | 566 | 562 | 672 | 1,087 | 980 | 1,034 | 1,135 |
| | 上記以外の一般財源 | 862 | 815 | 818 | 764 | 798 | 753 | 756 | 700 | 768 | 752 |
| 国及び県支出金 | | 3,356 | 3,230 | 3,595 | 3,697 | 5,156 | 5,345 | 4,644 | 4,433 | 6,202 | 4,419 |
| 市債 | | 740 | 895 | 944 | 1,256 | 2,417 | 3,688 | 1,685 | 1,409 | 1,695 | 904 |
| その他 | | 2,603 | 2,211 | 2,152 | 3,312 | 3,677 | 3,543 | 4,261 | 2,957 | 1,702 | 3,167 |
| 歳入計 | | 21,756 | 21,136 | 21,357 | 22,813 | 25,990 | 27,377 | 25,541 | 23,675 | 25,089 | 24,019 |

歳出決算額の推移

（百万円）

| 項目 | | 平成21年度(2009) | 平成22年度(2010) | 平成23年度(2011) | 平成24年度(2012) | 平成25年度(2013) | 平成26年度(2014) | 平成27年度(2015) | 平成28年度(2016) | 平成29年度(2017) | 平成30年度(2018) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 義務的経費 | 人件費 | 5,460 | 5,307 | 5,361 | 5,350 | 5,165 | 5,088 | 5,232 | 5,371 | 5,405 | 5,441 |
| | 扶助費 | 2,353 | 3,370 | 3,650 | 3,786 | 3,891 | 4,127 | 4,425 | 4,583 | 4,727 | 4,996 |
| | 公債費 | 1,090 | 1,038 | 1,023 | 1,060 | 1,092 | 1,079 | 1,084 | 1,048 | 1,063 | 1,111 |
| 物件費 | | 4,593 | 4,369 | 4,326 | 4,340 | 4,084 | 4,199 | 4,238 | 4,226 | 4,304 | 4,446 |
| 補助費等 | | 2,721 | 1,494 | 1,464 | 1,511 | 1,502 | 1,604 | 1,812 | 1,823 | 1,837 | 1,796 |
| 繰出金 | | 2,149 | 2,237 | 2,346 | 2,258 | 2,241 | 2,101 | 2,281 | 2,290 | 2,052 | 2,041 |
| 投資的経費 | | 1,901 | 2,011 | 1,994 | 2,555 | 5,860 | 7,333 | 4,930 | 2,592 | 3,484 | 2,138 |
| その他 | | 793 | 1,006 | 653 | 754 | 872 | 1,071 | 826 | 1,040 | 1,327 | 1,417 |
| 歳出計 | | 21,060 | 20,832 | 20,816 | 21,613 | 24,707 | 26,602 | 24,827 | 22,974 | 24,200 | 23,386 |

## （2）財政指標の推移

本市の財政状況については、財政力指数でみると、水準は徐々に低下しているものの、普通交付税の交付を受けない基準である「1」を上回って推移している状況です。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、扶助費の増加を背景に上昇傾向にあり、財政の硬直化が進行しています。

自治体の財政状況を示す、実質公債費比率や将来負担比率は大型建設事業に伴い変化していますが、全国平均や県内自治体と比較して低く、健全な財政状況を保っています。

財政力指数・経常収支比率の推移

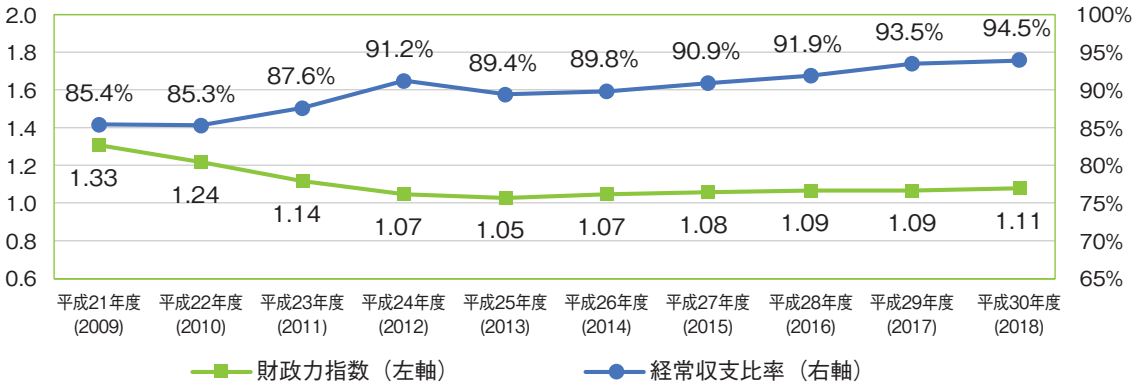


実質公債費比率・将来負担比率の推移

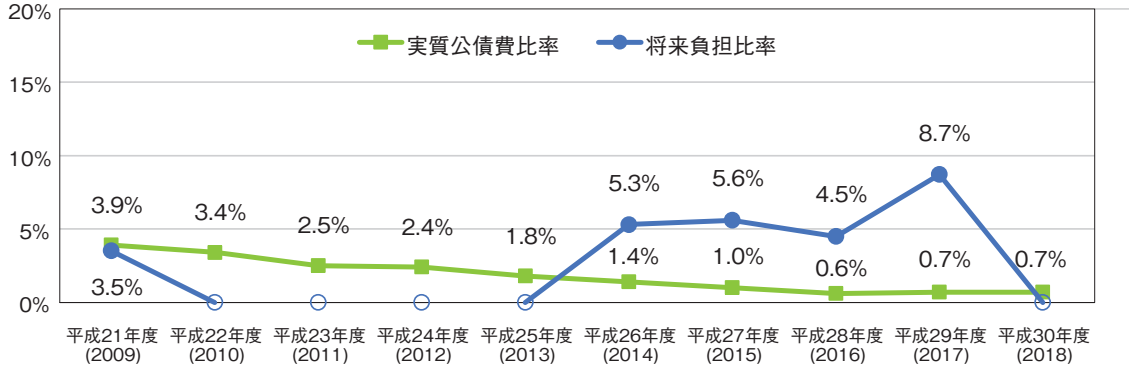


千葉県平均・全国平均との比較（平成３０年度）

| 財政指標 | 袖ケ浦市 | 千葉県平均 | 全国平均 |
|---|---|---|---|
| 財政力指数 | 1.11 | 0.72 | 0.51 |
| 経常収支比率 | 94.5% | 92.1% | 93.0% |
| 実質公債費比率 | 0.7% | 5.7% | 6.1% |
| 将来負担比率 | － | 32.0% | 33.7% |

# 5. 産業の状況

本市には、臨海部の京葉工業地域や内陸部の袖ケ浦椎の森工業団地における工業、肥沃な大地と温暖な気候を活かした農業、交通アクセスの強みを生かした魅力ある観光などの産業が存在しています。

本市の産業別就業人口（平成27年）は29,534人で、うち分類不能の産業に区分される985人を除いた28,549人の産業別就業人口の構成は、第3次産業が19,150人（67.1%）で最も多く、次いで第2次産業が8,095人（28.4%）、第1次産業が1,304人（4.6%）の順となっています。過去20年間では、第1次産業が937人（3.1ポイント）、第2次産業が1,406人（4.3ポイント）減少している一方、第3次産業が1,789人（7.4ポイント）増加しています。

産業別就業人口の推移（単位：人）

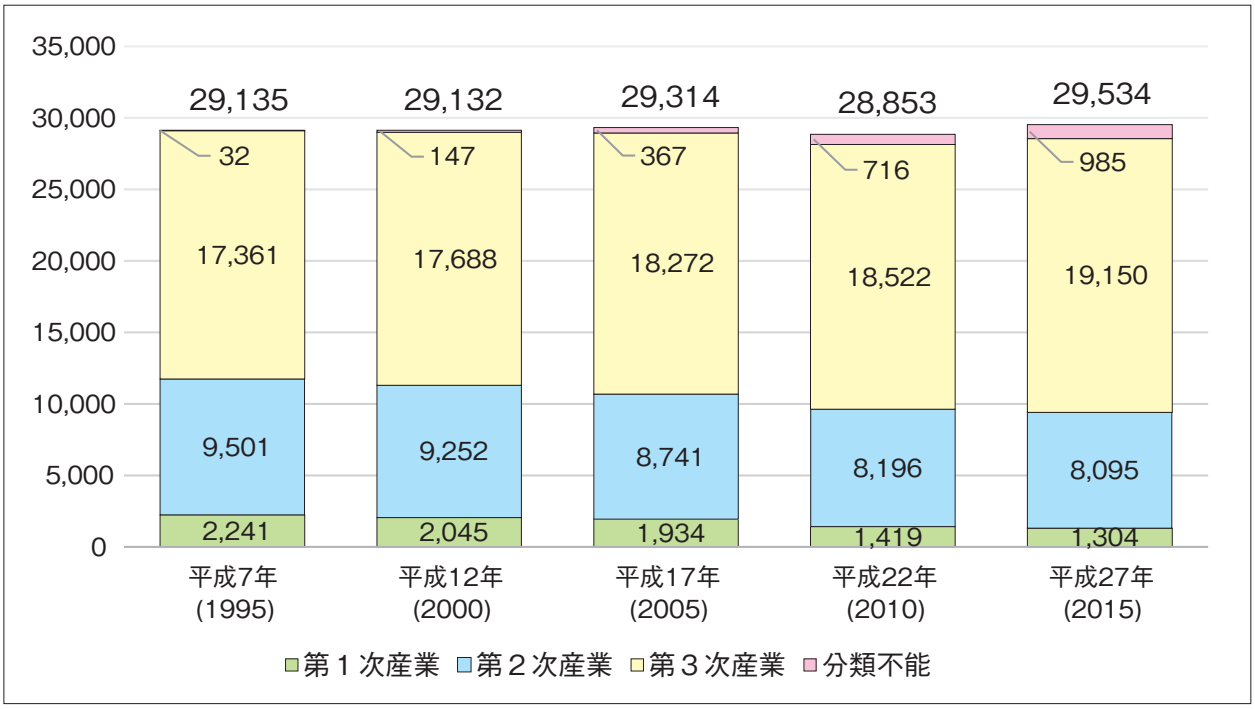


資料：国勢調査結果

# Ⅲ. 時代の潮流

今後のまちづくりにあたっては、人々の意識や社会経済情勢など時代の潮流を踏まえた上で、これに応じた的確な取組を推進していく必要があります。本章では、今後のまちづくりの際に留意すべき時代の潮流について整理しました。



## （1）人口の減少

我が国の人口は、少子化を背景に平成２０年をピークとして減少局面にあります。未婚化や晩婚化が進み、出生数が低位で推移しており、今後もこの傾向はさらに強まることが予想されます。人口の減少は、消費の減退、労働力の減少、地域コミュニティの機能低下など、地域の活力を衰退させる要因となることが懸念されています。

## （2）少子高齢化の進展

団塊の世代の高齢化や、少子化などを背景として、我が国の高齢化率は平成２７年に２６．６％に達し、今後も増加する見通しとなっています。高齢化の進展は、成熟した社会となることが予想されますが、一方で少子化による生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下や、医療、福祉といった社会保障の負担増などの影響が生じます。

全国の将来人口数、高齢化率の推移

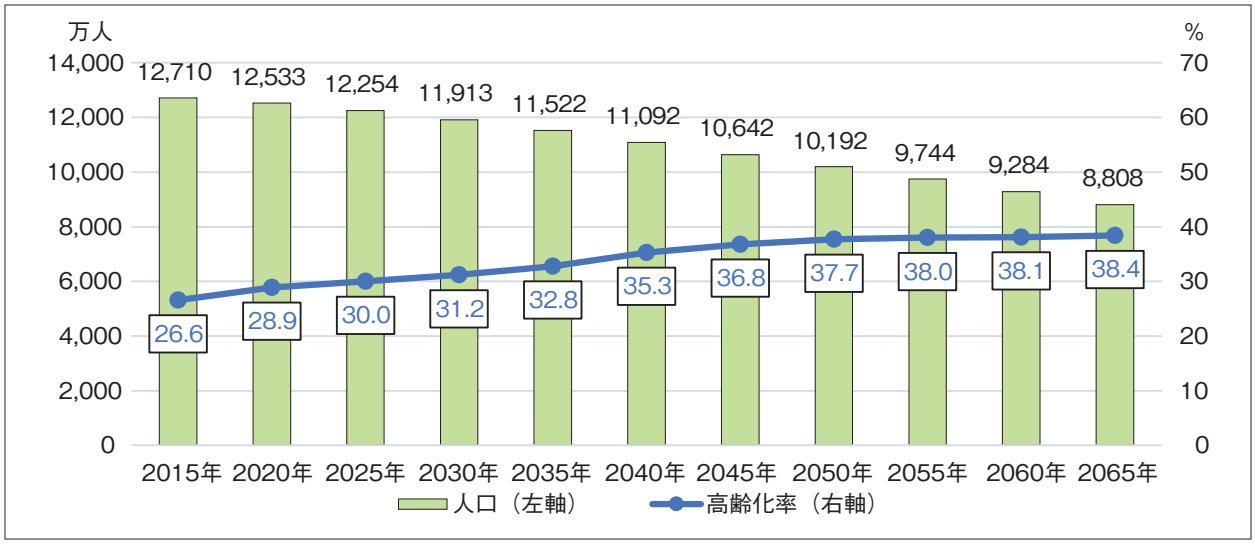


資料：「日本の将来推計人口（平成２９年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

## （3）高度情報化の進展

スマートフォンの普及、ＩｏＴ化の進展、ＡＩやビッグデータの利活用など、情報通信分野における目まぐるしい技術の進歩は「第４次産業革命」とも呼ばれ、新たな価値を創造し人々の生活に様々な豊かさを提供しています。一方で、情報セキュリティ問題や、情報格差の発生といった新たな課題も生み出しています。

主な情報通信機器の保有状況の推移（世帯）

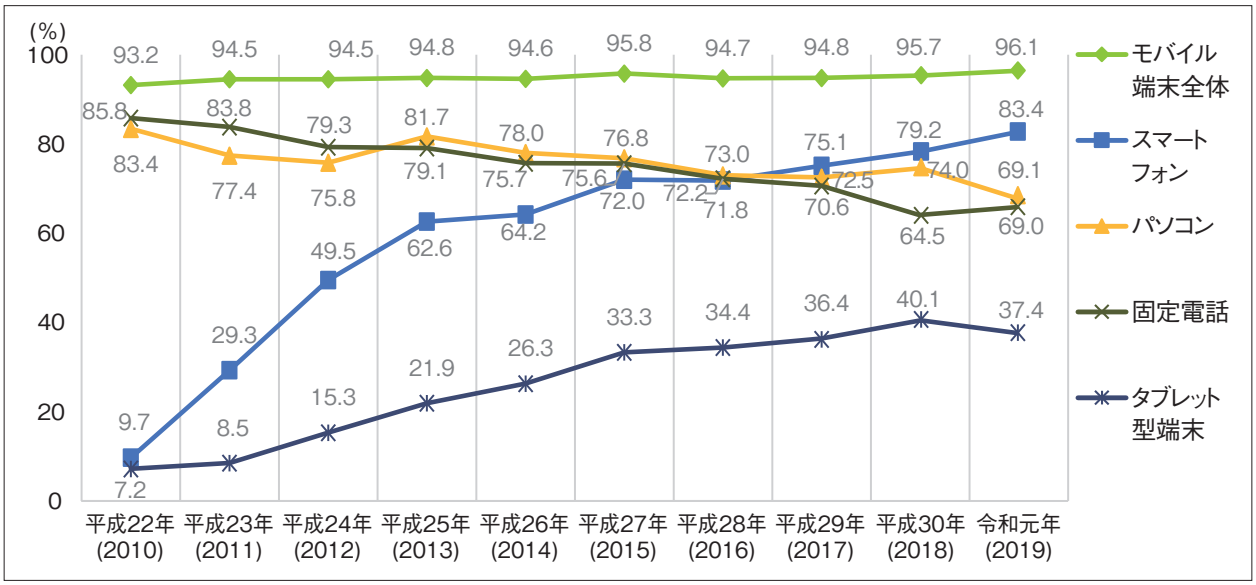


資料：「通信利用動向調査」（総務省）

## （4）国際化の進展

近年、交通手段の発達や情報通信技術の進歩を背景に、ヒト・モノ・カネ・情報の流れが国家の枠を超えて世界規模で展開されるようになっています。その結果、海外の成長市場での販売拡大や急増する訪日外国人観光客の消費取り込み等が企業経営に好影響を与える一方、グローバル競争の激化や製造拠点の海外移転等によって雇用が減少するといった懸念も生じています。

## （5）環境問題に対する意識の高まり

地球規模での気候変動や環境問題が深刻化する中で、温室効果ガスの排出の抑制をはじめとした「低炭素社会」の構築や、限りある資源を有効活用し環境負荷の低減を図る「資源循環型社会」の形成が重要となっています。

また、日常生活においても、再生可能エネルギーの活用や消費電力が少ない電化製品への転換、エコバッグの普及やリサイクルの実践などの取組が浸透してきており、環境問題への意識はますます高まっています。

## （6）安全・安心への関心の高まり

近年、東日本大震災をはじめとした地震やそれに伴う津波のほか、台風や集中豪雨といった大規模な自然災害が全国で発生し、人々の防災意識が高まっています。

また、高齢者や一人暮らし世帯の増加、人のつながりの希薄化などを背景に、詐欺や虐待などの犯罪が問題となっています。さらに、交通事故による死傷者数は減少しているものの、高齢者の割合が高くなっているなど、日々の生活における安全・安心の重要性が増しています。

災害への備えの重要度（平成28年実施内閣府アンケート調査より）

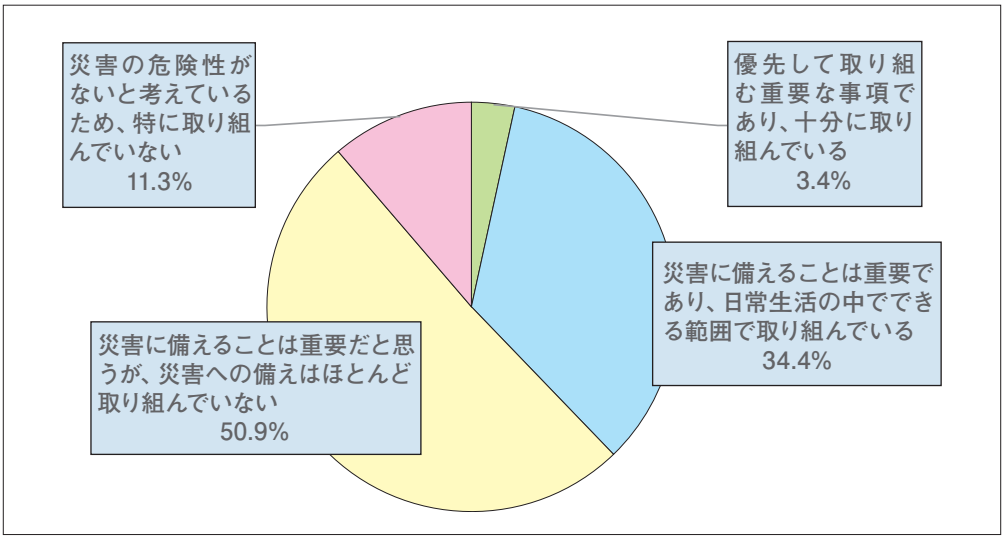


資料：「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査」（内閣府）

## （7）価値観・ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、豊かさの価値観については、物質的にある程度豊かになったことから、物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたいという考え方に代わり、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたいという考えが強まる傾向にあります。

また、核家族化や単身世帯の増加など家族構成の変化が進んでいるほか、女性の社会進出に伴って共働き世帯も増えており、個人のライフスタイルは多様化しています。

男女別の有業率と仕事時間の推移

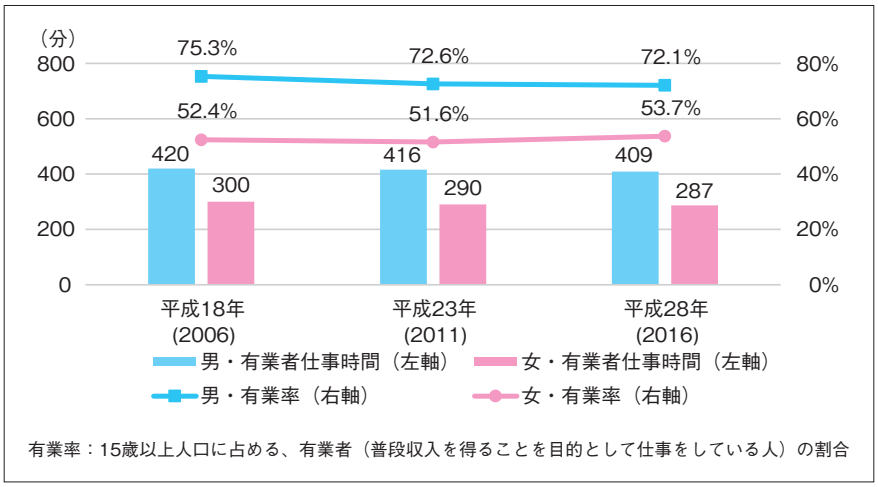


有業率：15歳以上人口に占める、有業者（普段収入を得ることを目的として仕事をしている人）の割合

資料：「社会生活基本調査結果」（総務省）

## （8）行財政運営の重要性の高まり

多くの地方自治体は、税収の減少と扶助費の増加による財政状況のひっ迫化、老朽化が進む公共施設への対応など様々な問題を抱えており、限られた財源の中で重要性と緊急性の観点から、取り組む事業の選択と集中を迫られる厳しい環境にあります。

また、地方分権により国から地方への権限移譲が進んでおり、行財政運営のあり方によって地域の将来人口や財政力が変化していくことが予想されることから、地方自治体では、それぞれの地域の実態に即し、自らの判断と責任で、より効果的な行財政運営をしていくことが求められます。

# Ⅳ. 市民からの意見

今回の総合計画の策定にあたって、まちづくりアンケート調査、まちづくりワークショップ、年代別市民座談会、地域のまちづくり懇談会など、様々な機会を通じて市民の方々からまちづくりについての意見をお伺いしました。

今後のまちづくりにあたっては、こうした市民の声を十分反映させながら、市民と行政が力を合わせて取組を進めていくことが重要です。

## 1. まちづくりアンケート調査（平成29年9月実施）の結果

### （1）市への愛着・住みよさ・居住意向

#### ①市への愛着

市への愛着は、「愛着を感じている」が62.2%となっており、「あまり愛着を感じていない」の8.1%を大きく上回りました。

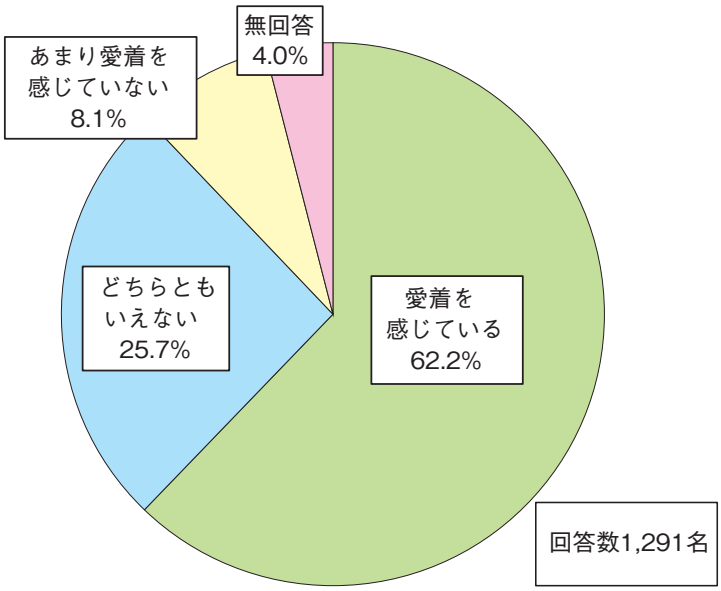


資料：まちづくりアンケート調査

### ②市の住みよさ

市の住みよさは、「とても住みよい」（19.1%）と「どちらかといえば住みよい」（60.4%）を合わせると、約8割の市民が「住みよい」と回答しました。

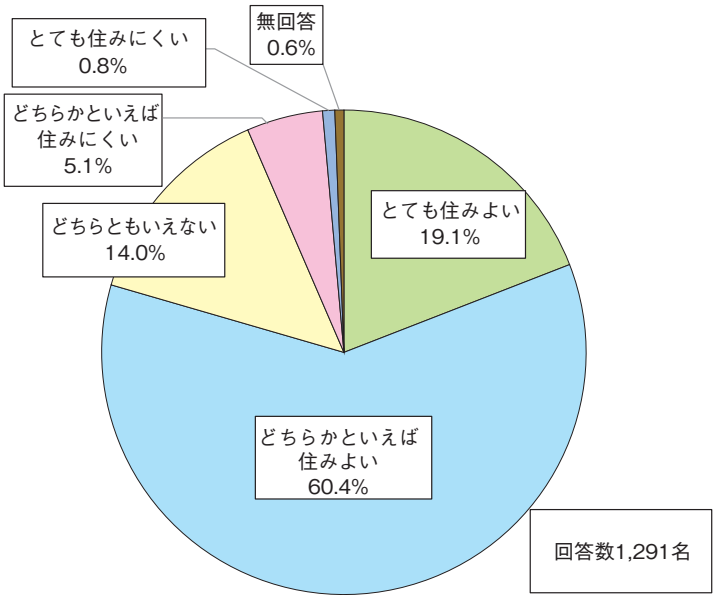


資料：まちづくりアンケート調査

### ③居住意向

市への居住意向は、「これからもずっと住み続けたい」が46.8%と約半数を占めており、「当分は住み続けたい」の33.0%と合わせ、今後も住み続けたいとの回答が約8割となりました。

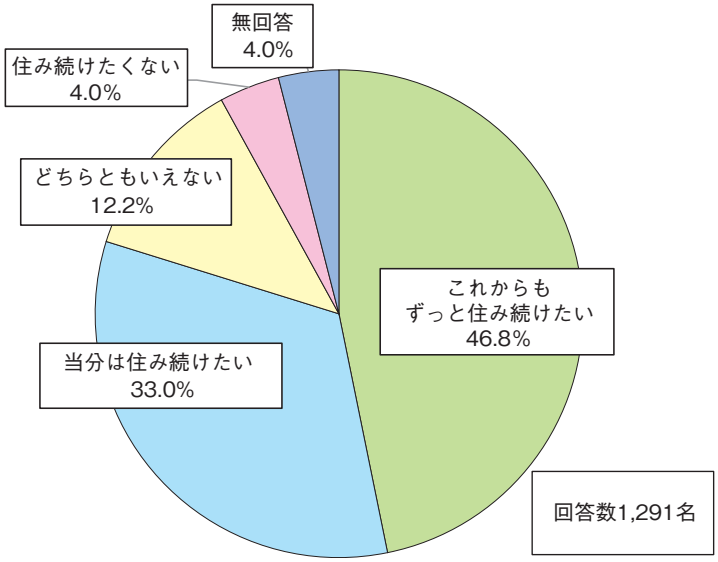


資料：まちづくりアンケート調査

## （2）満足度と重要度

まちづくりアンケートにおいて、下記の５２項目について現在の満足度（現在どのように感じているか）を調査するとともに、今後のまちづくりにおける重要度（今後取り組むことがどれくらい重要か）を調査しました。

調査項目一覧

| 分野 | 番号 | 項目 |
|---|---|---|
| Ⅰ 市民生活 | 01 | コミュニティ |
| | 02 | 市民参加 |
| | 03 | 消費生活 |
| | 04 | 男女共同参画 |
| | 05 | 情報化 |
| | 06 | 国際化 |
| | 07 | 人権 |
| | 08 | 鉄道 |
| | 09 | 路線バス |
| | 10 | 高速バス |
| | 11 | 墓地 |
| | 12 | 火葬場 |
| Ⅱ 防犯・防災 | 13 | 防災 |
| | 14 | 防犯 |
| | 15 | 交通安全 |
| | 16 | 消防・救急・救助 |
| Ⅲ 保険・医療・福祉 | 17 | 地域福祉 |
| | 18 | 国民健康保険 |
| | 19 | 介護保険 |
| | 20 | ひとり親家庭福祉 |
| | 21 | 低所得者福祉 |
| | 22 | 子育て |
| | 23 | 障がい者福祉 |
| | 24 | 高齢者福祉 |
| | 25 | 保健 |
| | 26 | 医療 |
| Ⅳ 学校教育・生涯学習 | 27 | 幼児教育 |
| | 28 | 義務教育 |
| | 29 | 高等教育 |
| | 30 | 青少年健全育成 |
| | 31 | 生涯学習 |
| | 32 | 文化・芸術 |
| | 33 | スポーツ・レクリエーション |

| 分野 | 番号 | 項目 |
|---|---|---|
| Ⅴ 環境 | 34 | 環境保全 |
| | 35 | 環境美化 |
| | 36 | ごみ処理 |
| Ⅵ 産業振興 | 37 | 農業 |
| | 38 | 商業 |
| | 39 | 工業 |
| | 40 | 観光 |
| | 41 | 労働 |
| Ⅶ 都市形成・都市基盤 | 42 | 市街地整備 |
| | 43 | 公園・緑地 |
| | 44 | 道路網 |
| | 45 | 上水道 |
| | 46 | 公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽・し尿処理 |
| | 47 | 住宅 |
| Ⅷ 行財政 | 48 | 財政 |
| | 49 | 行政 |
| | 50 | シティプロモーション |
| | 51 | 広域連携 |
| | 52 | 情報公開 |

### ①現在の満足度

現在の満足度(現在どのように感じているか)については、４２項目において満足している(「満足」と「やや満足」の合計)が不満である(「やや不満である」と「不満」の合計)を上回りました。

満足度の高い取組は、「上水道」「高速バス」「保健」の順となり、満足度の低い取組は「商業」「路線バス」「シティプロモーション」の順となりました。

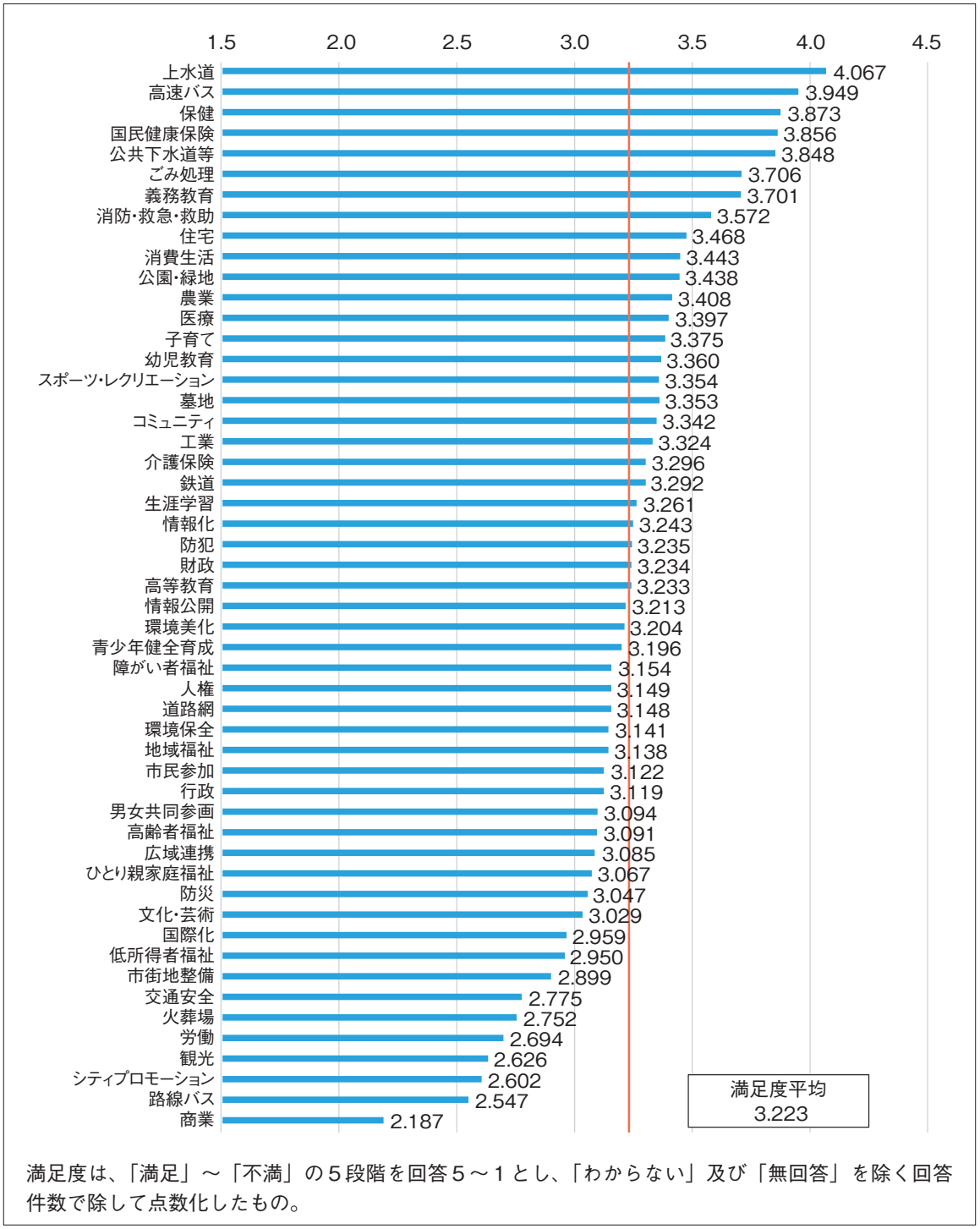


満足度は、「満足」～「不満」の５段階を回答５～１とし、「わからない」及び「無回答」を除く回答件数で除して点数化したもの。

資料：まちづくりアンケート調査

### ②今後の重要度

重要度（今後取り組むことがどれくらい重要か）については、５２項目すべてにおいて重要（「重要である」と「やや重要」の合計）が重要ではない（「あまり重要ではない」と「重要ではない」の合計）を上回りました。

重要度の高い取組は、「消防・救急・救助」「防犯」「防災」の順となり、重要度の低い取組は「国際化」「文化・芸術」「墓地」の順となりました。

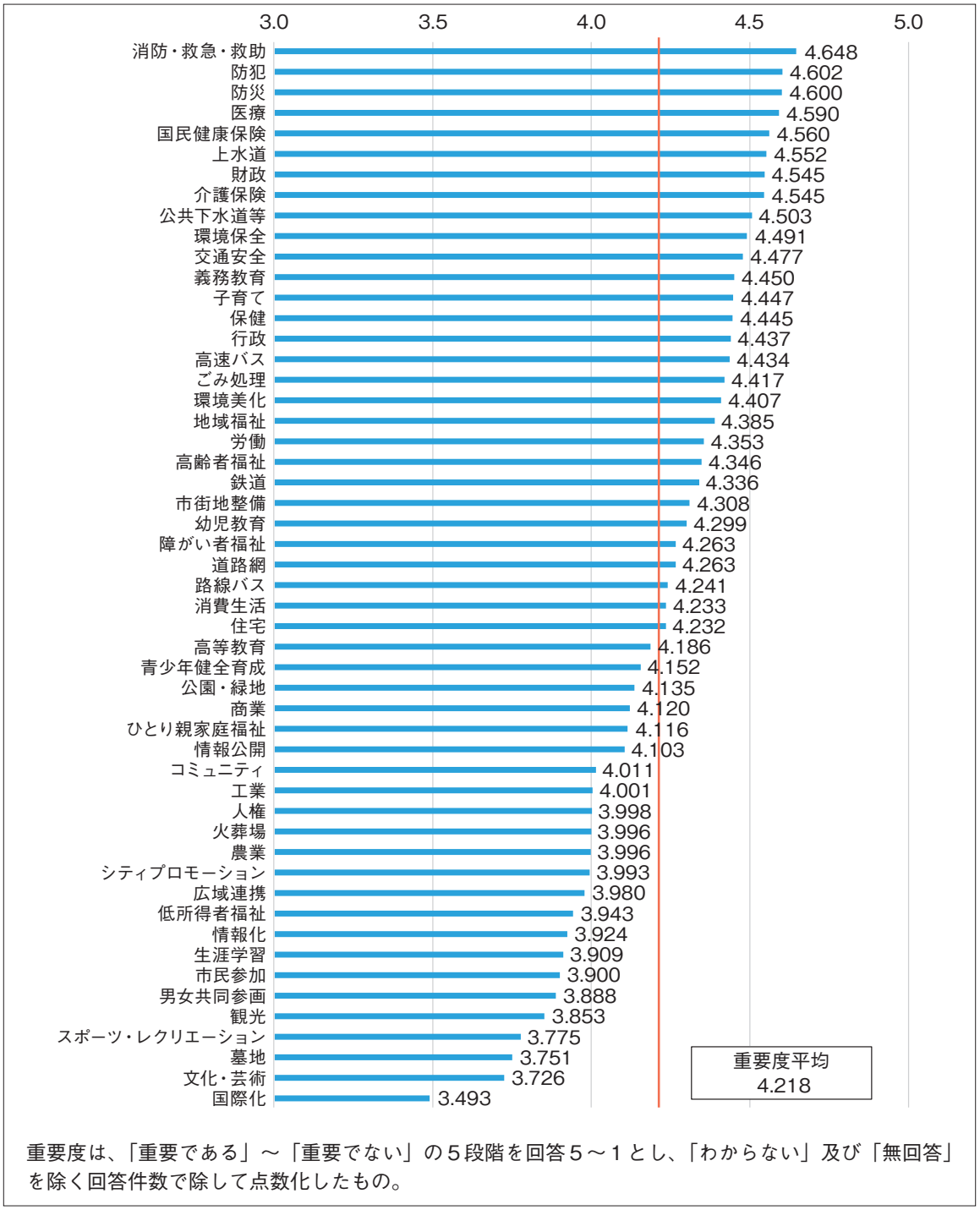


重要度は、「重要である」～「重要でない」の５段階を回答５～１とし、「わからない」及び「無回答」を除く回答件数で除して点数化したもの。

資料：まちづくりアンケート調査

### ③満足度・重要度調査結果の全体的な傾向と施策間における散布図

点数化した満足度と重要度を散布図として表すと、全体的に満足度は高く、重要度も高くなっています。項目ごとの相関関係をみると、満足度が低く、重要度が高い項目（市民の対応ニーズが高い項目）は、交通安全、路線バス、労働、防災、市街地整備、環境保全などとなっています。

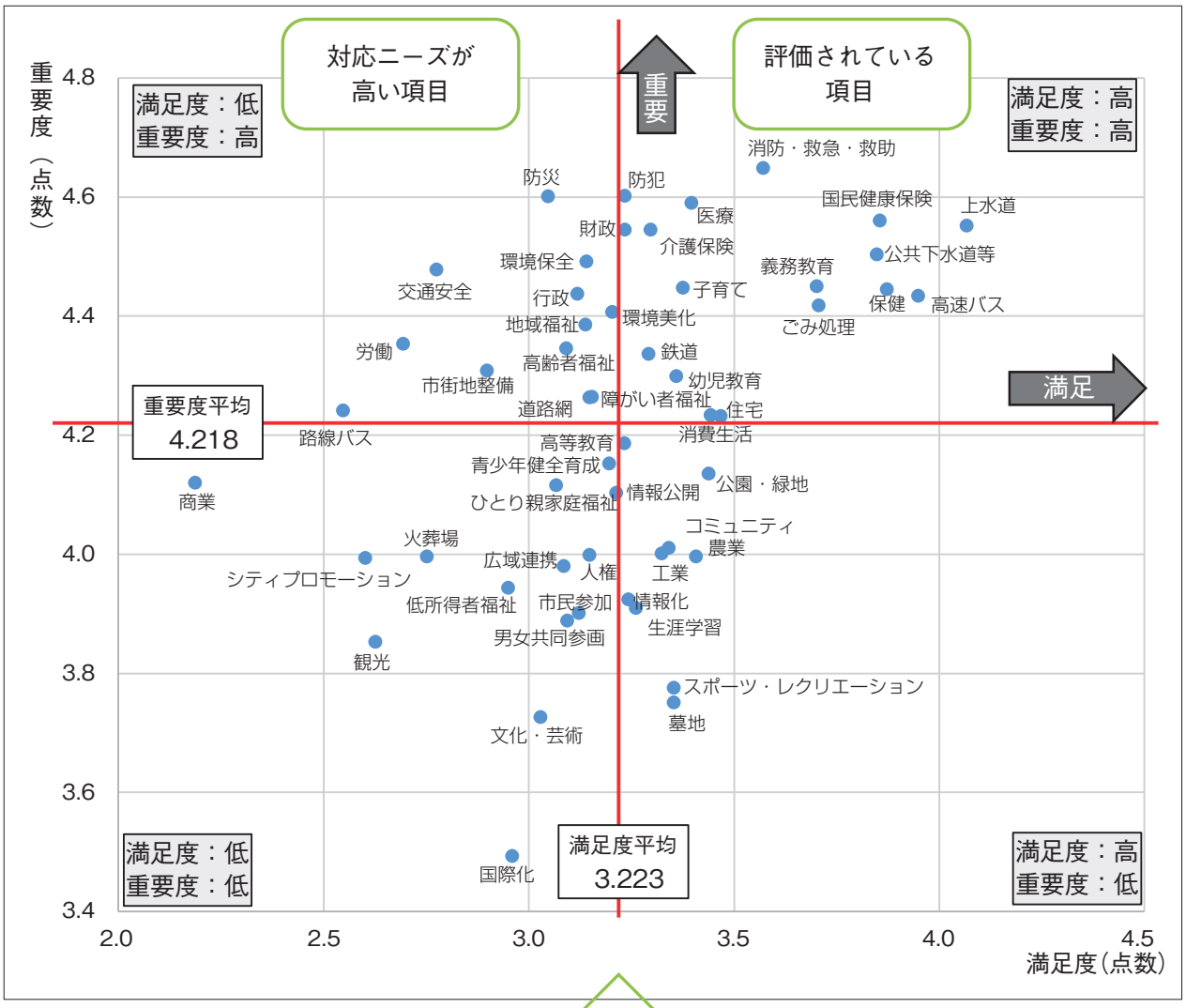


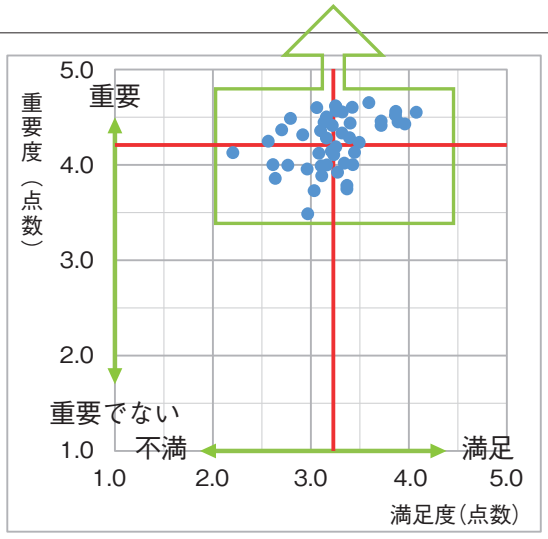


資料：まちづくりアンケート調査

## （3）市の将来像についての意見

袖ケ浦市の将来像としてふさわしいものについては、「災害、犯罪の少ない『安全・安心のまち』」を挙げる声が特に多いほか、「高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる『福祉のまち』」、「自然が豊かで、のどかな田園風景のある『緑の豊かなまち』」、「子育てがしやすく、子育て世帯に選ばれる『子育てのまち』」を挙げる声も多くなっています。

袖ケ浦市の将来像としてふさわしいもの

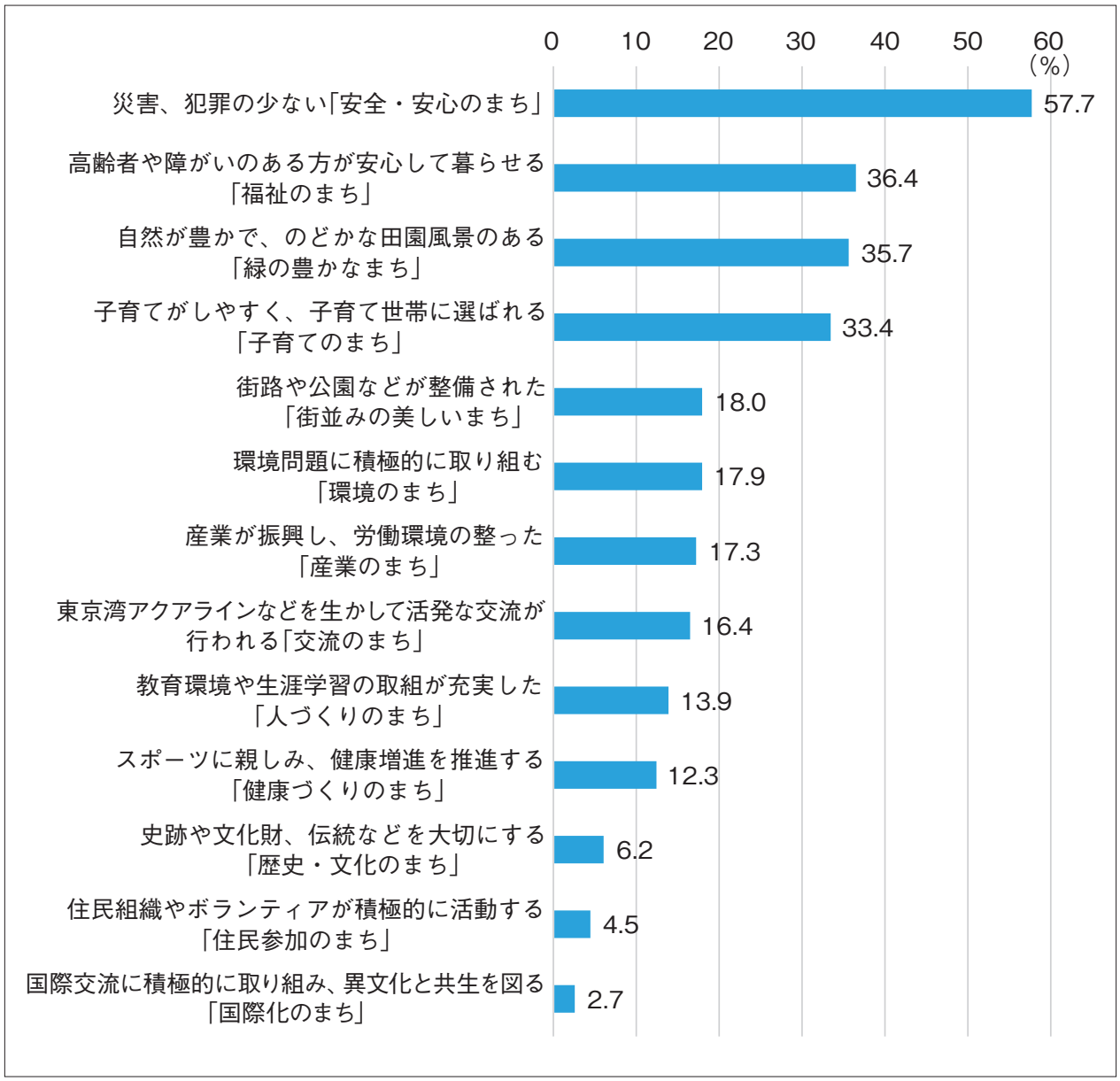


資料：まちづくりアンケート調査（一人3項目まで選択可）

## 2. まちづくりワークショップ等の意見

今回の総合計画策定にあたって実施した、まちづくりワークショップ（平成29年12月～平成30年4月実施）、年代別市民座談会(平成29年12月～平成30年1月実施)、地域のまちづくり懇談会(平成29年12月実施）における主な意見は次のとおりです。

| | まちづくりワークショップ | 年代別座談会 | 地域のまちづくり懇談会 |
|---|---|---|---|
| **子育て支援・学校教育** | ● 子育て関連施設・サービスの充実<br>● 学校教育の充実<br>● 教育学習施設・図書館の活用 | ● 子育て関連施設・サービスの充実<br>● 教育での農業や伝統文化の体験 | ● 子育て世代、若年層を呼び込む施策の推進<br>● 子育て関連施設・サービスの充実 |
| **生涯学習・スポーツ** | ● 市民がもつ多様なスキルの生涯学習への活用<br>● スポーツ施設の有効活用 | ● 市民がもつ多様なスキルの生涯学習への活用 | |
| **保健・医療** | ● 市内医療サービスの充実 | | ● スポーツ振興による扶助費の削減<br>● ガウランドの利用促進 |
| **福祉** | ● 高齢者の生活支援 | ● 高齢者が活動できる場・機会の確保 | ● 高齢者の生活支援<br>● 高齢者が活動できる場・機会の確保<br>● 高齢者福祉施設の充実 |
| **防災・防犯・交通安全** | ● 防災対策の強化<br>● 防犯対策の強化 | ● 通学路の防犯・交通安全対策 | ● 防災意識の向上<br>● 水害対策<br>● 通学路の防犯・交通安全対策 |
| **環境保全・リサイクル** | ● 自然環境の保全<br>● ゴミの減量・リサイクルの推進 | | ● 道路の美化<br>● 山林の保護 |
| **市街地形成** | ● 駅を拠点としたまちづくり<br>● 未利用地の活用 | ● 駅を拠点としたまちづくり | ● 宅地開発と自然環境との調和<br>● 市街地の集約化 |

| | まちづくり<br>ワークショップ | 年代別座談会 | 地域のまちづくり<br>懇談会 |
|---|---|---|---|
| **公園** | ● 海浜公園の活用<br>● 公園でのイベント開催 | ● 遊具の安全確保 | ● 海浜公園の活用 |
| **道路** | ● 歩道の整備 | | ● 歩道の整備<br>● かずさＩＣの整備<br>● 近隣市とのアクセス改善<br>● 幹線道路の整備 |
| **住宅** | ● 空き家対策 | | ● 空き家対策 |
| **公共交通** | ● 高速バス・路線バスの充実<br>● 市内各施設へのアクセス改善 | ● 高速バス・路線バスの充実<br>● 市内各施設へのアクセス改善 | ● 高齢者の移動手段の確保<br>● 市内各施設へのアクセス改善 |
| **農林業** | ● 農商工連携 | ● 新規就農促進 | ● 農業の集約化・法人化<br>● 稼げる農業の確立<br>● 新規就農促進 |
| **商工業** | ● 買い物環境の向上<br>● 飲食店の充実 | ● 買い物環境の向上<br>● 商店街の活性化<br>● 企業誘致 | ● 買い物環境の向上<br>● 企業誘致 |
| **観光** | ● 地域資源を活かした観光振興<br>● イベント・ＰＲの強化 | | ● 地域資源を活かした観光振興 |
| **雇用** | ● 高齢者の就業促進<br>● 女性の就業促進 | ● 地元での雇用確保<br>● 通勤手段の確保 | ● 女性の就業促進<br>● 地元での雇用確保 |
| **市民活動** | ● 世代間交流の機会増加<br>● 地域でのイベント開催 | ● 世代間交流の機会増加<br>● 地域でのイベント開催<br>● 地域コミュニティの情報発信 | ● 自治会の加入促進 |
| **情報発信** | | | ● 市の魅力発信 |
| **行財政運営** | | | ● 広域連携の推進 |

# V. 今後のまちづくりに向けた課題

新しいまちづくりを進めていくにあたり、これまでのまちづくりの成果等を踏まえた中で、時代の潮流や市民の意向、各種基礎調査等から、本市が今後特に取り組んでいくべき課題を整理しました。

## （1）将来の人口減少の抑制

全国的に人口が減少する中、本市の人口（住民基本台帳）は、平成10年4月の58,602人から、平成31年4月には63,704人と、近年も増加傾向が続いていますが、今後、本市の人口も減少局面を迎えることが予想されます。

このため、本市では、平成28年2月に「袖ケ浦市人口ビジョン」及び「袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略　未来をひらく袖ケ浦創生プラン」を策定し、結婚・出産・子育て環境の充実、安定した雇用の場の確保、交流人口の拡大と移住・定住の促進、市の知名度向上といった、人口減少対策や地方創生に関する施策を進めているところですが、今後も将来の人口減少の抑制に取り組んでいくことが重要です。

## （2）地域のつながり強化と市民協働の一層の推進

前総合計画では、「自立と協働」を基本理念として掲げ、協働のまちづくりに向けて、「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」の制定をはじめ、協働事業提案制度等の協働に関する取組を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化を背景とした市民活動の担い手不足や、価値観・ライフスタイルの多様化等を起因とする地域社会におけるつながりの希薄化などの課題が顕在化しています。

このような地域課題へ対応していくためには、新たな担い手の確保を図るとともに、地域のつながりを強化して活力ある地域社会を構築する必要があります。また、今後も地域コミュニティの活性化や市民活動の活発化を図りながら、市民や各種団体、民間企業など地域社会を構成する様々な主体と行政が協力し合い、まちづくりに取り組むことが重要です。

### （3）多様な交通手段の確保

本市は、東京湾アクアラインや鉄道等を通じて都心部との良好なアクセスを誇っている一方、市内においては路線バスをはじめとした生活に直結する移動手段について充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の人口減少、高齢化も見据えながら、将来にわたって市民の暮らしを支えることができる持続可能な公共交通網の構築を図り、市民の利便性向上につなげていくことが求められます。

### （4）防災・防犯体制の強化

東日本大震災をきっかけに防災の重要性が見直される中、発生の可能性が危惧されている首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震、台風・集中豪雨などの自然災害への対策が急務となっています。このため、「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、それぞれの役割で地域の防災体制をより強固なものにし、災害に強いまちづくりを進めることが必要です。

また、本市では犯罪や交通事故の発生防止について、官民一体で市民への啓発活動や自主防犯組織の活動などを進めており、今後も市民が安心して暮らせる環境を維持することが求められます。

### （5）子育て・教育環境の更なる充実

本市では、平成２７年国勢調査における年少人口（１５歳未満の人口）の割合が１３．６％であり、全国（１２．６％）や千葉県（１２．４％）を上回っていますが、全国的な傾向と同様に少子化が進んでいます。

このため、少子化抑制の観点からも、子育て世代のニーズを捉えながら、保育サービスの充実や相談支援体制の強化など、子どもを生み育てやすい環境をさらに充実していくことが重要となっています。

また、学校と家庭、地域の連携のもと、確かな学力と郷土愛を育みつつ、国際化や高度情報化など時代の変化に対応できる力を持った健全な子どもの育成に向けた教育環境についても更なる充実が求められています。

## （6）高齢社会への対応と自立支援の充実

本市においても、全国的な傾向と同様に、６５歳以上の高齢者の割合は、平成7年国勢調査における11. 2%から平成２７年国勢調査では２４. ９%へと高齢化が進展しており、今後もさらに高齢化が進むと見込まれることから、高齢社会への対応が急務となっています。

今後も、高齢者の健康づくり支援や高齢者がこれまで培った知識や経験を活かして活躍できる場の充実、医療・介護分野における連携の推進や施設整備など、地域で支え合う仕組みづくり等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で健康に安心して過ごせるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、誰もがいきいきと暮らせるよう、バリアフリー化や就労支援、相談体制の充実等を通じて、人にやさしい地域社会を構築することが求められます。

## （7）豊かな自然の継承と環境問題への対応

本市の豊かな自然環境と美しい田園風景は、本市が誇る大きな魅力の一つとなっています。これらを次世代に引き継いでいくためには、市民と協力しながら環境美化活動や里山等の保全活動などにより、都市と自然との調和を図り、自然と共生するまちづくりを進めていく必要があります。

また、世界的に環境問題が深刻化する中で、これまで本市で取り組んできた大気･水質等の監視や、資源循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルの推進、地球温暖化対策に向けた温室効果ガスの排出量削減の取組などについて、更なる充実が求められています。

## （8）本市の地域資源を活かした産業振興

本市では、温暖な気候や肥沃な大地などに恵まれ、水稲や野菜などの生産が盛んな農業をはじめ、京葉工業地域や袖ケ浦椎の森工業団地に立地し、本市の基盤産業である工業や、良好な交通アクセスと地域資源を活かした観光などが活力の基盤となっています。

しかしながら、農業においては農家の高齢化･担い手不足や耕作放棄地の増加などの課題があり、工業においては経済のグローバル化による競争激化や施設の老朽化などの課題を抱えています。また、商業の更なる活性化や、観光振興に向けた交流人口の増加などの取組が必要となっていることから、これらの課題に対し、事業者と連携しながら対応し、将来の発展につなげていくことが求められています。

## （9）快適な住環境の整備

利便性の高い都市インフラや魅力的な景観等によってもたらされる快適な住環境は、まちの魅力に直結する重要な要素です。本市では、市街化区域縁辺部での開発行為により市街地が拡大していますが、将来の人口動向を踏まえ効果的な土地利用を促進するとともに、地域の実情に応じた快適な住環境の向上を図ることで、子どもや高齢者、障がいのある人などすべての人にとって住みやすいまちを実現することが求められます。

また、今後はこれまで整備してきた道路や橋梁等のインフラについて、計画的に適切な維持管理・長寿命化を図ることが重要となってきます。

## （10）健全な行財政運営

市民ニーズの多様化や高度化、地方分権の進展等を背景に市が対応すべき業務が拡大しており、引き続き、他自治体との広域的な連携など効率的な行政運営を図り対応していく必要があります。

また、将来的に社会保障費の更なる増加や老朽化が進む公共施設の維持・更新などにより多額の費用が必要となることが見込まれ、市の財政運営は厳しさを増していくことが予想されることから、公共施設の計画的な長寿命化や再編を進めるとともに、既存施設の利活用などにより、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

# Ⅵ. 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年(2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年（2030 年）を期限とする国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

この SDGs を達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。こうした観点から、「袖ケ浦市総合計画」においても、各施策と SDGs の各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

SDGs の 17 の目標

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

各国内及び各国間の不平等を是正する

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

持続可能な生産消費形態を確保する

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

# 基本構想

# Ⅰ．市が目指す将来の姿

## 1．市が目指す将来の姿

「市が目指す将来の姿」は、目標年次までに市が実現を目指す将来のまちの姿を示すものです。

まちづくりを進めていくには、本市を取り巻く社会経済情勢をはじめ、市が抱える課題や市民の意向を捉え、変化を続ける社会や多様化する市民ニーズに対応する必要があります。

また、本市が有する特性を活かし、市内で学び、働き、活動し、そして日々暮らしている人々と、方向性を共有しながら歩みを進めていく必要があります。

そのため、目標年次までに実現を目指す姿を、「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」とします。

**市が目指す将来の姿**

**みんなでつくる**

**人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦**

本市の特色である子育て・教育の充実、全国有数の工業や大地が育む農業をはじめとする各産業の活性化、利便性の高い交通アクセスや多様な地域資源など、本市の魅力を発揮することにより、「住みたいまち」「働きたいまち」「訪れたいまち」として人が集うまちを目指します。

また、本市の豊かな大地や里山など、受け継いだ自然環境と、都市機能や住みやすい生活環境とが調和した、緑が広がる美しいまちを目指します。

さらに、災害等に強く、市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

これらを実現するため、市民一人ひとりの個性や知恵、地域コミュニティをはじめとした人のつながりを活かしながら、地域社会を構成する様々な主体が互いに協力する、みんなでつくるまちを目指します。

## 2. 目標年次

この基本構想における、市が目指す将来の姿の目標年次は、令和13年度とします。

## 3.「市が目指す将来の姿」を実現するための視点

市が目指す将来の姿を実現するため、これからのまちづくりにおいて重視する3つの基本的視点として、市民が力を発揮できる「誰もが活躍するまち」、市民が安全で、健康でいきいきと生活できる「安心して暮らせるまち」、まちが活性化して人々が行き交い賑わう「人が集まる活気あるまち」を定めます。

これら3つの視点を支え、様々な主体によるまちづくりを推進する「みんなでつくるまち」を共通の視点として定め、これら4つの視点を踏まえたまちづくりを進めます。

「市が目指す将来の姿」と「実現するための視点」

**市が目指す将来の姿**

**みんなでつくる　人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦**

| 基本的視点1 | 基本的視点2 | 基本的視点3 |
| --- | --- | --- |
| 誰もが<br>活躍するまち | 安心して<br>暮らせるまち | 人が集まる<br>活気あるまち |

**共通の視点**

みんなでつくるまち

基本的視点1

## 誰もが活躍するまち

少子高齢化による人口減少社会において、まちづくりの活力を維持・発展させるには、市民の誰もが生きがいを持って、それぞれの持つ力を発揮するとともに、様々な形で社会参加していくことが重要となります。

そのため、未来を担う子どもたちの健やかな成長と人間形成の基礎を育む学校教育や、市民の誰もが生涯を通じて学習ができる機会などを充実し、多様な担い手の育成を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を活かしながら地域などで活躍できる環境づくりに取り組みます。

これにより、将来の発展に向けて、今後の担い手となる人々を育むとともに、市民が知識・能力・経験等を十分に活かすことができる、誰もが活躍するまちづくりを進めます。

基本的視点2

## 安心して暮らせるまち

個人の価値観やライフスタイルが変化し、市民ニーズは多様化しており、また、災害の発生や少子高齢化などの自然的・社会的な懸念がある中で、市民が安心して暮らすことができる環境の整備が重要になっています。

このため、災害や犯罪等から市民生活を守るほか、豊かな自然の継承や良好な生活環境の整備、あらゆる年代が健やかに生活できる健康づくりや福祉サービスの向上などに取り組みます。

これにより、すべての市民が健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

**基本的視点３**

## 人が集まる活気あるまち

本市は、持続的な発展の基礎となる産業基盤や地域資源のほか、都心部への交通利便性が高い地理的特性を有していますが、今後も持続的に発展するためには、これまで以上に人々が行き交い、賑わいのあるまちとして魅力を高めていくことが重要となります。

このため、本市が有する強みや地域の特性を活かした、産業の活性化や観光振興などに取り組みます。

これにより、市民生活や各産業における多様な波及効果を創出し、人が集まる活気あるまちづくりを進めます。

**共通の視点**

## みんなでつくるまち

個人の価値観や社会構造が多様化・複雑化し、個人や地域による自発的な課題解決や、行政による市民ニーズへの対応が難しくなっており、これからのまちづくりには、様々な主体が連携して取り組んでいくことが重要となっています。

このため、地域における人のつながりを深め、市民相互の交流による活力あふれるコミュニティを形成するとともに、市民・地域・事業者・行政など地域社会を構成する様々な主体が連携・協力しながら、みんなで力を合わせたまちづくりを進めます。

# Ⅱ. 将来の目標人口

本市の人口は、「袖ケ浦市人口ビジョン」の考え方を基に、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を踏まえた推計によると、令和7年頃にピークを向かえた後に、緩やかな減少局面となる見通しです。

しかしながら、まちづくりを進めていく上で人口は重要な要素であり、まちの活性化のためには一定の人口を維持していくことが必要です。

このため、令和13年度末の目標人口は、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、65,000人以上を維持することとします。

## （参考）将来人口推計

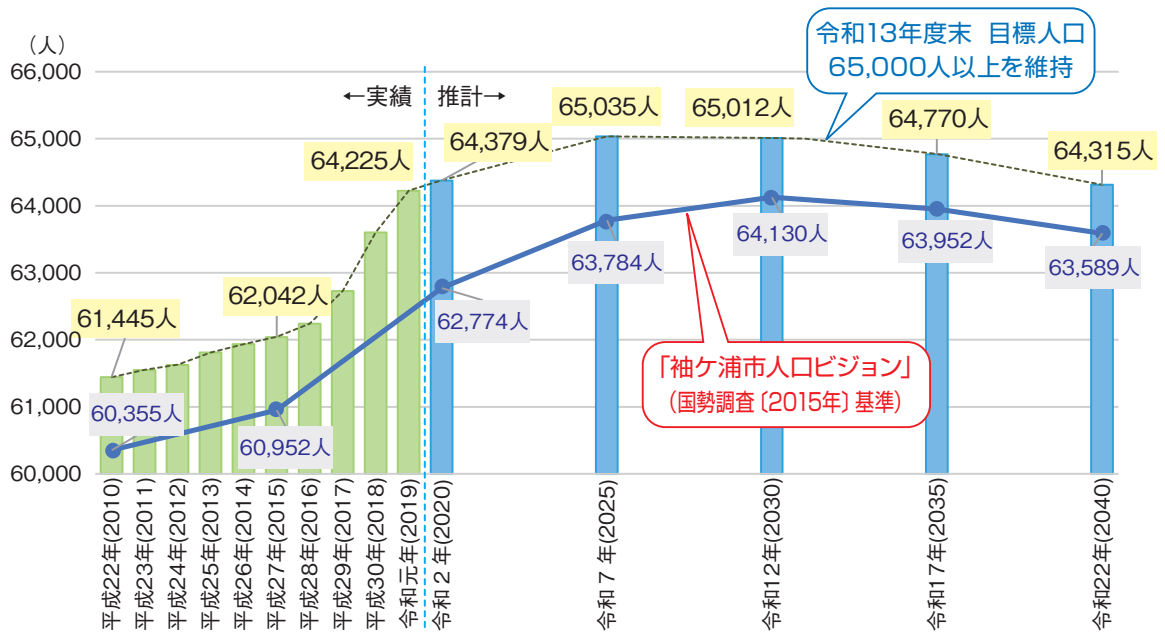


（住民基本台帳人口を参考に推計：各年度10月1日人口）

【袖ケ浦市人口ビジョンとは】

将来の人口減少・高齢化を見据える中、人口に関する認識を市民と行政が共有し、効果的な施策を企画立案する上での基礎とするため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、「袖ケ浦市人口ビジョン」を策定しています。

「袖ケ浦市人口ビジョン」は、子育て支援や雇用の場の確保といった各種施策による効果や、市内の開発動向等を加味しながら、本市における人口の現状分析や課題を踏まえて、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものです。

# Ⅲ. 土地利用の方針

市が目指す将来の姿の実現に向け、市の産業や文化、自然、生活環境などあらゆる面でそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、計画的かつ効率的な土地利用を図ります。

袖ケ浦駅、長浦駅、横田駅を中心とする３つの地域を、都市機能の集積を図る都市拠点として位置づけ、商業施設や業務施設、住宅などの集積をさらに促進します。

また、内陸部の住宅地や集落地では、既存コミュニティの維持・活性化を図りつつ、本市の魅力である自然環境や農地を保全、活用したまちづくりを目指します。さらに、広域的な交通利便性を活かし、高速道路インターチェンジ周辺などにおける地域振興に寄与する土地利用については、計画的な規制誘導を図ります。

こうした計画的な土地利用により、魅力を感じられる住宅地と、身近な生活ニーズに対応できる商業地、市の発展を支える工業地などがバランスよく配置された都市を目指します。

# 前期基本計画

# Ⅰ. 前期基本計画策定にあたって

## 1. 前期基本計画の位置付け

基本計画は、基本構想に掲げた市が目指す将来の姿である「みんなでつくる　人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦」を実現するため、本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示したものです。

## 2. 前期基本計画の期間

総合計画全体の期間における社会経済情勢の変化や財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、前期基本計画は、基本構想の目標年次である令和13年度までの12年間を前期・後期に分け、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とします。

## 3. 人口の見通し

本市の人口は、宅地の整備や子育て支援・教育の充実など人口流入を図る施策を推進してきた結果、増加傾向にありますが、全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、本市では、令和７年に人口が65,000人となり、ピークを迎えると推計しています。

こうした見通しを踏まえた上で、新たな時代に対応した魅力的なまちづくりをする必要があります。

## 4. 財政の見通し

本市の財政状況は、将来的な生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、市税収入の減少や社会保障費の増加が懸念されるほか、市内の公共施設の老朽化に伴い維持管理コストも増加することが見込まれているため、今後厳しさを増していくと考えられます。

そのため、今後の財政運営にあたっては、公共施設の活用・見直しや、市税徴収体制の強化による歳入確保、事業の簡素化・合理化による歳出削減等に一層取り組み、財政の持続性を確保していくことが求められます。

# Ⅱ. 施策体系

本計画では、市が目指す将来の姿である「みんなでつくる　人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦」を実現するための取組を６つの分野（章）に分けて整理し、各章に対応した施策を推進していきます。

| 市が目指す将来の姿 | 章 | 施策 |
|---|---|---|
| みんなでつくる　人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦 | 第1章<br>子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり<br>【子育て・教育・文化】 | 1.子育て支援<br>2.学校教育<br>3.生涯学習<br>4.スポーツ<br>5.文化芸術・文化財 |
| | 第2章<br>支え合いと支援のもとで健やかに暮らせるまちづくり<br>【健康・医療・福祉】 | 1.健康づくり・医療<br>2.地域福祉<br>3.高齢者福祉<br>4.障がい者福祉 |
| | 第3章<br>安全・安心で環境にやさしいまちづくり<br>【防災・防犯・環境】 | 1.防災<br>2.防犯・交通安全<br>3.消防・救急<br>4.消費生活<br>5.環境保全<br>6.廃棄物・リサイクル |
| | 第4章<br>都市と自然が調和した住みやすいまちづくり<br>【都市形成・都市基盤】 | 1.市街地形成<br>2.公園・緑地<br>3.道路<br>4.河川<br>5.下水道<br>6.住宅<br>7.公共交通 |
| | 第5章<br>地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまちづくり<br>【産業】 | 1.農林業<br>2.商工業<br>3.観光<br>4.雇用・就業 |
| | 第6章<br>みんながつながり参加する持続可能なまちづくり<br>【市民活動・行財政】 | 1.市民活動<br>2.人権・男女共同参画<br>3.多文化共生<br>4.情報共有・発信<br>5.行政運営<br>6.財政運営 |

| 章 | 施策 | 施策の方向性 |
| --- | --- | --- |
| 第1章<br>子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり【子育て・教育・文化】 | 1.子育て支援 | (1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実 |
| | | (2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実 |
| | | (3) 幼児教育・保育サービスの充実 |
| | | (4) 地域における子育て支援施策の充実 |
| | 2.学校教育 | (1) 生きる力を育む学校教育の推進 |
| | | (2) 開かれた学校づくりの推進 |
| | | (3) 教育環境の整備 |
| | 3.生涯学習 | (1) 生涯学習の充実 |
| | | (2) 社会教育施設の環境整備 |
| | | (3) 青少年健全育成の推進 |
| | 4.スポーツ | (1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| | | (2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備 |
| | | (3) スポーツツーリズムの推進 |
| | 5.文化芸術・文化財 | (1) 文化芸術活動の推進 |
| | | (2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用 |

| 章 | 施策 | 施策の方向性 |
| --- | --- | --- |
| 第2章<br>支え合いと支援のもとで健やかに暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】 | 1.健康づくり・医療 | (1) 健康づくりの推進 |
| | | (2) 生活習慣病の予防 |
| | | (3) 地域医療体制の充実 |
| | 2.地域福祉 | (1) 地域福祉の推進 |
| | | (2) 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進 |
| | 3.高齢者福祉 | (1) 介護予防の推進 |
| | | (2) 住み慣れた地域での生活支援 |
| | | (3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進 |
| | | (4) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 |
| | 4.障がい者福祉 | (1) 障がいのある人の自立生活支援の推進 |
| | | (2) 障がいのある人を支える生活環境の整備 |
| | | (3) 権利擁護の推進 |

| 章 | 施策 | 施策の方向性 |
| --- | --- | --- |
| 第3章<br>安全・安心で環境にやさしいまちづくり【防災・防犯・環境】 | 1.防災 | (1) 防災対策の強化 |
| | | (2) 地域における防災力の強化 |
| | | (3) 災害応急・復旧対策の充実 |
| | 2.防犯・交通安全 | (1) 防犯対策の推進 |
| | | (2) 地域における防犯体制の強化 |
| | | (3) 交通安全の推進 |
| | 3.消防・救急 | (1) 消防・救急体制の充実 |
| | | (2) 火災予防の推進 |
| | 4.消費生活 | (1) 消費者保護対策の推進 |
| | | (2) 消費者意識の向上 |
| | 5.環境保全 | (1) 自然環境の保全と共生 |
| | | (2) 地球温暖化対策の推進 |
| | | (3) 快適で安全に生活できる環境の維持 |
| | 6.廃棄物・リサイクル | (1) ごみの減量化・再資源化の推進 |
| | | (2) ごみ処理体制の整備 |
| | | (3) し尿処理の適正化 |
| | | (4) 廃棄物の不法投棄等の防止 |

| 章 | 施策 | 施策の方向性 |
| --- | --- | --- |
| 第4章<br>都市と自然が調和した住みやすいまちづくり【都市形成・都市基盤】 | 1.市街地形成 | (1) 計画的なまちづくりの推進 |
| | | (2) 市街地整備の推進 |
| | | (3) 良好な景観形成 |
| | 2.公園・緑地 | (1) 公園・緑地の適正管理 |
| | | (2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出 |
| | 3.道路 | (1) 都市計画道路の整備 |
| | | (2) 市道の整備 |
| | | (3) 広域幹線道路等の整備促進 |
| | | (4) 道路施設の適正管理 |
| | 4.河川 | (1) 河川施設の適正管理 |
| | | (2) 雨水排水施設の適正管理 |
| | | (3) 海岸・護岸施設の適正管理 |
| | 5.下水道 | (1) 下水道施設の適正管理 |
| | | (2) 下水道事業の経営基盤の強化 |
| | 6.住宅 | (1) 良質な住環境の確保 |
| | | (2) 住宅セーフティネットの確保 |
| | | (3) 空家対策の推進 |
| | 7.公共交通 | (1) 都市間交通の利便性確保 |
| | | (2) 市内における移動手段確保 |

| 章 | 施策 | 施策の方向性 |
| --- | --- | --- |
| 第5章<br>地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまちづくり【産業】 | 1.農林業 | （1）農業経営体制の強化 |
| | | （2）農地環境対策の推進 |
| | | （3）高付加価値農業の推進 |
| | | （4）農業とふれあう機会の拡大 |
| | | （5）森林管理の適正化と林業の振興 |
| | 2.商工業 | （1）活力ある商業の推進 |
| | | （2）力強い工業の推進 |
| | | （3）中小企業の支援 |
| | 3.観光 | （1）観光振興に向けた体制づくり |
| | | （2）観光地としての魅力づくり |
| | | （3）観光情報の発信・充実 |
| | 4.雇用・就業 | （1）雇用の促進 |
| | | （2）就業機会の拡大 |
| | | （3）就労環境の向上 |

| 章 | 施策 | 施策の方向性 |
| --- | --- | --- |
| 第6章<br>みんながつながり参加する持続可能なまちづくり【市民活動・行財政】 | 1.市民活動 | (1) 市民のまちづくり活動への参加促進 |
| | | (2) 地域活動の活性化 |
| | | (3) 市民等と行政との協働の推進 |
| | 2.人権・男女共同参画 | (1) 人権擁護の推進 |
| | | (2) 男女共同参画の推進 |
| | 3.多文化共生 | (1) 多文化共生の推進 |
| | | (2) 国際交流活動の推進 |
| | 4.情報共有・発信 | (1) 市政情報発信の充実 |
| | | (2) 広聴活動の推進 |
| | | (3) シティプロモーションの展開 |
| | 5.行政運営 | (1) 効率的な行政運営 |
| | | (2) 職員の人材育成 |
| | | (3) 広域行政の推進 |
| | 6.財政運営 | (1) 公共施設等の活用・見直し |
| | | (2) 安定した財政運営 |

# SDGs の目標と施策との対応

| SDGs の目標 | 該当する施策 |
|---|---|
| | 第１章-1　子育て支援<br>第２章-2　地域福祉<br>第４章-6　住宅 |
| | 第２章-2　地域福祉<br>第５章-1　農林業 |
| | 第１章-1　子育て支援<br>第１章-4　スポーツ<br>第２章-1　健康づくり・医療<br>第２章-2　地域福祉<br>第２章-3　高齢者福祉<br>第２章-4　障がい者福祉<br>第３章-2　防犯・交通安全 |
| | 第１章-1　子育て支援<br>第１章-2　学校教育<br>第１章-3　生涯学習<br>第１章-4　スポーツ<br>第１章-5　文化芸術・文化財 |
| | 第１章-1　子育て支援<br>第６章-2　人権・男女共同参画 |
| | 第３章-5　環境保全<br>第３章-6　廃棄物・リサイクル<br>第４章-5　下水道 |
| | 第３章-5　環境保全 |
| | 第２章-3　高齢者福祉<br>第２章-4　障がい者福祉<br>第５章-1　農林業<br>第５章-2　商工業<br>第５章-3　観光<br>第５章-4　雇用・就業 |
| | 第５章-2　商工業 |

| SDGs の目標 | 該当する施策 |
|---|---|
| | 第２章-2　地域福祉<br>第６章-2　人権・男女共同参画<br>第６章-3　多文化共生 |
| | 第２章-3　高齢者福祉<br>第２章-4　障がい者福祉<br>第３章-1　防災<br>第３章-2　防犯・交通安全<br>第３章-3　消防・救急<br>第３章-5　環境保全<br>第３章-6　廃棄物・リサイクル<br>第４章-1　市街地形成<br>第４章-2　公園・緑地<br>第４章-3　道路<br>第４章-4　河川<br>第４章-5　下水道<br>第４章-6　住宅<br>第４章-7　公共交通<br>第６章-3　多文化共生 |
| | 第３章-6　廃棄物・リサイクル |
| | 第３章-5　環境保全 |
| | 第３章-5　環境保全 |
| | 第３章-5　環境保全<br>第５章-1　農林業 |
| | 第３章-2　防犯・交通安全<br>第３章-4　消費生活<br>第６章-2　人権・男女共同参画 |
| | 第６章-1　市民活動<br>第６章-3　多文化共生<br>第６章-4　情報共有・発信<br>第６章-5　行政運営<br>第６章-6　財政運営 |

# Ⅲ. 重点的取組

## 前期基本計画における重点的取組の考え方

基本構想では、これからのまちづくりにおいて重視する３つの基本的視点を定めています。市が目指す将来の姿を実現するために、この３つの基本的視点に基づく取組を効果的に推進していく必要があります。基本的視点に基づく取組は一つの施策分野に捉われるものではなく横断的なものであることから、各施策における取組を抽出し「重点的取組」として位置付け、推進していきます。

なお、共通の視点である「みんなでつくるまち」については、重点的取組のみならずすべての施策において共通した考えとして位置付けます。

「市が目指す将来の姿」を実現するための各視点と「重点的取組」との関係

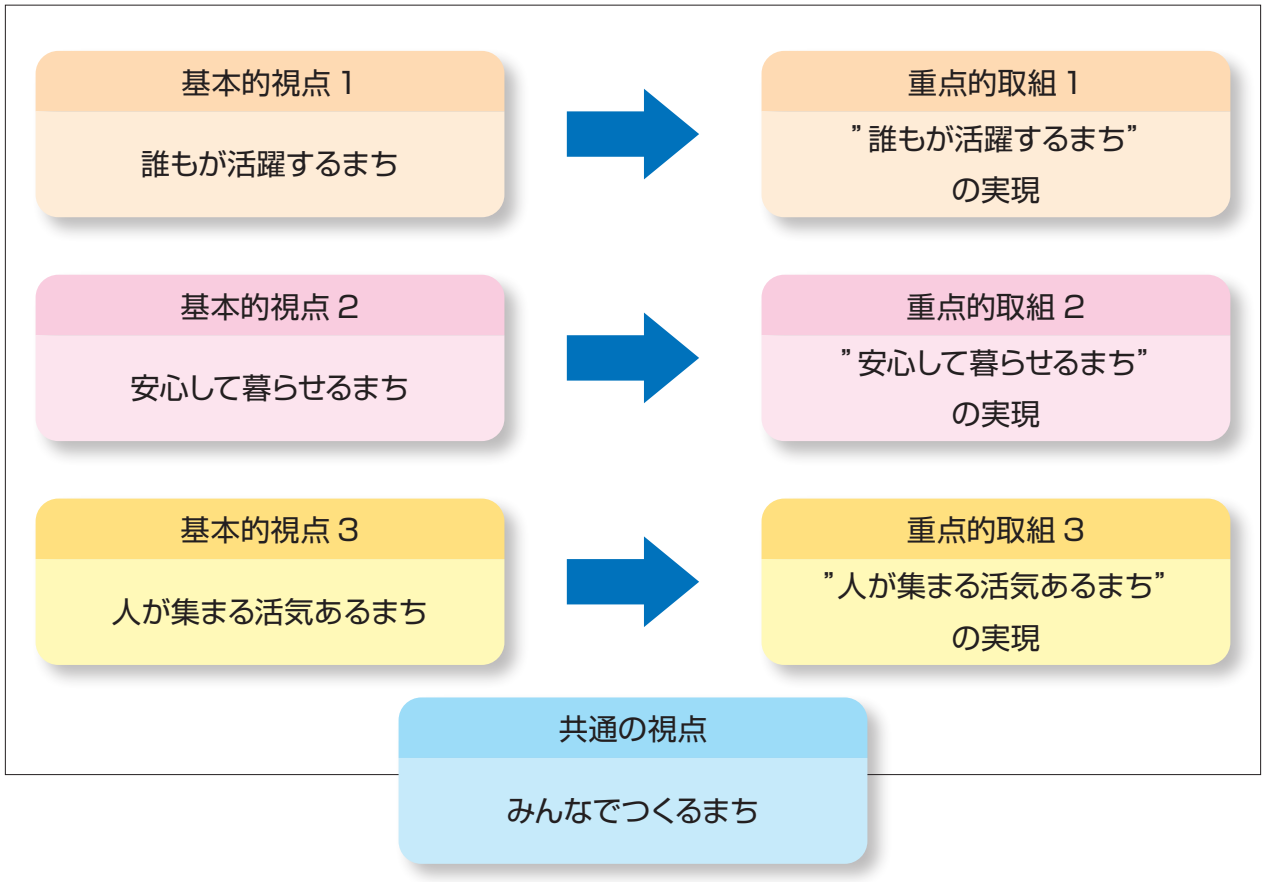

# 1.“誰もが活躍するまち”の実現

市民が知識･能力･経験等を十分に活かすことができる、誰もが活躍するまちづくりの実現に向けて、未来を担う子どもたちの健やかな成長と人間形成の基礎を育む学校教育を推進し、「子育て･教育環境の充実」を図ります。また、市民の誰もが生涯を通じて学習ができる機会などを充実し、多様な担い手を育成し、一人ひとりの個性や能力を活かしながら地域などで活躍できる環境づくりとして、「社会参加の促進」を図ります。

## (1) 子育て･教育環境の充実

子育て支援として、必要な保育施設や保育士を確保しながら、多彩な保育サービスの充実に取り組むとともに、幼保連携を推進します。また、特色ある教育を推進し、子ども達の「生きる力」を育むとともに、子どもたちの健全な成長を促します。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 子育て・教育環境の充実 | 幼児教育・保育サービスの充実 | 第１章 | 1 | (3) |
| | 生きる力を育む学校教育の推進 | 第１章 | 2 | (1) |
| | 青少年健全育成の推進 | 第１章 | 3 | (3) |

## (2) 社会参加の促進

市民の誰もが、自分が関心のあるテーマについて生涯にわたって学ぶとともに、学びを通じて得た成果や、その人が有する知識･技術･経験などを活用する機会を創出します。また、ボランティア活動やスポーツ活動など様々な機会を通じて地域社会とつながり、交流し、いきいきと暮らせるための取組を推進します。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 社会参加の促進 | 生涯学習の充実 | 第１章 | 3 | (1) |
| | 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 | 第２章 | 3 | (4) |
| | 地域活動の活性化 | 第６章 | 1 | (2) |

# 2.“安心して暮らせるまち”の実現

すべての市民が健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めるため、災害や犯罪等から市民生活を守り、「災害や犯罪・事故等の対策強化」と、豊かな自然の継承や良好な生活環境の整備に向けて、「暮らしやすい生活環境の確保」を図ります。また、あらゆる年代が健やかに生活できる健康づくりや福祉サービスの向上として、「健康づくり・福祉サービスの充実」を図ります。

## （1）災害や犯罪・事故等の対策強化

地震やそれに伴う火災、台風、豪雨、土砂災害など、近年全国で発生している多様な災害に対応できるよう、防災対策に取り組みます。また、市民が犯罪や事故等に巻き込まれることのないよう、防犯体制を強化するとともに、警察署等関係機関と連携し、交通安全対策の推進等に取り組みます。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 災害や犯罪・事故等の対策強化 | 防災対策の強化 | 第３章 | 1 | (1) |
| | 防犯対策の推進 | 第３章 | 2 | (1) |
| | 交通安全の推進 | 第３章 | 2 | (3) |

## （2）暮らしやすい生活環境の確保

高齢化社会においても、市民が安心して買い物や通院などの日常移動ができるよう、路線バスやその他の移動手段を含めた幅広い交通体系の整備を進めるとともに、自然環境の保全やまちの美化を図り、市民が良好な環境で暮らせるよう取り組みます。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 暮らしやすい生活環境の確保 | 自然環境の保全と共生 | 第３章 | 5 | (1) |
| | 市内における移動手段確保 | 第４章 | 7 | (2) |

## （3）健康づくり・福祉サービスの充実

市民が健康にいきいきと暮らせるよう、袖ケ浦健康づくり支援センターを活用した健康づくり支援や、健康相談、市民の健康への意識醸成等に取り組みます。また、市民の誰もがいくつになっても、地域で支え合いながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支え合いの仕組みづくりや介護施設の整備、自立した生活を送るために必要な各種サービスが一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築や相談支援体制の充実を図ります。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 健康づくり・<br>福祉サービスの充実 | 健康づくりの推進 | 第２章 | 1 | (1) |
| | 地域福祉の推進 | 第２章 | 2 | (1) |
| | 住み慣れた地域での生活支援 | 第２章 | 3 | (2) |
| | 障がいのある人の自立生活支援の推進 | 第２章 | 4 | (1) |

# 3.“人が集まる活気あるまち”の実現

市民生活や各産業における多様な波及効果を創出し、人が集まる活気あるまちづくりを進めるため、本市が有する強みや地域の特性を活かした「快適なまちづくり」を進めます。また、産業の活性化や観光振興として、「産業競争力の強化」を図り、「交流人口の増加」につなげます。

## (1) 快適なまちづくり

住みやすいまちづくりを目指し、市民の日常生活の利便性向上や快適な住環境の確保、計画的な市街地整備に取り組みます。また、良好な交通アクセスという本市の強みをさらに伸ばすため、都市計画道路の整備を進めるとともに、都市間交通の利便性確保に取り組みます。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 快適なまちづくり | 計画的なまちづくりの推進 | 第４章 | 1 | (1) |
| | 都市計画道路の整備 | 第４章 | 3 | (1) |
| | 都市間交通の利便性確保 | 第４章 | 7 | (1) |

## (2) 産業競争力の強化

地域のにぎわいを生み出している商店街や、雇用や税収面での貢献が大きい臨海部の工業地帯など市内の事業者・企業に対し、交流活動や設備投資の支援、規制緩和の検討などニーズに応じた支援を行います。また、新たな雇用の受け皿創出や税収の確保につながるよう、新規企業の誘致を推進するとともに、市内の雇用機会の拡大に取り組みます。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 産業競争力の強化 | 活力ある商業の推進 | 第５章 | 2 | (1) |
| | 力強い工業の推進 | 第５章 | 2 | (2) |
| | 雇用の促進 | 第５章 | 4 | (1) |

## （3）交流人口の増加

高い集客力を誇る東京ドイツ村、本市の特徴である富士山を見渡せる海浜公園や里山の美しい景観、新鮮な農畜産物を販売する直売所、家族で楽しめる観光農園など、市外の方が本市の自然や農業と触れ合う機会を拡大するとともに、交通利便性の向上に取り組みます。

また、観光地としての魅力向上に取り組むとともに、総合運動場や野球場などの体育施設を活用し、スポーツ大会やチームの合宿等の誘致を推進します。さらに、県外に向けた積極的なシティプロモーションを戦略的に展開し、本市の知名度向上や、より広域での魅力の周知に取り組みます。

| テーマ | 施策の方向性 | 施策体系番号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 交流人口の増加 | スポーツツーリズムの推進 | 第１章 | 4 | (3) |
| | 農業とふれあう機会の拡大 | 第５章 | 1 | (4) |
| | 観光地としての魅力づくり | 第５章 | 3 | (2) |
| | シティプロモーションの展開 | 第６章 | 4 | (3) |

# Ⅳ. 計画の推進に向けて

基本構想に掲げる「市が目指す将来の姿」の実現に向けて、前期基本計画を着実に推進するための基本的な考え方を示します。なお、本市は、昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡、臨海等の地域から構成されており、各地域は、それぞれ特徴的な資源と異なる特性を有しています。そのため、各分野の施策推進に当たっては、各地域の住民の意向を十分に把握しながら、必要に応じて各地域間における連携も図り、各地域の資源や特性を活かしたまちづくりを進めます。

## 1. 多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

行政がその役割をしっかりと果たすことに加え、多様な主体がまちづくり活動に参加することにより、今以上に生活しやすいまちを築いていくため、「市が目指す将来の姿」を実現するための共通の視点として掲げた「みんなでつくるまち」の具現化に向けて、市民やＮＰＯ団体、事業者などの多様な民間主体と行政とが協働で取り組むまちづくり活動の推進と、そのための仕組みづくりを進めていきます。

## 2. 効率的・効果的な行財政運営

本市の財政状況は今後厳しさが増していくことが考えられることから、それぞれの施策や事業の重要性・緊急性を踏まえ取り組んでいくことに加え、自主財源の確保等による財政の弾力化、組織を支える人材の育成を進め、効率的・効果的な行財政運営を行っていきます。

## 3. 計画の推進と進行管理

市民等への説明責任を果たしながら、施策や事業の進捗を適切に管理するとともに、ＰＤＣＡサイクルに基づき、その有効性や成果などについて検証を行い、必要に応じて改善を図りながら、計画を推進します。

# V. 分野別施策

## 【V．分野別施策】のページの構成と見方

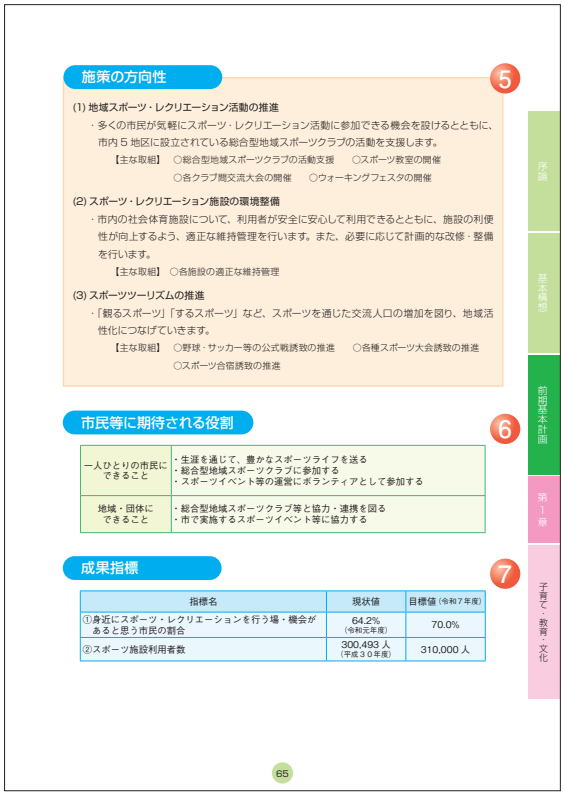


| | |
|---|---|
| 1 | この項目の施策分野名を記載しています。 |
| 2 | この施策分野に対応する SDGs の目標を記載しています。 |
| 3 | この施策分野での目指すまちの姿を記載しています。 |
| 4 | この施策に取り組むにあたって踏まえるべき現状と課題を示しています。具体的には、社会動向や本市における状況、今後求められる取組等について記載しています。 |
| 5 | この施策分野において推進する施策の内容と、さらに具体的な「主な取組」を、項目ごとに記載しています。 |
| 6 | 市民と行政との協働を推進するため、この項目の施策に取り組むにあたって市民等に期待される役割を示しています。 |
| 7 | この項目の施策推進の進捗度を把握するため、前期基本計画満了時（令和７年度）における目標値を設定しています。 |

# 1-1. 子育て支援

【主担当部署】 子育て支援課、保育課、学校教育課
【関連する個別計画】子育て応援プラン

## 目指すまちの姿

**○行政・地域・家庭が一体となった子育て支援の取組により、安心して子育てできる環境となっています。**

**○次代を担う子どもたちが、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、等しく幼児期の教育・保育を受けることができる環境が整えられています。**

## 現状と課題

●平成 30 年の本市の合計特殊出生率は 1.67 で、全国（1.42）、千葉県（1.34）を大きく上回っています。要因としては、子育て世帯の転入が多いこと、若年層で未婚率が低いことなどがあげられます。

●相対的にみれば出生率が高い水準にあるとはいえ、本市でも今後は少子化が進むことが懸念されており、結婚や出産のための環境を整備していく必要があります。

●本市では、核家族化の進展や共働き世帯の増加等の環境変化に対応するため、認定こども園や認可保育所の開設を支援し保育サービス量を確保していくとともに、保護者の多様なニーズに応える様々なサービスを展開してきました。また、子どもの健やかな発達や発育を支援するため、健康に資する訪問や各種健康診査などを実施し、母子保健の向上に努めているところです。

●ひとり親世帯や経済的支援が必要な世帯の増加、乳幼児への虐待事案の発生など、全国で様々な形態の子育て世帯の事例が顕在化している中で、個々の家庭に寄り添った支援策が求められます。

●令和 2 年 4 月現在において、市内には 3 箇所の幼稚園、11 箇所の保育所及び 1 箇所の認定こども園があり、各施設で特色ある幼児教育・保育が行われています。今後は、各施設において教育・保育内容の充実を図るとともに、各施設間における横の連携、小学校への滑らかな接続を意識した縦の連携を推進していく必要があります。

●袖ケ浦駅海側地区への子育て世帯の転入増加、幼児教育・保育の無償化等の要因により市内では待機児童が発生しています。保育ニーズは、今後も増加していくことが予想され、ニーズに合わせたサービス量確保や多様なサービス展開を引き続き図る必要があります。

●本市では、子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業など、地域で子育てを支える仕組みがあり、今後は地域で子育てを支える環境づくりを一層進めていく必要があります。

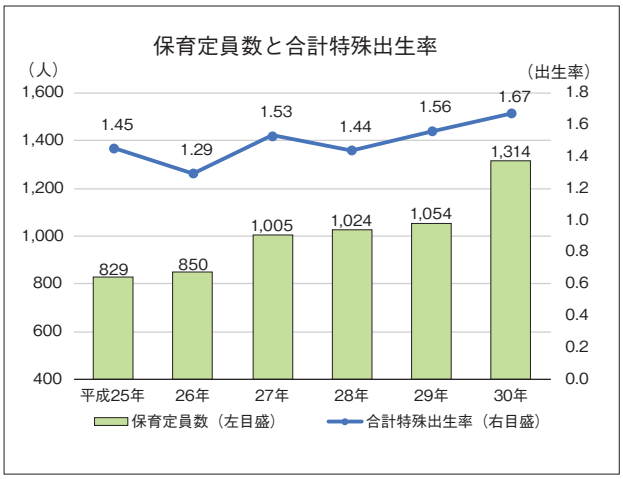

## 施策の方向性

### (1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実

・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。

・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

【主な取組】　○結婚相談所の開設・結婚相談の実施　　○婚活イベントの開催
○特定不妊治療費等の一部助成
○子育て世代総合サポートセンターでの相談受付

### (2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実

・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。

・昼間に保護者が家庭にいない小学生に放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

【主な取組】　○妊娠・子育て世帯への相談業務の実施　　○産前産後期のヘルパーの派遣
○子ども医療費の助成　　○ひとり親家庭等への医療費の助成
○放課後児童クラブの運営支援　　○放課後児童クラブの施設整備

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、さらに質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。

・保育が必要な児童の保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境のもとで安心して過ごせる活動場所を提供します。

・質と量の両面で十分な保育サービスの提供を推進します。

【主な取組】
○幼稚園、保育所、認定こども園と小学校間における交流機会の充実
○一時保育、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育事業等の充実とPR
○私立認可保育所等の施設整備の助成　○保育士の確保と適正配置
○保育所業務の効率化に向けた電子システムの導入
○平川地区における幼保施設のあり方の検討

(4) 地域における子育て支援施策の充実

・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

【主な取組】
○地域子育て支援センターの運営支援・新設の検討
○ファミリーサポートセンターの運営、会員の募集、会員間交流会等の開催

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・子どもの健やかな成長と家庭の役割について理解を深める<br>・子育て世帯の見守り（支援・虐待防止）を行う |
| 地域・団体にできること | ・子育てを支援する情報を地域で共有し、サポートが必要な人への相談窓口等の紹介を行う<br>・官民の役割分担のうえ、連携による幼児教育・保育環境の向上を図る |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①安心して子育てができると思う人の割合 | 73.5%<br>（令和元年度） | 77.0% |
| ②子育てを楽しいと感じることの方が多い割合 | 66.0%<br>（令和元年度） | 68.0% |
| ③待機児童数 | 28 名<br>（令和元年度） | 0 名 |

# 1-2. 学校教育

【主担当部署】 学校教育課、総合教育センター、体育振興課、教育総務課
【関連する個別計画】教育ビジョン

## 目指すまちの姿

**○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られ、また、開かれた学校づくりが進み、地域と協働した学校づくりがなされています。**

## 現状と課題

●子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中で、本市ではこうした変化に子どもたちが確実に対応できるよう、「明日を拓く 心豊かな たくましい人づくり」を基本目標として、児童生徒の「生きる力」を育む学校教育を推進しています。

●本市では、基礎学力向上支援教員や特別支援教員の配置など個別の支援を必要とする児童生徒への対応や、学校施設の耐震化等を計画的に実施することにより、義務教育に対する満足度は高い状況にあります。

●主体的・対話的で深い学びを通じて、児童生徒にこれからの時代を生きる力を育むことが必要であり、教職員の指導力の一層の向上が求められています。

●近年の児童生徒に関して、生命尊重の精神や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下などが指摘されている中で、こうした課題に対応するため、道徳教育や体験活動などを通した豊かな心の育成が求められています。

●令和元年の全国体力調査によると、本市の小学校高学年以上の児童生徒の体力平均値は、国や県より高い水準を維持しています。しかし、「体育が好き」と回答した児童生徒の割合は国よりも低く、運動に親しむ態度を育成する必要があります。

●不登校や問題行動などの事案が発生した際に、悩みを持つ児童生徒や保護者に対応するため、専門家による相談機能の充実が求められています。また、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境の整備も課題となっています。

●核家族化や地域コミュニティの活力の低下等を踏まえ、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を進めることが重要であることから、学校が家庭や地域の教育力を生かした教育を推進していく必要があります。

●本市では学校施設の耐震化や改修、防犯カメラや普通教室へのエアコン設置など、教育環境の整備を計画的に進めてきました。今後はこうした取組に加え、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

●子どもの安全性を確保するため、防犯・防災・交通安全の視点に立った安全・安心な教育環境の整備を図っていく必要があります。

## 施策の方向性

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

・児童生徒一人ひとりの確かな学力を育むために、きめ細かな学習指導を行うことができる適正な教職員の配置を行うとともに、教職員の指導力の向上を図ります。
・児童生徒の豊かな心を育むために、自然体験活動や読書活動等の一層の充実を図ります。
・学校体育の充実を図るための取組を通して、児童生徒の健やかな体と、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育みます。
・教科学習に情報教育機器を積極的に活用し、情報教育が円滑に推進できる体制を構築することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
・外国語指導助手等の活用により、児童生徒に英語によるコミュニケーションができる十分な機会を提供します。
・特別な配慮を必要とする児童生徒に対して個々に応じた支援を行い、一人ひとりの可能性を伸ばす特別支援教育の充実を図ります。
・不登校や問題行動などの悩みを抱える児童生徒やその対応に悩む保護者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、不登校等の児童生徒に対して、教育支援教室など実態に応じた効果的な支援を行います。
・いじめや虐待等の早期発見・不登校の予防、また、教職員が心身ともに健康を保つため、専門的な見地から相談・助言を行うスクールカウンセラーを全校に配置します。

【主な取組】
○全小中学校への基礎学力向上支援教員の配置等による指導体制の充実
○教職員の研修の実施　○自然体験活動の実施
○学校図書館への学校司書の配置　○道徳教育の充実
○学校体育指導研修会の開催　○レッツトライスポーツ教室の開催
○情報教育機器の整備（無線ＬＡＮ、タブレット機器、校務用コンピュータの更新等）
○ＡＬＴコーディネーター・外国語指導助手の活用
○全小中学校への特別支援教員の配置
○総合教育センターにおける教育相談体制の充実
○教育支援教室「のぞみ学級」の運営、相談受付体制の拡充
○スクールカウンセラーの全校配置

(2) 開かれた学校づくりの推進

・市民が学校教育のために、できる時にできる人ができることを行う「学校支援ボランティア制度」の拡充や、各校ＰＴＡと市ＰＴＡ連絡協議会の活動の充実、地区住民会議との連携した活動等を通して、地域ぐるみで学校を支援する体制の構築を進めます。

・地域と学校の意思疎通を密にするために、学校に関する情報を地域に積極的に発信します。

【主な取組】 ○学校支援ボランティアの募集・研修会の実施
○学校支援ボランティアによる活動の促進（学習支援、安全支援、環境支援）

(3) 教育環境の整備

・今後の児童生徒数の動向を踏まえて、普通教室の確保や教育環境の充実、利活用方針の検討等の対策を進めていきます。

・防犯マップの作成や防犯指導の実施、各学校での防犯訓練やパトロールの実施など、児童生徒の安全を確保するための取組を推進します。

・教職員の日々の校務処理の負担を軽減し、きめ細かな指導が行えるよう、校務支援システムの円滑な運用を図ります。

【主な取組】 ○奈良輪小学校校舎の増築　○小中学校トイレの改修
○児童生徒用安全マップの作成と利活用　○防犯指導の実施
○スクールサポーター（元警察官）による不審者対応訓練実施の支援
○登下校時のパトロール、通学路の安全点検の実施
○校務支援システムの運用

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・児童・生徒を取り巻く環境への関心を持つ<br>・登下校時の見守りなどに協力する<br>・学校行事や学校運営に関する活動に積極的に参加する |
| 地域・団体にできること | ・それぞれの知見等を生かし学校運営に協力する<br>・児童・生徒を取り巻く環境への関心を高める<br>・登下校時の見守りなど防犯・防災に協力する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合 | 88.4%<br>（令和元年度） | 90.0% |
| ②子どもの健全育成に家庭・学校・地域が協力していると思う市民の割合 | 74.2%<br>（令和元年度） | 75.0% |
| ③運動やスポーツが「好き」と思う児童・生徒の割合 | 58.4%<br>（平成３０年度） | 70.0% |

# 1-3. 生涯学習

【主担当部署】 生涯学習課、市民会館、各公民館、中央図書館
【関連する個別計画】 －

## 目指すまちの姿

**○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされ、また、青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。**

## 現状と課題

●自らが関心を持つテーマについて生涯にわたって学習することができる環境の整備が求められている中で、本市ではライフステージ別各種講座の開催などの機会を提供しています。また、図書館では、身近で親しみのある運営に努め、より利便性の高い電子情報の発信や学校図書館との連携、乳幼児期からの読書の推進などに取り組んできました。今後は、社会教育施設における生涯学習活動の充実や情報提供の更なる充実などを進めていく必要があります。

●市民会館・公民館は、幅広い世代を対象とした各種講座の開催や、家庭の教育力向上に向けた学習機会の提供等を行うなど、地域における重要な活動拠点となっています。今後は施設の老朽化への対応や利用動向などを考慮して将来的な施設のあり方を検討していく必要があります。

●青少年へのいじめや家庭での虐待、青少年による非行、さらにはネット社会の中で犯罪に巻き込まれる可能性など、最近の青少年を取り巻く環境には様々なリスクが潜在していることから、行政と地域や民間が一体となって対策を講じていく必要があります。

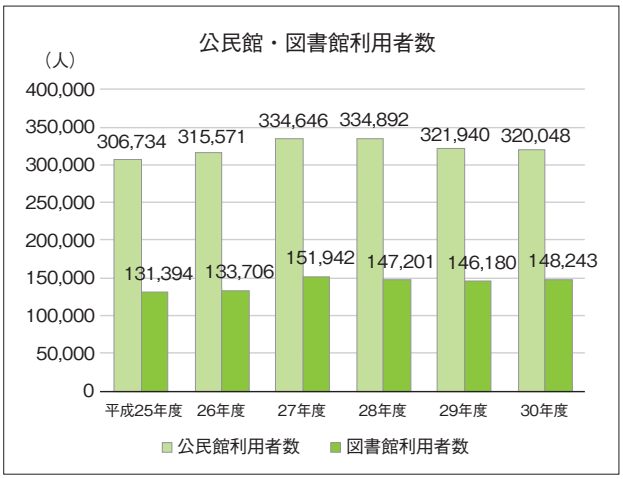

## 施策の方向性

(1) 生涯学習の充実

・市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、子どもへの理解を深める家庭教育や、地域ごとに抱えている課題をテーマとして考える場、市民が自己の充実・生活の向上を図るための多様な生涯学習の場を設けます。

・地域における生涯学習の担い手となるボランティアの養成を推進します。

【主な取組】 ○図書館での各種講座・講演会の開催
○子どもの世代に応じた家庭教育学級・親業訓練入門講座の開催
○地域別課題をテーマとした講座の開催
○社会教育推進員養成講座・研修会の開催

(2) 社会教育施設の環境整備

・地域の生涯学習の拠点としての役割を担う市民会館や公民館施設について、必要な改修を行うとともに、利用動向や利用者の意向等も踏まえて、施設のあり方について、見直しを図っていきます。

【主な取組】 ○公民館等の吊天井等耐震対策工事の実施
○社会教育施設のあり方の見直し

(3) 青少年健全育成の推進

・地域が進める青少年の健全育成に取り組む活動を支援します。また、地域全体で子どもを育む放課後子ども教室を運営します。

・関係機関との連携のもとで、青少年が問題行動に関わることを未然に防ぐための対策を強化します。

【主な取組】 ○青少年育成袖ケ浦市民会議・地区住民会議の開催
○スクールサポーター（元警察官）による児童生徒健全育成活動の実施
（パトロール、安全マップ作成）
○非行防止活動の実施 ○SNS・インターネットの安全な利用の促進

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・生涯を通じて学び、地域活動に参画し、豊かな知識・技術・経験を活用する<br>・地域のつながりや支え合いに取り組む<br>・青少年を取り巻く環境への関心を高める |
| 地域・団体にできること | ・地域のつながりや支え合いに取り組む<br>・地域住民の学習活動を支援する<br>・青少年を取り巻く環境への関心を高める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①身近に学習ができる場や機会があると思う市民の割合 | 49.6%<br>（令和元年度） | 51.7% |
| ②青少年が健やかに育っていると思う市民の割合 | 76.2%<br>（令和元年度） | 78.0% |

# 1-4. スポーツ

【主担当部署】　体育振興課
【関連する個別計画】スポーツ振興計画

## 目指すまちの姿

**○市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。**

## 現状と課題

●本市では、市民がスポーツを通じて健康づくりに取り組める場や機会を多く持てるように、スポーツイベントの開催や総合型地域スポーツクラブへの支援など、市民が気軽にスポーツに接することができる環境の整備を行っています。健康志向が高まる中、今後は市民がスポーツを通じて健康づくりに取り組める機会の提供が求められます。

●スポーツやイベントの拠点となる総合運動場や臨海スポーツセンターなど老朽化が進んでいる市内の社会体育施設については、必要に応じて計画的な対応を行っていく必要があります。

●スポーツ活動やイベントを通じて、人や地域の交流を促進し、地域の活性化につなげていく必要があります。

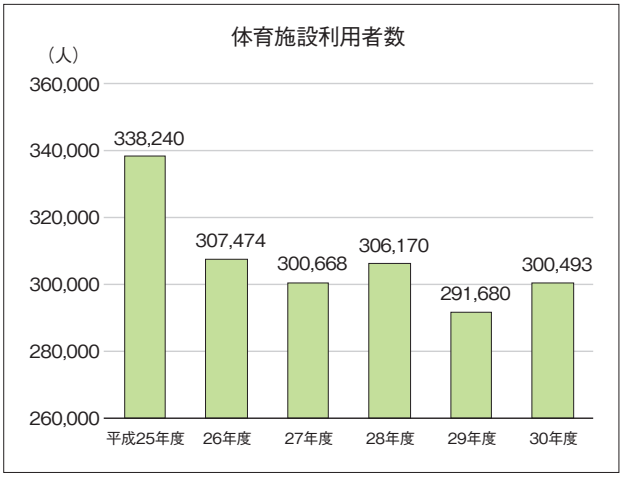

## 施策の方向性

(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進

・多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を設けるとともに、市内５地区に設立されている総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

【主な取組】　○総合型地域スポーツクラブの活動支援　　○スポーツ教室の開催
○各クラブ間交流大会の開催　　○ウォーキングフェスタの開催

(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

・市内の社会体育施設について、利用者が安全に安心して利用できるとともに、施設の利便性が向上するよう、適正な維持管理を行います。また、必要に応じて計画的な改修・整備を行います。

【主な取組】　○各施設の適正な維持管理

(3) スポーツツーリズムの推進

・「観るスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

【主な取組】　○野球・サッカー等の公式戦誘致の推進　　○各種スポーツ大会誘致の推進
○スポーツ合宿誘致の推進

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・生涯を通じて、豊かなスポーツライフを送る<br>・総合型地域スポーツクラブに参加する<br>・スポーツイベント等の運営にボランティアとして参加する |
| 地域・団体にできること | ・総合型地域スポーツクラブ等と協力・連携を図る<br>・市で実施するスポーツイベント等に協力する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①身近にスポーツ・レクリエーションを行う場・機会があると思う市民の割合 | 64.2%<br>（令和元年度） | 70.0% |
| ②スポーツ施設利用者数 | 300,493 人<br>（平成３０年度） | 310,000 人 |

# 1-5. 文化芸術・文化財

【主担当部署】 生涯学習課、郷土博物館
【関連する個別計画】－

## 目指すまちの姿

**○市民が文化芸術に親しむことができる環境が整い、また、文化財の価値が理解され、次世代に継承するための取組が進められています。**

## 現状と課題

●本市では、文化芸術活動を行っている団体への支援、市民が文化芸術に触れる機会や創作活動の成果を発表する機会の創出といった取組を行っていますが、こうした文化芸術活動に関わりを持つ市民は一部にとどまっています。市民が様々な分野における文化芸術に親しむことができる機会の創出や環境を整備していく必要があります。

●市内には平成 29 年に国史跡に指定された山野貝塚をはじめ、県指定や市指定など、数多くの文化財が存在しています。地域資源である文化財を守り、次世代に継承していくことが求められます。

●郷土博物館では、歴史や民俗等に関する展示のほか、市民学芸員と協働で各種企画展や講座・イベント等の事業を実施していますが、運営に携わるボランティアの確保が課題となっています。

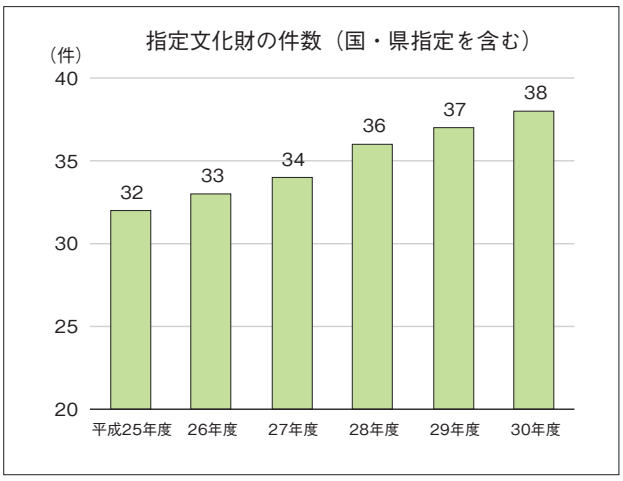

## 施策の方向性

(1) 文化芸術活動の推進

・文化芸術活動を行っている団体等に対して、展示や演奏を行う場所の提供や機会の創出等の支援を行うとともに、そうした活動への新たな市民の参加を促すための取組を推進します。

・より多くの市民に文化芸術に触れることができる場を提供します。

【主な取組】　○文化芸術活動団体の事業開催の支援
○袖ケ浦美術展の開催支援　　○芸術活動体験教室の開催

(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用

・国史跡に指定された山野貝塚の保存活用に取り組みます。

・郷土博物館では、文化財の保存、展示の更新、資料の調査研究と情報提供、運営を支えるボランティアの養成等を推進します。

【主な取組】　○山野貝塚の保存と活用の推進　　○文化財の適切な保存
○企画展の開催　　○「市史研究」の刊行
○市民学芸員（ボランティア）養成講座の開催

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・文化芸術活動に参加する<br>・地域の歴史文化を理解し、郷土愛を持つ<br>・地域の民俗文化財を理解し、保存・継承する |
| 地域・団体にできること | ・文化芸術活動の自主的な取組・参加者を増やす工夫・活動を活発化する<br>・地域の民俗文化財を保存・継承する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①１年間に芸術を鑑賞した市民の割合 | 39.8%<br>（令和元年度） | 43.3% |
| ②袖ケ浦の歴史・文化に興味・関心を持っている市民の割合 | 48.7%<br>（令和元年度） | 55.0% |

# 2-1. 健康づくり・医療

【主担当部署】　健康推進課
【関連する個別計画】健康プラン２１

## 目指すまちの姿

**○市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身ともに健やかに暮らすことができています。**

## 現状と課題

●平成 27 年時点の本市の平均寿命は男性が 80.4 歳、女性が 86.4 歳となっています。いつまでも自分らしく健康的な生活を送るためには、市民一人ひとりが健康に対する意識を高く持ち、健康教室への参加や検（健）診の受診など、主体的な健康づくりに取り組むことが求められます。

●生活習慣病の予防・改善のためには、若年期健康診査や特定健康診査、特定保健指導の活用が効果的です。今後も各種健康診査や保健指導等を通じ、生活習慣病の予防や重症化防止に取り組むことが重要です。

●地域の医療体制について、国保直営総合病院君津中央病院を中心とした地域の医療・救急体制の確保に努めています。今後も身近な場所で適切な医療サービスを安定的に受けられるよう、医療機関相互の連携強化や、医療需要の変化に対応した体制の整備に取り組む必要があります。

●安心して子どもを出産できる環境を整備するため、本市への産婦人科医療機関の誘致を検討していく必要があります。

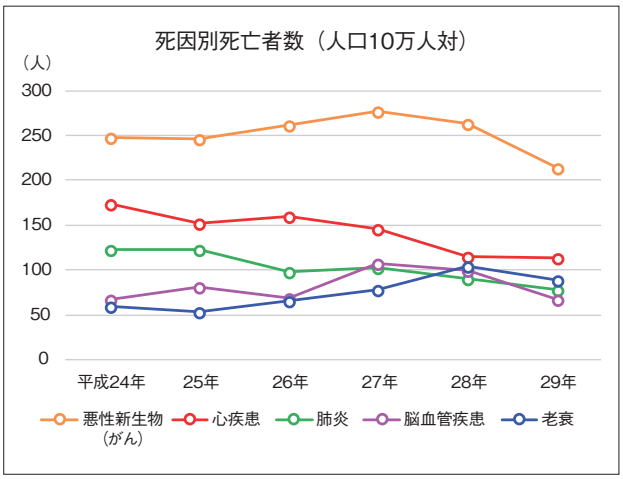

## 施策の方向性

(1) 健康づくりの推進

・健康づくり支援センターなどにおいて、健康づくりの教室等を行うとともに、健康相談、各種検（健）診、予防接種等を実施することで、市民が健康に暮らせる環境の整備を図ります。

・健康に関するイベントや各種保健サービスの周知・啓発活動を積極的に行い、市民の健康への意識を高め、主体的な健康づくりを促します。

【主な取組】 ○健康づくり支援センターの管理運営
○健康づくり支援センターにおける各種教室の開催 ○健康相談の実施
○各種検（健）診、予防接種の実施 ○健康に関する教室や検（健）診利用のPR

(2) 生活習慣病の予防

・糖尿病等の生活習慣病の予防・改善に向け、若年期健康診査や国民健康保険加入者に対し特定健康診査・特定保健指導等を行います。

・各種がん検診の実施により、がんの早期発見や早期治療に努め、重症化の防止を図ります。

【主な取組】 ○特定健康診査・特定保健指導の実施 ○若年期健康診査の実施
○各種がん検診の実施

(3) 地域医療体制の充実

・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組むとともに、感染症や災害発生等の非常時においても関係機関等と連携した取組を進めます。

・市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。

【主な取組】 ○在宅当番医制度の実施 ○夜間急病診療所等の運営

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・各種検（健）診や相談の機会を利用する<br>・生活習慣病の予防など健康づくりに積極的に取り組む<br>・相談できるかかりつけ医を持つ |
| 地域・団体にできること | ・検（健）診の受診や健康づくりに関する啓発活動を行う<br>・従業員が心身とも健康に働ける職場づくりを行う<br>・病気の予防や医療機関の適正利用等についての情報を提供する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和7年度） |
|---|---|---|
| ①国民健康保険特定健康診査受診率 | 53.1%<br>（平成３０年度） | 60.0% |
| ②安心して医療機関を利用できると感じている市民の割合 | 60.0%<br>（令和元年度） | 62.0% |

# 2-2. 地域福祉

【主担当部署】　地域福祉課
【関連する個別計画】地域福祉計画

## 目指すまちの姿

**○市民･地域･行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、自立に向けた支援体制が整い、市民誰もが安心して自分らしい生活を送ることができています。**

## 現状と課題

●社会構造や人々の暮らしが変化する中で、制度･分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が支え合いや、助け合いながら、ともに生きる社会づくりに取り組んでいく必要があります。そのために、地域の事業者や各種団体など様々な主体の交流を促進するとともに、福祉活動の担い手であるボランティアを育成し、福祉活動の活発化を進めていく必要があります。

●様々な要因により、自己で生計を立てることが困難になる人が増加傾向にあることから、生活保護制度の適切な運用と自立に向けた支援を行うとともに、家庭環境による子どもの将来への影響を防ぐ必要があります。

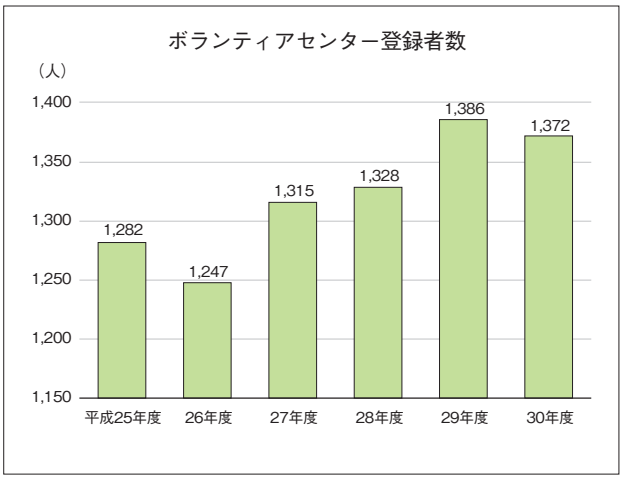

## 施策の方向性

(1) 地域福祉の推進

・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロン）の整備や、地域の子どもたち向けの子ども食堂の運営支援などに取り組みます。

・各地区の福祉活動における中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援します。

・地域の福祉活動を活性化させるため、担い手であるボランティアの育成や、ボランティアによる活動への支援を行います。

【主な取組】 ○地域ふれあいサロンの運営・増設 ○子ども食堂の運営支援
○地区社会福祉協議会の活動支援 ○ボランティアリーダーの支援・育成
○ボランティアセンターの運営支援

(2) 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進

・生活困窮者が抱える問題についての相談体制を充実させるとともに、就労を望む人には対象者の適性に応じた就労先確保の支援を行うなど、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行います。

・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに学習機会や居場所を提供し、適切な学習習慣や日常生活習慣等の形成を図ります。

【主な取組】 ○生活困窮者向け相談・情報提供体制の実施
○生活困窮者の就労支援の実施 ○学習支援の実施

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・地域住民同士の声掛けを大事にする<br>・地域の活動や行事に積極的に参加する<br>・近所づきあいの中で、必要に応じて安否確認等を行う |
| 地域・団体にできること | ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関連団体など多様な組織が連携し、情報を共有化する<br>・住民同士の声掛けや支え合いの意識啓発に努める<br>・地域住民同士の声掛けや交流を促し、生活課題の把握に努める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合 | 59.1%<br>（令和元年度） | 65.0% |

# 2-3. 高齢者福祉

【主担当部署】 介護保険課、高齢者支援課
【関連する個別計画】高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 目指すまちの姿

**○地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、高齢者がいきいきと可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができています。**

## 現状と課題

●平成 27 年国勢調査結果によると、本市の 65 歳以上人口は約 1.5 万人で、市民の４人に１人が該当しています（高齢化率：24.9%）。高齢化率は更なる上昇が見込まれており、高齢化社会への対応が急務です。

●本市の平成 30 年 10 月時点における要支援･要介護認定率は 13.6%であり、県平均（15.8%）より低い水準ですが、認定者数、介護費用額はともに増加しており、介護予防の取組を充実させていく必要があります。

●更なる高齢化に伴い、医療と介護が必要な高齢者数の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターの機能強化や地域における医療と介護の連携を推進し、適切な医療・介護サービスの提供や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

●高齢者が自立しながら安心して暮らせるよう、高齢者の健康上･生活上の問題を早期に把握し、緊急時には迅速に対応できる、地域での見守り体制を構築する必要があります。

●高齢者が社会参加・社会貢献することにより地域の活性化を図っていく方向性が求められる中で、高齢者がいつまでも生きがいをもって健康にいきいきと暮らせるよう、就労や生涯学習など社会参加の機会を充実させることが重要です。

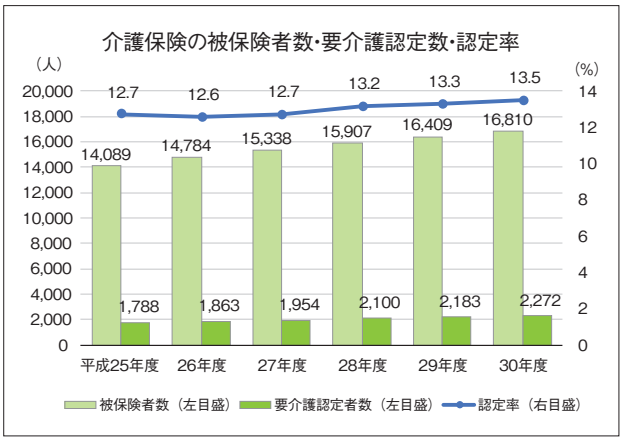

## 施策の方向性

### (1) 介護予防の推進

・地域住民、医療・介護関係者、ＮＰＯ法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための取組を推進します。

【主な取組】　○介護予防に関する講演会や教室等の開催
○介護予防活動団体の活動支援　　○介護予防サポーターの養成及び活動支援

### (2) 住み慣れた地域での生活支援

・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、要介護認定者向けに介護サービスの基盤整備を推進します。また、介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。
・世代間で支え合いながら生活できる住宅取得の支援や移動手段をもたない高齢者の移動支援等に取り組みます。

【主な取組】　○地域包括支援センターの機能強化　　○在宅医療・介護の連携の推進
○介護保険サービス事業所の整備　　○介護人材の確保・定着に向けた助成
○世代間同居のための新築・改築費用の助成
○高齢者へのタクシー利用料金の助成

### (3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図ります。
・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるように、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実します。

【主な取組】　○住民主体型活動を行う団体の立ち上げ及び運営支援
○高齢者見守りネットワーク活動の実施
○認知症サポーターの養成及び活動支援

### (4) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

・一人ひとりの高齢者が、それぞれの経験や技能を活かしながら社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。

【主な取組】　○シルバー人材センターの運営支援
○介護支援ボランティア活動の促進
○シニアクラブの活動支援　　○高齢者学級の開催

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・介護予防の取組に積極的に参加する<br>・地域における生活支援等の担い手として活動する |
| 地域・団体にできること | ・高齢者の見守りや支援等を行う<br>・地域における各種活動を通じて、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつなげる |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①要介護認定率 | 13.6%<br>（平成３０年度） | 17.6% |
| ②住みなれた地域で最期まで暮らし続けたいと思う高齢者の割合 | 79.3%<br>（平成２９年度） | 80.0% |
| ③地域活動に参加したことがある高齢者の割合 | 61.9%<br>（令和元年度） | 63.0% |

# 2-4. 障がい者福祉

【主担当部署】 障がい者支援課
【関連する個別計画】そでがうら・ふれあいプラン

## 目指すまちの姿

**○障がいの有無に関わらず、地域全体で支え合う社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。**

## 現状と課題

●平成30年度末における本市の身体障害者手帳所持者は1,849人、療育手帳所持者は539人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 351 人で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

●本市では、障がい者の相談業務の充実や、社会参加の促進に取り組んできましたが、障がいのある人やその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化等への対応が課題となっており、これらのニーズに対応した支援体制の整備を図っていく必要があります。

●障がいのある人の日常生活の支援や公共施設等のバリアフリー化を通じて、障がいのある人が安心して生活できる環境を整備していくことが重要です。

●障がいに対する理解と意識の啓発を促進し、障がいのある人が差別や虐待を受けないようにするとともに、その財産や権利が不当に侵害されない環境を整える必要があります。

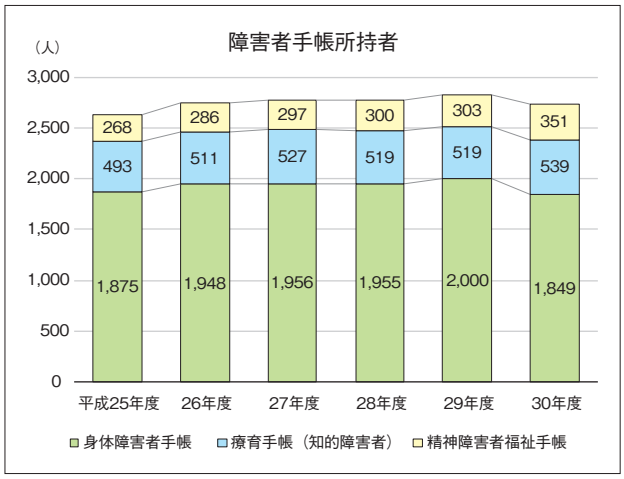

## 施策の方向性

### (1) 障がいのある人の自立生活支援の推進

・障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、幅広い分野に関する相談に対応します。
・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置により、相談支援の機能を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。
・障がいのある児童に対しては、早期診断と適切な治療や訓練を行うことにより、その自立を支援します。
・障がいのある人が状況に応じて安心して働くことができるよう、地域での障がい者の就業を支援します。

【主な取組】 ○障がい者等への相談支援の充実 ○基幹相談支援センターの設置・運営
○障がい児等への療育指導の実施 ○事業者への障がい者雇用の働きかけ

### (2) 障がいのある人を支える生活環境の整備

・障がいのある人が日常生活をより円滑に営むための各種支援を行うとともに、障がいのある人を支える人材の育成や公共施設等のバリアフリー化を推進し、生活しやすい環境を整備します。

【主な取組】 ○日常生活用具の給付 ○障がい者等へのタクシー利用料金の助成
○ボランティアの育成 ○公共施設等のバリアフリー化

### (3) 権利擁護の推進

・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【主な取組】 ○差別解消や虐待防止等に向けた啓発活動の実施
○成年後見制度の周知・制度に関する相談支援等

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・障がいのある人に対する理解を深める<br>・障がいの有無に関わらずともに活動・交流する |
| 地域・団体にできること | ・障がいのある人の日常生活や社会活動に関する支援を行う<br>・障がいのある人を積極的に雇用するとともに、職場での合理的配慮を行う |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①車椅子の方や障がいのある人が楽に出歩ける環境だと思う市民の割合 | 19.7%<br>（令和元年度） | 22.7% |
| ②障がいのある人が安心して暮らしていると感じている市民の割合 | 26.4%<br>（令和元年度） | 28.0% |
| ③就労移行支援事業の利用者数（累計） | 26 人<br>（平成 30 年度） | 29 人 |

# 3-1. 防災

【主担当部署】　危機管理課
【関連する個別計画】地域防災計画

## 目指すまちの姿

**○確立された防災体制・水防体制及び市民の手による地域防災力により、災害から市民の生命と財産が守られています。**

## 現状と課題

●台風や大雨など激甚化する自然災害等により、本市においても停電や断水、家屋損壊などの被害が発生しており、自然災害への備えと発生時の対応の重要性を強く認識させられたことから、その経験を活かした対応が求められています。

●本市では、「袖ケ浦市地域防災計画」をもとに防災体制を整備してきましたが、今後起こりうる大規模災害に備えて災害に強いまちづくりを行う必要性がこれまで以上に高まっています。そのため、迅速かつ的確な対応が可能な防災・減災体制を確立するとともに、防災力の向上を図る必要があります。

●災害から市民の生命、財産を守り被害の軽減につなげるため、自主防災組織の育成、災害対策コーディネーターの養成などに取り組み、自助、共助、公助が機能する防災体制の強化を図っており、今後も市民の防災における意識を向上させ、地域の防災力を高める必要があります。

●実行性のある避難支援や応援・受援体制を整えるとともに、災害発生後においても情報収集や人命救助・救急・消火等の応急措置、公共施設等の速やかな復旧及び被災者への支援を行う必要があります。

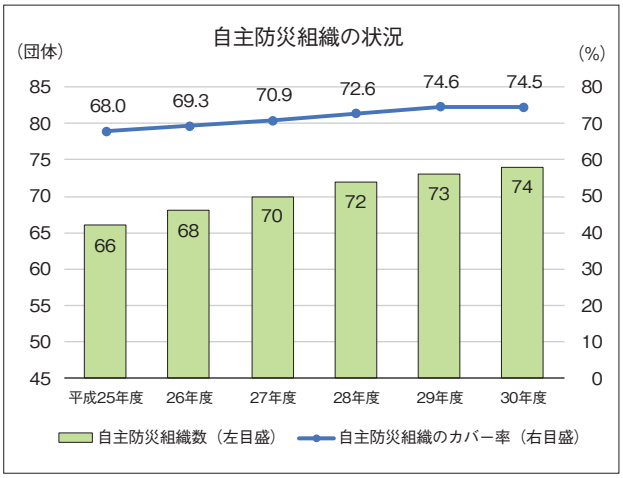

## 施策の方向性

### (1) 防災対策の強化

・災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの整備を進めるとともに、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の整備などの防災対策を強化します。

・県が示す浸水想定区域図を踏まえて洪水防災マップの見直しを行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

【主な取組】 ○防災行政無線施設の更新 ○非常用食糧等の更新 ○防災資機材の購入
○震災対策備蓄倉庫の改修 ○洪水防災マップの更新
○防災講座・研修会の開催

### (2) 地域における防災力の強化

・地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促すとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。

・災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

【主な取組】 ○自主防災組織結成の促進 ○防災資機材の貸与・更新
○防災訓練指導の実施 ○災害対策コーディネーター養成講座の開催
○地区別防災訓練の実施

### (3) 災害応急・復旧対策の充実

・災害発生時に、要援護者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。

・災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活をする避難所については、適切な運営を行うとともに、良好な生活環境の確保を図ります。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。

・県や他自治体、防災関係機関、企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。

【主な取組】 ○安否確認訓練の実施 ○福祉避難所の運営訓練の実施
○災害発生時の情報収集及び国・県・関係機関との協力体制の充実
○要援護者の情報収集と避難支援者への情報提供 ○災害時応援協定の締結

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・防災に対する意識を高め、知識を習得する<br>・防災訓練に積極的に参加する<br>・家庭での食糧の備蓄や非常時の持出品の準備を行う<br>・家族との避難場所や連絡方法の共有化を行う |
| 地域・団体にできること | ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識を持つ<br>・地域でのコミュニケーションを強化し、災害時要支援者の把握に努める<br>・災害発生時を想定した、形式的ではない自主防災訓練を行う |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①災害に強いまちづくりができていると思う人の割合 | 31.1%<br>（令和元年度） | 43.0% |
| ②日頃から災害への備えをしている市民の割合 | 49.7%<br>（令和元年度） | 60.0% |
| ③避難所・避難場所を知っている市民の割合 | 83.5%<br>（令和元年度） | 90.0% |

# 3-2. 防犯・交通安全

【主担当部署】　市民活動支援課
【関連する個別計画】交通安全計画

## 目指すまちの姿

**○防犯体制の充実が図られるとともに、防犯と交通安全に関して市民の意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができています。**

## 現状と課題

●本市では、自主防犯組織による防犯パトロールの実施、街頭防犯カメラの計画的な設置等の取組を積極的に推進しており、刑法犯認知件数は、平成 25 年の 686 件から令和元年の 346 件へ大幅な減少となっています。しかし、最近は犯罪の手口が巧妙化しており、市民一人ひとりの防犯意識の向上が求められています。

●平成 30 年度末時点で市内には自主防犯組織が 41 団体あり、継続的な活動を行っていますが、会員の高齢化と減少が課題となっています。

●本市の交通事故発生件数は増加傾向にあり、高齢者が当事者となる事故も増えています。このため、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るとともに、通学路や住宅街の交通安全を確保するための対応、高齢者の身体的な衰えに起因する交通事故を未然に防止するための取組を進める必要があります。

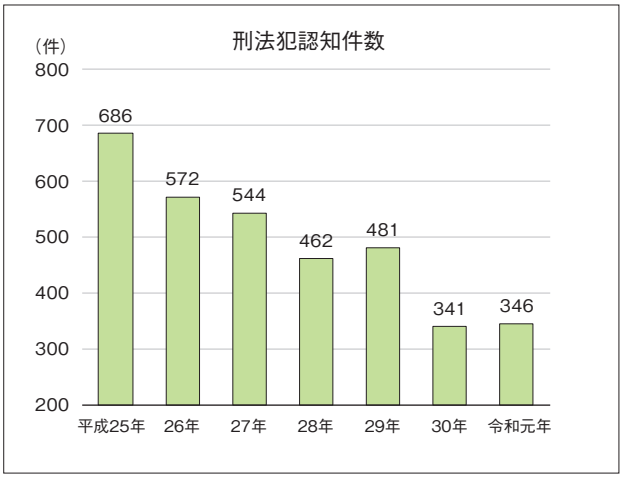


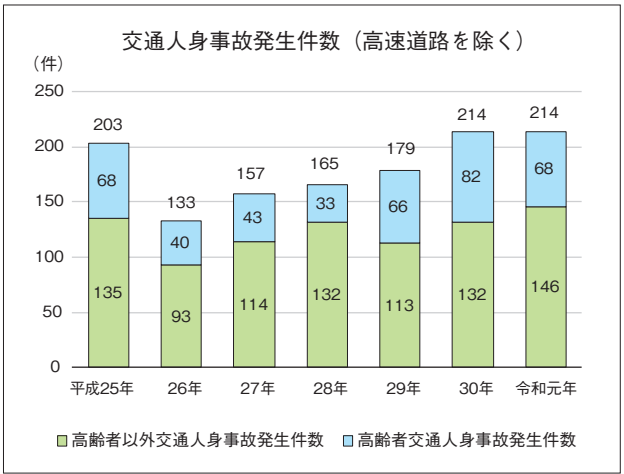

## 施策の方向性

(1) 防犯対策の推進

・犯罪の発生抑止のために、防犯灯や街頭防犯カメラの整備を進めるとともに、警察や防犯協会等の関係機関と連携し、犯罪情報の提供などを行うことにより、市民の防犯意識の向上を図ります。

【主な取組】 ○防犯灯の設置及び維持管理 ○街頭防犯カメラの設置及び維持管理
○生活安全メール等による防犯・犯罪情報の提供 ○防犯教育の実施

(2) 地域における防犯体制の強化

・市と自主防犯組織が連携して様々な活動を行うことができる体制の充実に向けて、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、継続的な支援を行います。

【主な取組】 ○自主防犯組織の新規設立の促進 ○自主防犯組織のリーダー研修会の実施
○自主防犯組織との連携による防犯パトロール活動の実施

(3) 交通安全の推進

・警察や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を行うことにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

・近年急増している高齢者が関係する交通事故を防止するための対策を強化します。

【主な取組】 ○交通安全教育の実施（保育施設、小中学校、シニアクラブ等）
○交通安全啓発活動の実施
○高齢者向け安全運転対策の実施 ○高齢者の運転免許証自主返納の支援

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・戸締り、自転車の施錠等の徹底など自主的な防犯対策に努める<br>・犯罪防止のために、隣人とのコミュニケーションに努める<br>・交通ルールとマナーを遵守する |
| 地域・団体にできること | ・市民の防犯意識・交通安全意識の啓発に努める<br>・団体間が連携し、情報を共有化する<br>・効果的な防犯活動、交通安全活動を行う |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数 | 5.4 件<br>（令和元年） | 4.7 件 |
| ②人口 1,000 人当たりの交通事故発生件数 | 3.3 件<br>（令和元年） | 2.6 件 |
| ③地域の治安が良いと思う市民の割合 | 74.9%<br>（令和元年度） | 77.7% |

# 3-3. 消防・救急

【主担当部署】 消防本部総務課、予防課
【関連する個別計画】 －

## 目指すまちの姿

**○消防・救急体制の充実が図られるとともに、事業者や市民の防火意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができています。**

## 現状と課題

●平成 30 年の本市の年間火災発生件数は 41 件となっており、救急出動件数は 2,973 件となっています。

●本市の常備消防は、災害現場で迅速・適切な活動が可能な指揮隊の編成、計画的な消防車両の整備・更新等の取組を行い、消防・救急体制の強化を図っています。今後は老朽化が課題となっている消防庁舎等の整備の検討や、消防の広域化について県・近隣市と情報共有を図る必要があります。

●消防団は 18ヶ分団体制で活動を行っていますが、団員の高齢化、団員数の減少という課題を抱えており、今後の消防団活動に支障をきたす分団が出てくることが懸念されています。

●火災発生による甚大な被害を未然に防ぐためには、日常生活からの予防が重要であり、市民等の火災予防意識を高めていくことが求められます。

## 施策の方向性

(1) 消防・救急体制の充実

・消防庁舎の整備検討、消防車両の計画的な更新等を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。救急時に市民も適切な応急処置が行えるよう、必要な対策を講じます。

・地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員確保に取り組みます。

・消防の広域化に関しては、県及び近隣市等の動向を踏まえながら検討を進めます。

【主な取組】 ○消防庁舎の整備方針の検討
○常備消防車両及び非常備消防車両の計画的な更新
○消防団詰所の計画的な改修 ○救急講習会の開催
○消防団に関する広報活動による加入の促進 ○消防の広域化の検討

(2) 火災予防の推進

・市民が火災予防に関して強い意識を持ち、火災発生時に適切な対応ができるように、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。

・住宅への設置が義務付けされている住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火及び自主保安管理体制の徹底を図るため、事業者に対し法令に基づき適切な指導・助言を行います。

【主な取組】 ○火災予防運動の実施（秋・春）
○広報媒体・イベントを通した啓発活動の実施
○一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 ○幼年消防クラブ大会の開催
○住宅用火災警報器の普及促進 ○事業所への立入検査の実施

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・防火意識を持ち、消火器や住宅用火災警報器の設置など住宅防火対策に努める<br>・消防訓練・救急講習会などに参加し、防火・救命に関する知識を習得する<br>・救急車の適正な利用を心がける |
| 地域・団体にできること | ・消防団活動への理解・協力を行う<br>・救急事案発生時に、救急車が到着するまで、応急処置を行う<br>・あらゆる事故災害等に備え、自主保安管理体制を強化する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①消防・救急体制に安心感を持っている市民の割合 | 75.4%<br>（令和元年度） | 77.5% |
| ②出火率（過去６年間平均値） | 2.20%<br>（平成３０年） | 2.17% |

# 3-4. 消費生活

【主担当部署】　商工観光課
【関連する個別計画】－

## 目指すまちの姿

**○市民の消費者問題に対する知識や判断力が高まり、相談体制の充実により、市民が安心して生活を送ることができています。**

## 現状と課題

●高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺、通信技術の発達を背景としたサイバー犯罪など、犯罪の手口は複雑化・巧妙化しており、消費者がトラブルに巻き込まれる事案が増加しています。

●平成 30 年度の本市での消費生活相談件数は 483 件で、25 年度の 192 件から約 2.5 倍に増えています。内訳としてはインターネット通販や個人情報漏えい等の被害に関する相談が目立っています。

●市の消費生活センターでは、対応すべき業務の多様化や相談件数の増加に伴い、相談員の確保が課題となっています。

●消費者被害を未然に防止するために、消費生活に関する知識や判断力の向上を目的とした消費者教室を開催するなど、消費者意識を高めていく必要があります。

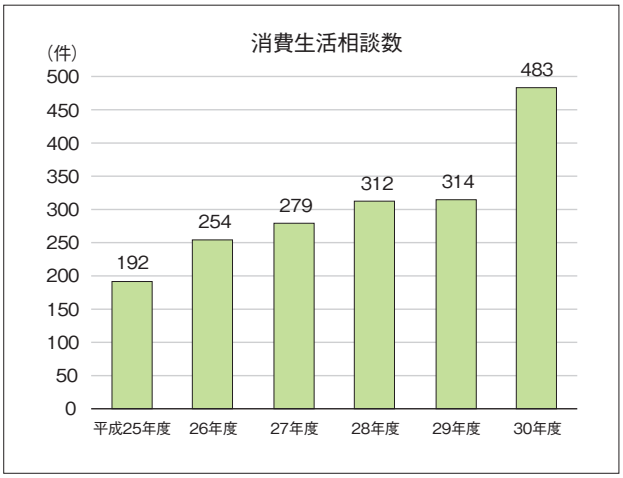

## 施策の方向性

(1) 消費者保護対策の推進

・消費生活に関する相談については、的確な対応を行うことにより問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度を高めるため、消費生活センターの周知を図ります。

・消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上などを通して、相談体制の充実を図ります。

【主な取組】 ○消費生活相談の実施 ○消費生活センターに関するＰＲの推進
○消費問題に関する情報の収集と市民への提供
○消費生活センター相談員の確保・資質向上に向けた支援制度の創設・運用

(2) 消費者意識の向上

・関係機関との連携を強化して幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行うことにより、市民の消費生活に関する知識や判断力の向上を図ります。

・特にターゲットになりやすい高齢者や若年層に対しては、きめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

【主な取組】 ○消費者教室の開催 ○出前講座の開催
○啓発パンフレット等の作成・配布

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・消費者被害に関する最新の知識を学ぶ |
| 地域・団体にできること | ・悪質事案発生防止のために、自らができることを行う |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合 | 93.4%（令和元年度） | 95.2% |
| ②安心で安定した消費生活を送ることができていると感じる市民の割合 | 83.3%（令和元年度） | 89.8% |

# 3-5. 環境保全

【主担当部署】　環境管理課
【関連する個別計画】環境基本計画

## 目指すまちの姿

**○豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会がつくりだされています。**

## 現状と課題

●椎の森自然環境保全緑地などの豊かな自然環境は本市の大きな強みであり、生態系維持のためにも確実に保全していく必要があります。

●市内各地域で、市民が主体となった環境保全活動や環境美化活動などが実施されていますが、活動を行っているメンバーの高齢化が進むなど、取組主体の固定化・減少が課題となっています。

●自然災害の増加や生態系の破壊等をもたらす地球温暖化問題には、国や県においてそれぞれの立場で取り組んでおり、市においても対策の実施が求められます。

●本市では、市内測定局で大気汚染物質の常時監視や、河川や海域などでの水質調査、騒音・振動などの測定も行っており、良好な環境を保全するため、引き続き関係法令に基づく取組を行っていく必要があります。

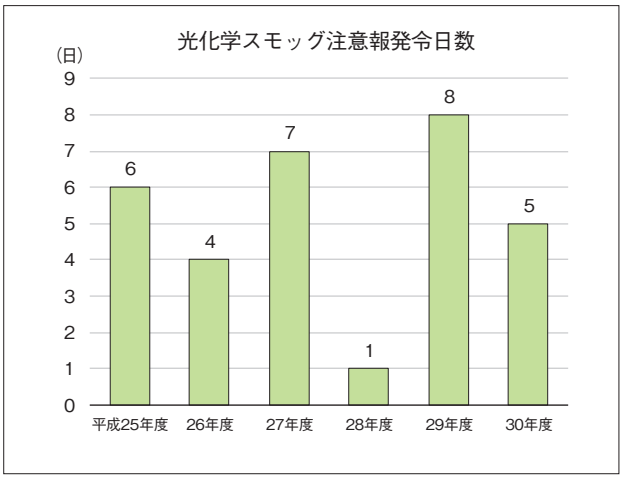

## 施策の方向性

(1) 自然環境の保全と共生

・ボランティアや各種団体、事業所、学校等と連携しながら、自然環境の保全やまちの美化を図ります。
・生態系や人の健康に被害を及ぼす恐れのある有害鳥獣や特定外来生物の防除を積極的に行います。
・市民の環境保全への理解を深めるために、環境学習講座などを実施します。

【主な取組】 ○椎の森自然環境保全緑地の整備 ○保存樹木・樹林の保全
○清掃活動の実施 ○ポイ捨て対策の推進
○有害鳥獣・特定外来生物の防除 ○環境学習講座等の実施

(2) 地球温暖化対策の推進

・全世界的な課題である地球温暖化問題に対して、家庭における省エネルギー設備設置の支援や市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の意識を高めるための緑のカーテンづくりなどについて促進します。

【主な取組】 ○地球温暖化に関する情報発信等 ○省エネルギー設備等の導入促進
○住宅・事業所への再生可能エネルギー等の導入促進
○緑のカーテンづくりの促進

(3) 快適で安全に生活できる環境の維持

・大気汚染の常時監視や汚染物質の排出者に対する指導などを行うとともに、河川等における水質調査を行い、その改善に向けた対応を行います。
・騒音・振動について定期的に測定し、要請限度を超過する場合は関係機関に対策を要請します。また、航空機騒音は、県などに対して、騒音の低減について要望します。

【主な取組】 ○大気汚染測定機器等の計画的な更新 ○各種法令など規制遵守の指導

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・「環境保全」と「省エネルギー」の意識を持つ<br>・再生可能エネルギー等の利用を促進する<br>・環境美化活動・環境保全活動に積極的に参加する |
| 地域・団体にできること | ・省エネルギーや $CO_2$ 排出削減を心がける<br>・法令や環境基準を遵守し、公害発生を防止する<br>・市民が参加できる環境美化活動・環境保全活動の実施に努める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①市内の大気・水質における各項目の環境基準達成率 | 84.2%<br>（平成３０年度） | 89.5% |
| ②まちがきれいだと感じている市民の割合 | 58.4%<br>（令和元年度） | 60.0% |
| ③省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合 | 79.6%<br>（令和元年度） | 86.0% |

# 3-6. 廃棄物・リサイクル

【主担当部署】　廃棄物対策課、下水対策課
【関連する個別計画】一般廃棄物処理基本計画

## 目指すまちの姿

**○ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。**

## 現状と課題

●平成 29 年度の本市の1人1日当たりのごみの総排出量は 927g で、減少傾向にありますが、県全体平均（903g）を上回っています。リサイクル率は 25.0%で県全体 22.3%より高い水準にありますが、引き続きごみ減量化・再資源化に取り組んでいく必要があります。

●市内の廃棄物は袖ケ浦クリーンセンター等にて適正に処理を行っていますが、ごみ処理施設の老朽化が進んでおり、施設の計画的な更新が必要です。

●広域廃棄物処理事業については、今後君津地域 4 市及び安房地域 2 市 1 町により事業を進めることから、適切な対応を行っていく必要があります。

●し尿処理施設も老朽化が進んでいます。また、生活排水の改善のため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

●不法投棄対策として、パトロールや監視カメラの設置等の監視活動により、その抑制を図っており、引き続きパトロールを継続し廃棄物の適正処理について啓発していく必要があります。また、市内における建設発生土や再生土による埋立てに対し、土壌や地下水等の汚染及び崩落等の災害の発生を防止する必要があります。

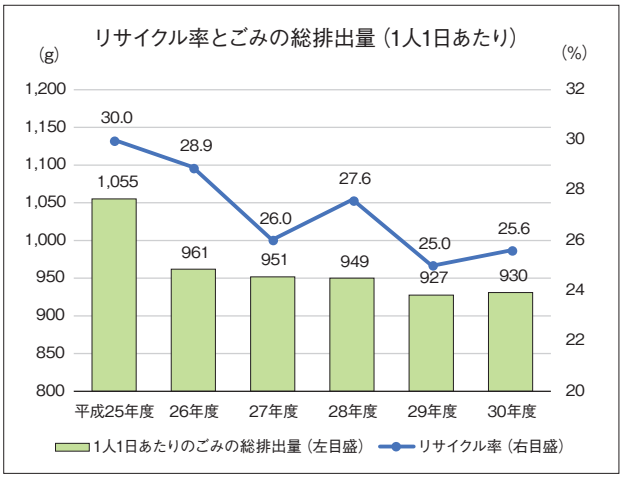

## 施策の方向性

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

・ごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、長期的な視点からごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しを行います。

・ごみの分別の徹底による再資源化を進め、資源循環型のまちを目指します。

【主な取組】 ○ごみ減量化への普及啓発 ○事業者へのごみ減量化への指導の徹底
○ごみ収集制度の総合的な見直し ○ごみ資源化の普及啓発

(2) ごみ処理体制の整備

・袖ケ浦クリーンセンターの改修を計画的に進めることで、コスト削減と施設の長寿命化を図ります。

・令和９年度稼働予定となっている次期広域廃棄物処理施設については、共同で事業を進める自治体と広域連携組織を設置し、取組を進めます。

【主な取組】 ○袖ケ浦クリーンセンターの計画的な改修
○広域施設設置に向けた取組の実施

(3) し尿処理の適正化

・単独処理浄化槽の使用者に対して、合併処理浄化槽への設置切り替えを促進するために啓発活動及び設置費用の補助を行い、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

【主な取組】 ○し尿処理施設のあり方検討
○合併処理浄化槽切り替えへの啓発活動の実施
○合併処理浄化槽設置への補助の実施

(4) 廃棄物の不法投棄等の防止

・廃棄物の不法投棄と、土砂等の埋立てによる土壌汚染・災害発生を防止するため、監視活動を行います。

【主な取組】 ○市及び不法投棄監視員によるパトロール活動の実施
○監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・家庭ごみの分別を徹底する<br>・ごみステーションを適正に管理する |
| 地域・団体にできること | ・排出するごみの分別を徹底する<br>・ごみの排出抑制、再利用・再資源化の意識を醸成する取組を推進する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①ごみ総排出量に対するリサイクルの割合 | 25.6%<br>（平成３０年度） | 31.3% |
| ②１人当たり１日のごみ総排出量 | 930ｇ<br>（平成３０年度） | 850ｇ |

# 4-1. 市街地形成

【主担当部署】　都市整備課
【関連する個別計画】都市計画マスタープラン、景観計画

## 目指すまちの姿

**○各拠点を中心に利便性が高く、効率的な土地利用が図られ、安全で安心して暮らせる良好な市街地が形成されています。**

## 現状と課題

●本市では、袖ケ浦駅、長浦駅、横田駅周辺の３つの地域を都市機能の集積を図る拠点として位置付けており、中でも袖ケ浦駅周辺では、袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業によって、新たな住宅や商業施設の集積が進んでいます。

●市街化区域縁辺部における市街化調整区域では、開発による住宅供給が増えていますが、過度に進行した場合、市街化区域の空洞化が進み将来的な行政負担が懸念されることから、秩序ある土地利用が求められています。

●道路や排水などのインフラが十分に整備されていない既存の市街地については、良好な市街地環境の形成を図っていく必要があります。また、更なる地域の活性化に向けて、利便性の高い地域における土地の利活用などが求められています。

●本市では、袖ケ浦駅海側地区の景観形成推進地区への指定や、景観まちづくり推進団体及び違反広告物除却活動推進団体の認定等により、市民と協働で景観まちづくりを推進しています。美しい景観資源を守り、活かすことで、市民が愛着や誇りを持てるまちづくりを進めることが重要です。

## 施策の方向性

(1) 計画的なまちづくりの推進

・都市計画マスタープランに基づいて、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。

・災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

【主な取組】 ○都市計画マスタープランに基づく土地利用の促進
○市街化調整区域における地区計画ガイドラインの策定・周知
○地籍調査の実施

(2) 市街地整備の促進

・地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進します。

・市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備について制度の見直しを行い、市民への周知・啓発を図ります。

【主な取組】 ○地区計画制度の有効な活用 ○みちづくり計画要綱の見直し、周知・啓発
○市街地における狭あい道路の拡幅整備

(3) 良好な景観形成

・景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、景観を形成する上で重要な樹木等のシンボル化、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。

・良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

【主な取組】 ○景観計画や景観条例に基づく規制誘導
○景観重要樹木・景観重要建造物等の指定
○景観まちづくり推進団体の活動支援 ○景観まちづくり賞による表彰

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・土地利用や道路、身近な景観に関心を持つ |
| 地域・団体にできること | ・住民主体でまちづくりのルール（地区計画）の策定を検討する<br>・地域住民とともにまちづくりを行う |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①都市的未利用地率 | 8.6%<br>（平成２８年度） | 8.3% |
| ②住環境が快適であると思う市民の割合 | 52.7%<br>（令和元年度） | 61.0% |
| ③良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合 | 54.8%<br>（令和元年度） | 61.0% |

# 4-2. 公園・緑地

【主担当部署】　都市整備課
関連する個別計画】－

## 目指すまちの姿

**○公園や緑地が適正に管理され、憩いや交流の場として活用されています。**

## 現状と課題

●平成 30 年度末における本市の市民一人当たりの都市公園面積は 12.50㎡（県内 4 位）で、千葉県平均の 6.99㎡を大きく上回っています。市内には、市内外の住民に利用されている袖ケ浦公園や百目木公園、地域住民の憩いの場として利用される公園、豊かな自然と触れ合える椎の森自然環境保全緑地など、様々な公園・緑地が整備されています。

●市内の多くの都市公園は、供用開始から長期間経過し、遊具等の老朽化が顕著となっており、安全性や快適性を確保するための計画的な対応が求められます。また、すべての人が公園を快適に利用できるよう、バリアフリー化を進める必要があります。

●公園･緑地は、市民同士や、市外住民との交流機会を創出する大きなポテンシャルを有しており、地域活動やスポーツ、生涯学習、観光資源、防災避難地など、多様な機能を発揮する場として活用することが重要です。

## 施策の方向性

(1) 公園・緑地の適正管理

・公園が有する様々な機能を十分に発揮できるよう、老朽化した施設の補修・更新やバリアフリー化など必要な維持管理を行います。

・公園施設の整備・改修等をより効果的に行うため、民間事業者の参入可能性について検討します。

【主な取組】 ○公園内老朽施設の補修及び更新 ○公園内バリアフリー化の推進
○袖ケ浦駅海側地区近隣公園の整備
○多様な手法を用いた公園整備の検討

(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出

・袖ケ浦公園、百目木公園、椎の森自然環境保全緑地など、公園･緑地での地域住民の交流促進、交流人口の増加を図るため、公園・緑地を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

【主な取組】 ○袖ケ浦公園まつり・百目木公園まつりの企画内容の充実とＰＲ活動
○椎の森での自然観察会の実施
○民間団体や企業等による公園を活用したイベントの支援
○花菖蒲など季節の花を活用したイベントの開催

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・公園を利用し、不具合を早期に発見し管理者に伝える<br>・公園・緑地の美化・保全活動に積極的に参加する<br>・公園・緑地を活用したイベントに参加する |
| 地域・団体にできること | ・公園・緑地の自主的な維持管理・美化活動や自然保護活動への取組に協力する<br>・公園・緑地を活用したイベントを提案・実施する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合 | 62.9%<br>（令和元年度） | 66.0% |
| ②公園のバリアフリー化率 | 58.6%<br>（平成３０年度） | 64.6% |

# 4-3. 道路

【主担当部署】　土木建設課、土木管理課
【関連する個別計画】道路網整備計画

## 目指すまちの姿

**○都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています。**

## 現状と課題

●都市計画道路については、袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業区域内や周辺の道路整備が進められてきましたが、更なる利便性向上のため、整備予定路線･未整備路線の整備推進を図っていく必要があります。

●新たに整備する市道についても、安全確保やバリアフリー化など、更なる安全性と利便性の向上に向けた整備を進めていく必要があります。

●本市は、館山自動車道や東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道等の道路網により、県内外と良好なアクセス性を有しており、（仮称）かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進等による一層の利便性向上と地域活性化が期待されています。

●市が管理する道路施設について、計画的に点検や維持管理を行い、施設の長寿命化を図る必要があります。また、通学路や生活道路での交通事故、交差点での歩行者事故等を防止するために、危険個所の点検と安全対策を実施していく必要があります。

## 施策の方向性

(1) 都市計画道路の整備

・高須箕和田線の南袖延伸区間、袖ケ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線などの整備を促進し、交通渋滞の緩和や、市内における円滑な交通機能の確保を図ります。

【主な取組】 ○高須箕和田線の整備（南袖延伸） ○西内河根場線の整備

(2) 市道の整備

・地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、バリアフリー化を図ります。

【主な取組】 ○三箇横田線の整備 ○飯富 29 号線・代宿横田線の整備

(3) 広域幹線道路等の整備促進

・県道君津平川線と接続し、地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や誰もが安心して利用できる道路環境の向上に向けた国県道の歩道整備を関係機関に要望します。

・東京湾岸地域とのアクセス性向上などが図られる東京湾岸道路の建設に向けた要望活動を行います。

【主な取組】 ○各種要望活動の実施

(4) 道路施設の適正管理

・橋梁や道路等の適切な点検とそれに基づく修繕・耐震補強工事を行い、道路施設の長寿命化とライフサイクルコストの軽減を図ります。

・生活道路対策エリア等の指定を受けた地域について、警察等と協議しながら道路の安全対策を実施します。また、交差点での歩行者事故に対応するため、安全対策を講じます。

・市民参加による道路の美化活動を行う道路アダプトプログラムの推進を図ります。

【主な取組】 ○道路・橋梁の定期点検・補修、耐震補強工事の実施
○道路美化活動の実施（アダプトプログラム）
○道路アダプトプログラム制度の周知・PR ○通学・下校時間等の見守り活動
○危険個所の点検・安全対策（歩道整備・安全柵設置等）の実施

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・道路の美化活動に積極的に参加する<br>・道路の不具合を早期に発見し、管理者に伝える<br>・通学・下校時間等の見守り活動を行う |
| 地域・団体にできること | ・道路の不具合を早期に発見し、管理者に伝える<br>・すべての人が円滑に道路を利用できるよう敷地の出入り口や敷地内の工作物、草木等の適正な管理に努める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①道路環境が整っていると感じる市民の割合 | 55.4%<br>（令和元年度） | 67.0% |
| ②都市計画道路の整備率 | 84.9%<br>（令和元年度） | 86.7% |

# 4-4. 河川

【主担当部署】　土木管理課、下水対策課
【関連する個別計画】－

## 目指すまちの姿

**○河川・雨水排水施設等が適正に維持管理され、機能や安全性が保たれています。**

## 現状と課題

●本市では、大月川、境川、蔵波川など、地域住民の生活に根差した準用河川及び普通河川の維持管理を行っています。堤防などの市内の河川管理施設は経年による老朽化が進んでおり、定期的な点検や計画的な修繕等による長寿命化を図っていく必要があります。

●近年では局地的豪雨が多発しており、雨水排水施設の適正な維持管理が求められていますが、市内には老朽化が顕著な施設も多く、定期的な点検や計画的な修繕等による施設の長寿命化を図っていく必要があります。

●市が維持管理を行っている護岸施設は津波や高潮の被害から市民を守る重要な施設として、定期的な点検と計画的な維持管理を行い、長寿命化を図っていく必要があります。

## 施策の方向性

(1) 河川施設の適正管理

・市内の河川管理施設について、定期的な点検や計画的な修繕等によりその機能の確保に努めます。

・河川の氾濫等による災害を防止するとともに、長寿命化によるトータルコストの縮減と修繕費の平準化を図ります。

【主な取組】 ○河川管理施設等の維持補修　○河川改修の検討

(2) 雨水排水施設の適正管理

・雨水管の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるトータルコスト削減を図ります。

・奈良輪地区にある雨水ポンプ場の適正な維持管理を行い、周辺の浸水被害を防止します。

【主な取組】 ○市内雨水管の点検・補修　○奈良輪雨水ポンプ場の維持管理

(3) 海岸・護岸施設の適正管理

・本市が管理する海岸・護岸施設について、適正な維持管理を行うことで、津波や高潮等による災害を防止します。

【主な取組】 ○海岸・護岸施設の維持補修　○護岸改修工事の検討

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・河川の状況や雨水排水施設の不具合及び異常を早期に発見し、管理者に伝える |
| 地域・団体にできること | ・市民参加による河川周辺の美化活動を行う<br>・護岸の適切な維持管理を行う<br>・河川の状況や雨水排水施設の不具合及び異常を早期に発見し、管理者に伝える |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合 | 62.2%<br>（令和元年度） | 65.0% |

# 4-5. 下水道

【主担当部署】　下水対策課
【関連する個別計画】汚水適正処理構想、下水道事業経営戦略

## 目指すまちの姿

**○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。**

## 現状と課題

●下水道は、公衆衛生の向上や河川の水質改善など、快適な生活や環境の保全に不可欠なライフラインです。本市の下水道事業は、昭和 49 年度より建設を開始し、平成 30 年度において、事業認可区域 1,063ha のうち 1,042ha で供用を開始しており、供用区域における下水道普及率は 68.5%となっています。

●公共下水道については、計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに、災害発生時に備え、地震対策等の機能強化を図っていく必要があります。また、農業集落排水については、水洗化率向上を図るとともに、適切な維持管理を行う必要があります。

●下水道事業の健全化・安定化を図るため、公営企業会計を適用し、更なる経営健全化を図っていくことが求められます。

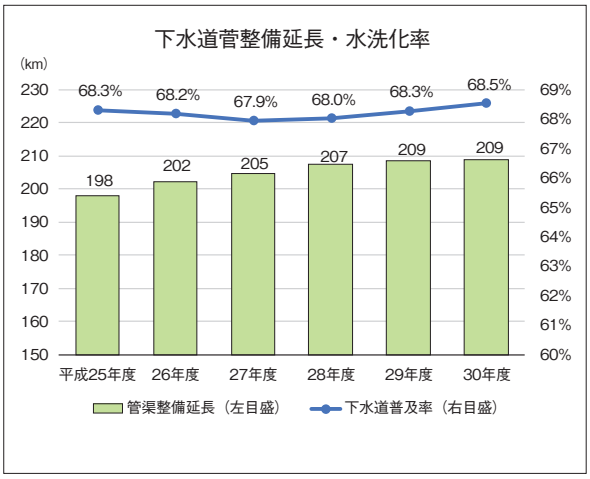

## 施策の方向性

(1) 下水道施設の適正管理

・公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、汚水処理施設の点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新、適正な維持管理業務を行い、既存ストックの長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。

・農業集落排水についても、ストックマネジメント計画を策定し、長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。

・大規模な地震発生時に備え、下水道管の耐震化、マンホールトイレ等の整備を推進します。

【主な取組】 ○下水道施設の点検調査 ○マンホール蓋交換工事の実施
○終末処理場、東部浄化センター、中継ポンプ機場等の適正な維持管理の実施
○下水道管耐震化工事の実施 ○マンホールトイレの整備

(2) 下水道事業の経営基盤の強化

・下水道事業について、経営状況の的確な分析と対策の実施、外部への情報開示等を確実に行っていくことにより、公営企業会計のもとで安定的に事業を継続していくよう努めます。

・下水道事業の更なる健全な運営に向けた取組を進めます。

【主な取組】 ○戦略的な経営計画の立案と経営状況の的確な分析 ○経営情報の開示
○料金の見直しの検討

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・下水道にゴミや油を流さないようにする<br>・下水道事業の経営に関心をもち、理解を深める |
| 地域・団体にできること | ・下水道事業への関心をもち、理解を深める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合 | 76.9%<br>（令和元年度） | 77.5% |
| ②東京湾流域別総合計画に基づく放流水質の達成率 | 100%<br>（令和元年度） | 100% |

# 4-6. 住宅

【主担当部署】　都市整備課
【関連する個別計画】耐震改修促進計画、市営住宅長寿命化計画、空家等対策計画

## 目指すまちの姿

**○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家の適切な管理と有効活用が進んでいます。**

## 現状と課題

●本市では、木造住宅について、相談会の開催や耐震化補助により耐震化率の向上を図ってきたところであり、家屋の倒壊などによる被害の発生・拡大を防止するため、引き続き耐震化の促進を図っていく必要があります。また、誰もが安心して暮らせる住環境を確保していくため、高齢者等へのリフォームの支援を行っていく必要があります。

●市内には、飯富団地、上蔵波団地、神納谷団地の３か所の市営住宅がありますが、建築から年数が経過し、老朽化が進行しています。また、高齢化の進展とともに単身高齢者等の住宅困窮者が増加することが懸念されることから、引き続き市営住宅の適切な維持管理を行っていくほか、公営住宅等の情報を提供する必要があります。

●将来的な人口減少と更なる少子高齢化により、管理の不適切な空家が増加した場合、周辺の住環境が悪化する恐れがあることから、増加する空家を利活用する視点も含め、適切に対応していくことが重要となっています。

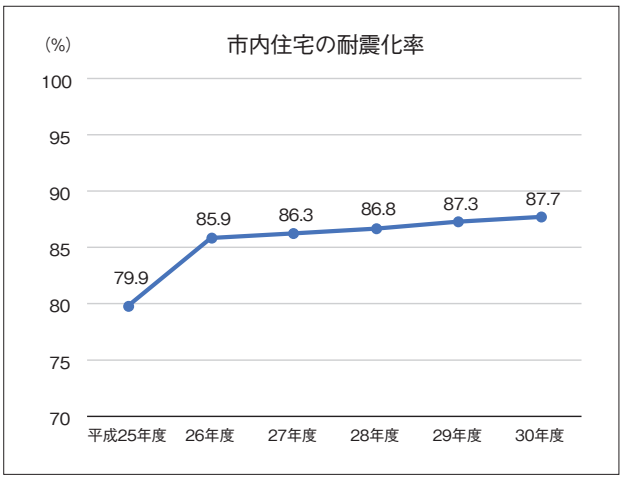

## 施策の方向性

(1) 良質な住環境の確保

・市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化に向けた市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具現化に向けての支援を行います。

・高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修に対し支援します。

【主な取組】　○無料耐震相談会の実施　　○耐震診断・耐震改修に対する助成
○高齢者等住宅整備資金貸付制度の運用

(2) 住宅セーフティネットの形成

・市営住宅へのニーズに対応するために適切な維持管理、老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化についての検討を行います。

【主な取組】　○各市営住宅の改修工事等の実施　　○集約化等の検討
○県営住宅等公営住宅の情報提供

(3) 空家対策の推進

・著しく管理が不適切な空家については、改修や除却、活用等に関する助言・指導等を行い、所有者に適切な管理を求めていきます。

・空家のデータベース化を進め、他用途への転換が可能な空家については、利活用を促進します。

・空家バンク利用の活性化を図るための制度の検討を行います。

【主な取組】　○空家所有者への助言・指導・勧告の実施　　○空家の利活用の促進

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・木造住宅の耐震化を行い地震による被害を未然に防ぐ<br>・空家等の所有者等は、自らの責任において空家等の適切な管理を行う<br>・隣近所の空家状況を確認し、問題ある空家があれば市に連絡する |
| 地域・団体にできること | ・住民同士で地震災害に備えるための情報を共有する<br>・空家バンクを活用し、空家の有効活用に努める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①市内住宅の耐震化率 | 87.7%<br>（平成３０年度） | 90.0% |
| ②適切に管理されている市内の空家率 | 68.0%<br>（令和元年度） | 68.0% |

# 4-7. 公共交通

【主担当部署】　企画課
【関連する個別計画】－

## 目指すまちの姿

**○市民が安心して暮らしていける日常の移動手段が確保されるとともに、広域的な都市間移動手段も充実し、利便性の高い交通網が形成されています。**

## 現状と課題

●本市は、都市間の移動手段としてＪＲ内房線及び久留里線のほか、アクアライン高速バスにより、市外とのアクセス面において高い利便性を有しており、８路線の高速バスが発着している袖ケ浦バスターミナルは、本市の主要交通拠点となっています。今後も引き続き、鉄道や高速バスによる利便性向上を図っていくことが求められます。

●路線バスは８路線運行されていますが、利用者数が減少傾向にあり、一部路線では市が補助金を交付することにより運行を維持している状況にあるため、引き続き公共交通の維持対策や利用促進策について取り組んでいく必要があります。

●更なる高齢化の進展に伴い、交通弱者が増加することが見込まれることから、日常生活における移動手段を持たない市民の足を確保するため、多様な移動手段の確保を図っていく必要があります。

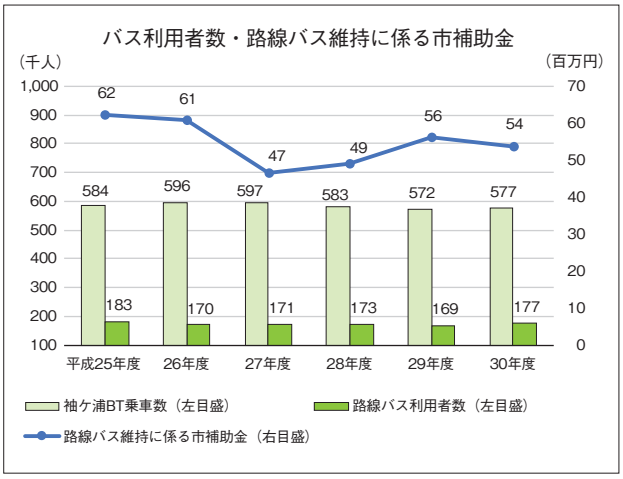

## 施策の方向性

(1) 都市間交通の利便性確保

・都心とつながる高速バスの路線延伸や増便などについて、事業者に対する要望活動を継続的に行います。

・高速バスの利用促進に向けたＰＲ活動を積極的に実施します。

・ＪＲ内房線、久留里線の利便性向上に向けた要望活動を継続的に行います。

【主な取組】 ○高速バス事業者への要望活動の実施 ○高速バス利用促進のＰＲ
○鉄道事業者への要望活動の実施

(2) 市内における移動手段確保

・市内での市民の移動手段として必要な路線バスの運行を維持するため、バス事業者への支援を継続するとともに、地域の実情に応じた運行形態・路線の見直しについて、バス事業者と検討します。

・路線バスを維持するため、利用促進に向けたＰＲ活動を行います。

・日常生活の移動手段を確保するため、路線バスを補完する地域内の取組を支援するとともに、新たな移動支援策について検討します。

【主な取組】 ○路線バス事業者への助成
○今後のバス運行に関するバス事業者との協議の実施
○路線バス利用促進のＰＲ ○路線バスを補完する取組への支援
○新たな移動支援策の検討

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・公共交通機関を積極的に利用する |
| 地域・団体にできること | ・日常生活の移動手段を地域内で支えるという意識を醸成する<br>・交通サービスの維持や利用者ニーズに応じた運行の確保・改善に努める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①鉄道交通に満足する市民の割合 | 54.4%<br>（令和元年度） | 61.0% |
| ②高速バス交通に満足する市民の割合 | 69.9%<br>（令和元年度） | 77.0% |
| ③路線バス交通に満足する市民の割合 | 28.8%<br>（令和元年度） | 32.0% |

# 5-1. 農林業

【主担当部署】　農林振興課
【関連する個別計画】産業振興ビジョン

## 目指すまちの姿

**○農林業基盤整備や担い手の育成、農地集積などが進み、優良農地の保全や効果的な利用が図られ、魅力ある農畜産物が生産されています。**

## 現状と課題

●本市の平成 30 年の農業産出額は、80.9 億円（県内 19 位）で、恵まれた自然環境と大消費地に近いという立地性を活かし、野菜（20.0 億円）、米（14.4 億円）などの耕種品目、鶏卵（17.7 億円）、肉用牛（8.6 億円）、生乳（9.2 億円）などの畜産品目が盛んに生産されています。

●農家の高齢化による担い手の不足や農業施設の保全管理の負担増など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、平成 27 年の農業経営体数は 871 経営体（平成 7 年比 44.9%減）、経営耕地面積は 1,654ha（同 22.0%減）と大きく減少し、耕作放棄地は拡大しています。

●豊かな地域資源を活かした農業ビジネスを展開し、収益性の高い農業経営を行う担い手の確保・育成に努めるほか、生産性の高い農業基盤を確立するため、土地改良事業の推進が必要です。

●鳥獣類の生息域の拡大、耕作放棄地の増加などを背景として、本市でも近年イノシシ、アライグマ等の有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており、対策が求められています。

●付加価値を持った農畜産物づくりや、6次産業化への取組などを支援することで、農家の収益力を向上させ、稼げる農業への転換を図っていく必要があります。

●市民が農業を身近に感じる機会を増やして農業に対する理解を深めるとともに、首都圏からの交通アクセスに恵まれた環境を活用し、収穫体験などを通じて、農業経営の強化だけでなく、交流人口の増加につなげていくことも重要です。

●林業については、木材等の生産や生物多様性の保全など森林の有する諸機能を今後も十分発揮していくため、適切な森林管理を行うことが求められています。

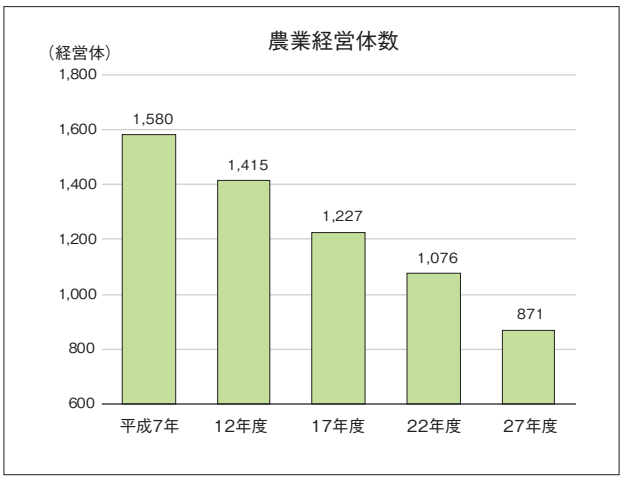

## 施策の方向性

### (1) 農業経営体制の強化

・認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した農業事業者の大規模化・法人化、集落営農組織の設立促進等を通して、自立できる農業経営体の育成を図ります。

・新たに就農を目指す人が今後の本市の農業の担い手として活動していけるよう、相談体制を整備し、情報提供に努めるとともに、農地を取得しやすい環境を整え新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図ります。

・生産性向上に向けて、ＩＣＴや農機具の自動運転等の先端技術の導入などスマート化を検討する農家を支援します。

・各地域における農業の将来のあり方を明確にする「人・農地プラン」の作成を支援します。

・土地改良事業を推進し、担い手への集積と生産性の向上を図ります。

【主な取組】
○認定農業者の認定・更新
○農地中間管理事業を活用した農地利用集積の促進
○新規就農希望者向け就農相談・情報提供の実施
○新規就農者向け補助金による支援　○「人・農地プラン」の周知と作成支援
○土地改良事業の推進

### (2) 農地環境対策の推進

・地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。

・有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ＩＣＴの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

【主な取組】
○農地環境保全や景観形成に関する活動への支援
○有害鳥獣の駆除・捕獲の推進　○防護柵設置に関する助成

(3) 高付加価値農業の推進

・環境にやさしい「ちばエコ農産物」など付加価値の高い農畜産物については、生産の支援や、積極的なＰＲを行います。また、産品の生産拡大に向けて、生産者の技術研修への参加等を促進します。

・農畜産物の加工・販売までを一体的に行う6次産業化への取組や異業種との連携を支援し、高付加価値化と販路拡大を図ります。

【主な取組】 ○「ちばエコ農産物」の普及拡大と消費者へのＰＲ
○生産者の技術研修への参加・試験栽培実施等の促進
○6次産業化の支援と制度の周知 ○飲食店等への地元食材活用のＰＲ

(4) 農業とふれあう機会の拡大

・栽培体験や収穫体験など市民が農業とふれあう機会を充実させるとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした地産地消と、食育活動の推進に取り組みます。

・交通アクセスに恵まれた環境を活用し、本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の増加に努めます。

【主な取組】 ○栽培・収穫体験機会の拡充 ○体験農園の整備と市民へのＰＲ
○「ゆりの里」での地元農産物の販売促進
○ひらおかの里農村公園の利活用に向けた検討の推進

(5) 森林管理の適正化と林業の振興

・管理が十分に行われていない森林については、市が委託を受け管理を行うなど森林管理の適正化と林業経営の効率化に努めます。

【主な取組】 ○森林経営・管理に関する意向調査の実施
○森林経営事業の実施・再委託の実施

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・農業の持つ多様な価値、地域農業継続の必要性・重要性を理解する<br>・地産地消の取組に協力する<br>・森林の適切な維持管理を行う |
| 地域・団体にできること | ・農家の生産力向上、販路拡大、６次産業化・ブランド化による収益力向上を支援する<br>・本市の農業や農産物の市内外への情報発信を支援するとともに、農業者と市民を結び付ける橋渡しを行う |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①認定農業者数 | 159 人<br>（平成３０年度） | 171 人 |
| ②農業産出額 | 80.9 億円<br>（平成３０年） | 92.3 億円 |

農畜産物直売所「ゆりの里」

# 5-2. 商工業

【主担当部署】　商工観光課
【関連する個別計画】産業振興ビジョン

## 目指すまちの姿

**○市内商業者のネットワークが広がり、にぎわいと交流が創出されるとともに、エネルギー産業や製造業など様々な企業が地域に根差し、魅力と活力のあるまちとなっています。**

## 現状と課題

●本市の商業は、千葉商圏と木更津商圏に挟まれ、独自の商圏を確立しづらい状況にありますが、袖ケ浦駅や長浦駅周辺には、飲食店やサービス業の個店が立地し、地域のにぎわいを創出しています。しかし、地元商業者は売上が減少傾向にあり、個店の魅力向上や地元商店街の活性化が重要となっています。

●本市の臨海部には、石油化学コンビナートを中心とする製造業が立地しており、雇用や税収面に大きく貢献しています。内陸部では袖ケ浦椎の森工業団地の２期地区の整備が完了し、新たな企業が立地しています。グローバル競争の激化や国内マーケットの縮小などを背景に、全国で生産拠点の規模縮小や撤退の事例も見られることから、立地企業の競争力を高める支援を行い拠点としての魅力を高めるとともに、新たな企業の立地を促進する必要があります。

●中小企業は、大企業との競争、人材不足、経営者の高齢化、後継者不足など厳しい経営環境に直面しているため、本市では、様々な制度により経営のサポートを行っており、今後も中小企業のニーズを的確に把握し、対策を講じる必要があります。

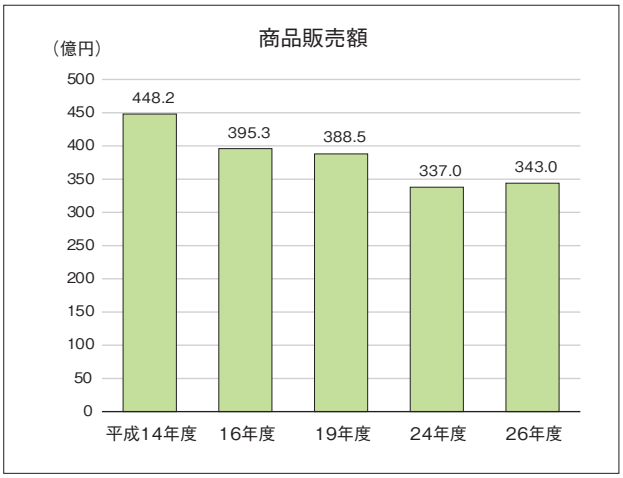

## 施策の方向性

(1) 活力ある商業の推進

・商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより、商店街の魅力向上を図ります。
・商工会を中心に、市内の商業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流の創出に取り組みます。

【主な取組】　○商工会活動の支援　　○商店街が行う市民交流活動への支援

(2) 力強い工業の推進

・事業所の新規立地や大規模設備投資を推進するとともに、企業が保有する未利用地等の利活用調査等を行い、新たな企業立地を促進します。
・立地企業の競争力を強化するために、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。

【主な取組】　○新規立地奨励金の交付　　○大規模設備投資奨励金の交付
○産業用地利活用に関する調査の実施

(3) 中小企業の支援

・中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援、会社見学会や企業説明会等による人材確保面での支援などを行います。
・中小企業が有する多様な課題に適切に対処するため、経営に関する相談体制を充実し、ニーズに応じたきめ細かな対応を行います。特に中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継が円滑に進むよう支援します。
・市内での創業を促進するために、創業に関する知識を習得する機会の提供、ワンストップ相談窓口の設置等の支援を行います。

【主な取組】　○融資及び利子補給制度の運用　　○企業説明会の開催
○中小企業向け相談窓口の開設・運用　　○事業承継対策の推進
○創業支援の実施

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・市内商店で積極的に購買する<br>・イベントに積極的に参加する |
| 地域・団体にできること | ・連携して市内の需要喚起に努める<br>・各事業者がそれぞれの魅力向上に努める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①商工会加入率 | 52.5%<br>（平成３０年度） | 55.5% |
| ②市内における起業・創業件数（年間） | ８件<br>（平成３０年度） | 10 件 |

# 5-3. 観光

【主担当部署】　商工観光課
【関連する個別計画】産業振興ビジョン

## 目指すまちの姿

**○地域資源の活用により、観光地としての魅力が向上し、多くの人が集まりにぎわいが創出されています。**

## 現状と課題

●本市には、高い知名度と集客力を持つレジャー施設をはじめ、田園や里山の美しい景観、地元農産物の直売所や観光農園など、多様な観光資源があります。こうした観光資源の魅力と、都心からの交通アクセス性の向上、積極的なＰＲ活動等を背景に、本市の平成 30 年の観光入込客数は 177 万人（平成 19 年比約 1.6 倍）と、大きく増加しています。

●観光客の増加を地元での消費につなげるため、観光客の市内回遊性を高める必要があります。そのためには、本市だけでなく、近隣市を含め観光に関連する幅広い主体が連携し、回遊ルートの創出や移動手段の確保等に取り組む必要があります。

●観光地としての魅力を向上させるため、地域資源を活かした新たな特産品の開発や観光メニュー拡大に取り組む必要があります。

●首都圏を中心とする国内観光客や、訪日外国人観光客の取込みに向け、より効果的なＰＲ手法を検討し、実施していく必要があります。

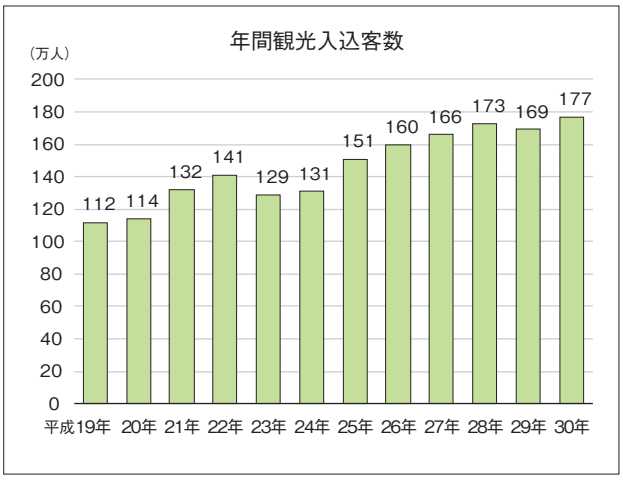

## 施策の方向性

(1) 観光振興に向けた体制づくり

・観光資源を活用し、観光地としての魅力を高めるために、袖ケ浦市観光協会の活動を支援します。

【主な取組】　○観光協会の活動支援

(2) 観光地としての魅力づくり

・観光地としての魅力を高めるため、観光客の市内での回遊性を高めるための取組を推進し、滞在時間の長期化を図ります。

・市内の観光スポットを巡る回遊コースや、近隣市と連携した広域的な観光回遊コースのメニューづくりに取り組みます。

・市内の自然環境等を活かした新たな観光地づくりを推進します。また、民間と連携して取り組む観点から、地域資源を活用した商品やメニューの開発を行う事業者等を支援します。

【主な取組】　○市内の観光施設を回遊するための移動手段の検討

○多様な観光回遊コースの創設・検討

(3) 観光情報の発信・充実

・ホームページや SNS、紙媒体の観光ガイドマップのほか、新たな交流拠点である「FARM COURT　袖ケ浦」の活用など、多様な手法を介して市内の観光スポットや特産品に関する情報を発信します。

・外国人観光客に向けた情報発信を行います。

【主な取組】　○ガイドマップ等による情報発信　　○集客施設等を活用した観光ＰＲ

○ホームページ・パンフレット等の多言語化

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・本市の魅力を発掘し、市内外に発信する |
| 地域・団体にできること | ・地域一帯となって本市の魅力の発掘・ブラッシュアップ・発信に取り組む<br>・特産品など観光資源の創出と魅力向上に取り組む |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①年間観光入込客数 | 177 万人<br>（平成３０年） | 185 万人 |
| ②本市が観光客や市外からの来訪者でにぎわっていると感じる市民の割合 | 19.1%<br>（令和元年度） | 23.5% |

# 5-4. 雇用・就業

【主担当部署】 商工観光課
【関連する個別計画】－

## 目指すまちの姿

**○市内の事業所において必要な雇用が確保され、また、意欲を持つすべての人がいきいきと働くことのできる就業機会と就労環境が整っています。**

## 現状と課題

●景気の回復や社会構造の変化に伴い、建設業界や保育、介護、外食産業など、様々な分野で人手不足が全国的な課題となっています。市内の企業や事業所においても人材確保が難しくなっており、雇用機会の拡充に向けた事業者支援が求められています。

●就労支援においては、多様な人材の社会進出を促すため、地元での就職を希望する若者をはじめ、子育て中の女性、高齢者、障がい者など様々な人材の雇用・就労ニーズのマッチングに取り組む必要があります。

●国では、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるようにする「働き方改革」を推進しています。本市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て・介護を契機とした離職の防止など、就業者が安心して働くことができる労働環境づくりを促進することが求められます。

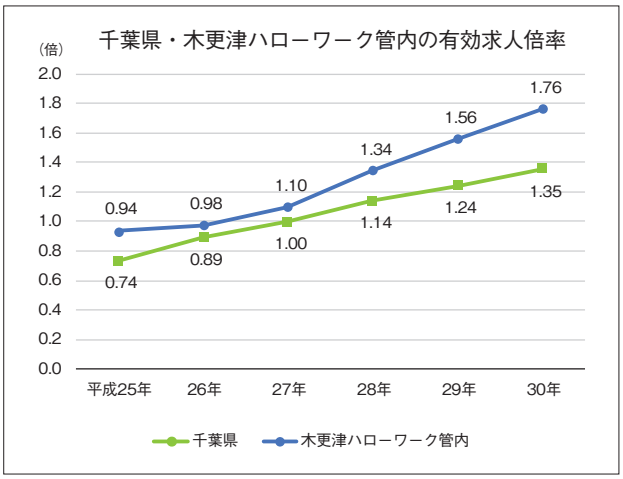

（注）木更津ハローワーク管轄地域
木更津市、袖ケ浦市、君津市、富津市

## 施策の方向性

(1) 雇用の促進

・市内事業者の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会など、就職希望者と市内事業者とのマッチングの場を提供します。

【主な取組】 ○新卒者・一般向けの合同就職説明会の開催、合同会社見学会の開催
○民間企業が開催する就職面接会の開催支援 ○外国人雇用に関する情報提供

(2) 就業機会の拡大

・ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、若者や子育て中の女性、高齢者など、多様な世代の方が希望する形で就労を実現できるよう支援します。

【主な取組】 ○女性や各世代に応じた就労支援セミナー、就業相談の実施
○市政情報室、図書館における求人情報の提供

(3) 就労環境の向上

・関係機関と連携し、労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり等、市内事業所におけるワーク･ライフ･バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発活動を推進します。

【主な取組】 ○職場環境改善に向けた関係機関等との連携強化
○労働法令、ワーク・ライフ・バランスに関する周知活動の推進
○中小企業退職金の掛金に対する助成

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・地元企業への就職を検討する<br>・働き方の見直しなど、労働者としての意識改革を行う |
| 地域・団体にできること | ・性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、地域の多様な人材を積極的に雇用する<br>・従業員の教育・能力開発を行う<br>・働き方改革や、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①就労マッチングによる就職者数（年間） | ２人<br>（令和元年度） | 10 人 |
| ②市内の職場が働きやすい（働きやすそう）と感じる市民の割合 | 47.1%<br>（令和元年度） | 48.9% |

# 6-1. 市民活動

【主担当部署】　市民活動支援課
【関連する個別計画】協働のまちづくり推進計画

## 目指すまちの姿

**○市民が主体的に地域コミュニティ活動に参加することで住民同士がつながり、また地域の多様な団体が互いに連携しながら、地域活動が活発に行われています。**

## 現状と課題

●近年では、単身世帯の増加等に伴う自治会加入率の低下、市民活動団体における構成員の高齢化や固定化の進行などの課題が生じています。地域コミュニティ活動の活性化のために、潜在的にまちづくり活動に関心を持つ市民が、実際の活動に参加するためのきっかけづくりを行っていくとともに、自治会への加入促進、各種団体の活動の支援、ネットワーク化の促進といった取組を進めていくことが求められています。

●防災活動や防犯パトロール活動、清掃活動、地域福祉活動など、市内では自治会や市民活動団体によるコミュニティ活動が数多く展開されています。これらの活動は、地域での課題解決に重要な役割を果たしており、今後も継続的な取組が重要となります。

●「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を制定し、行政と民間が対等な立場で相互に補完し合いながら地域の課題の解決を図っていく取組を推進しており、今後も協働のまちづくりを進めていく必要があります。

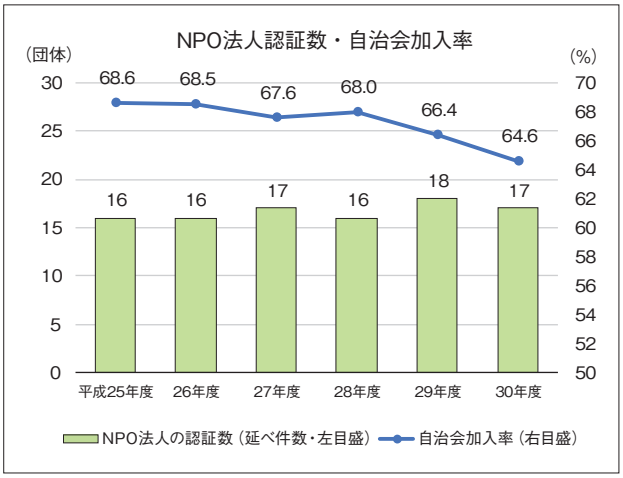


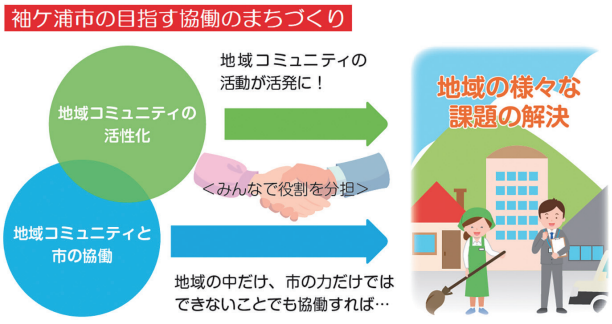

## 施策の方向性

(1) 市民のまちづくり活動への参加促進

・まちづくり活動への市民の参加意識を醸成するため、まちづくり活動に関する市民の関心を高めるとともに、参加のきっかけづくりとなる機会を創出します。

【主な取組】 ○市民活動団体の活動内容に関する情報発信
○まちづくり体験講座、まちづくり人材育成講座の開催
○人材活用制度の創設・運用

(2) 地域活動の活性化

・自治会や市民活動団体による活動が活発に行われるよう支援するとともに、地域まちづくり協議会の設立と運営を支援します。
・個別に活動を行っている市民活動団体が連携することで、より効果的な活動が展開できるよう、団体間のネットワークの構築を推進します。

【主な取組】 ○自治会運営の支援 ○自治会への加入促進 ○市民活動団体への支援
○地域まちづくり協議会の設立支援・運営支援
○団体間のネットワーク構築支援

(3) 市民等と行政との協働の推進

・協働の推進に当たり、協働相談窓口の設置・運営や事例発表会の開催等を行います。また、協働に関する理解の推進や必要な知識の習得等により、協働に取り組むことができる人材を育成します。
・市民等と市が連携しながら、地域が抱える課題の解決を図る協働事業提案制度を推進します。

【主な取組】 ○協働相談窓口の設置・運営 ○協働まちづくり事例集の作成、事例発表会の開催
○協働事業提案制度の実施 ○協働で取り組める事業の抽出と民間への働きかけ

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・自分が住んでいる地域への関心を持つ<br>・自治会に加入し、地域コミュニティ活動に参加する<br>・市の取組に関心を持ち、自らができることに取り組む |
| 地域・団体にできること | ・自治会会員数の確保と自治会活動を進める<br>・他の団体組織との連携を図り、より充実した活動を展開していく<br>・協働でできる事業を考え、行政に提案する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①自治会加入率 | 62.8%<br>（令和元年度） | 66.0% |
| ②まちづくりに関心のある市民の割合 | 66.7%<br>（令和元年度） | 72.0% |
| ③地域活動に参加している（したことがある）市民の割合 | 51.9%<br>（令和元年度） | 64.0% |
| ④協働による事業の実施件数（累計） | 17 件<br>（令和元年度） | 28 件 |

# 6-2. 人権・男女共同参画

【主担当部署】　市民活動支援課
【関連する個別計画】男女共同参画計画

## 目指すまちの姿

**○性別、障がい、国籍等の多様性への理解が深まり、すべての市民がお互いの人権を尊重し合いながら共生できる社会、自分らしい生き方を選択できる社会に向けた意識づくりが進んでいます。**

## 現状と課題

●近年、障がい者、外国人、ＬＧＢＴ等の人々に対して、互いを認め合い人権を尊重する共生社会に向けた意識づくりへの取組が進められています。

●本市では、幅広い年齢層を対象とした様々な啓発活動を通じて、人権意識の醸成に向けた取組を積極的に推進していますが、全国的にはインターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、市民一人ひとりの意識を高める取組が求められます。

●性別による固定的な役割分担意識は、特に職場や社会通念などにおいて見受けらます。男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方ができる社会構築のためには、男女共同参画意識の醸成が必要です。

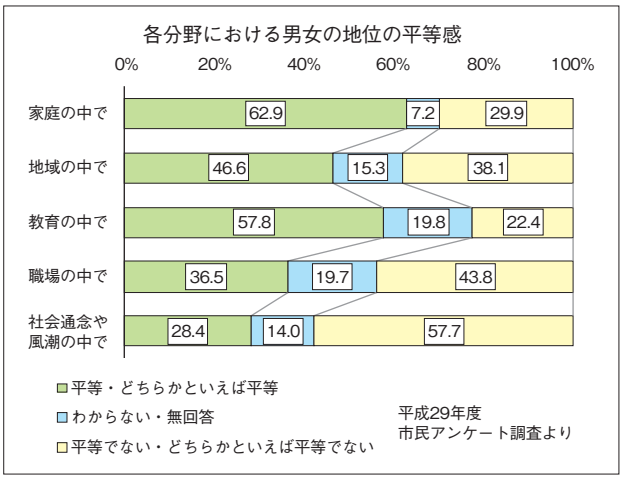

## 施策の方向性

(1) 人権擁護の推進

・人権擁護委員等と連携しながら、人権に関する正しい知識について学ぶ機会や、様々な人権問題について考える機会の提供に取り組み、人権意識の高揚を図ります。

・市民が抱えている人権問題に関する解決を図るための相談体制の充実を図ります。

【主な取組】　○小中学校での人権教室の開催　　○人権相談の実施
○人権擁護委員協議会の活動支援

(2) 男女共同参画の推進

・男女共同参画社会の実現に向け、セミナー等の開催や広報活動を通して意識啓発を推進するとともに、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できる環境整備や支援に取り組みます。

・関係機関と連携し、ＤＶ事案の発生に的確に対応します。

【主な取組】　○男女共同参画セミナーの開催　　○出前講座の開催
○ＤＶ相談の実施

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・人権への理解を深める<br>・男女の固定的性別役割分担意識をなくす<br>・働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現する<br>・ＤＶ事案に関心を持ち、気になることがあったら早急に通報する |
| 地域・団体にできること | ・男女がともに働きやすく、活躍できる環境を整える |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①男女が平等だと思う市民の割合 | 49.5%<br>（令和元年度） | 55.0% |
| ②差別があると感じる市民の割合 | 39.6%<br>（令和元年度） | 30.0% |

# 6-3. 多文化共生

【主担当部署】　市民活動支援課
【関連する個別計画】国際化基本方針

## 目指すまちの姿

**○国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の中でともに暮らすことができています。**

## 現状と課題

●平成 31 年 4 月時点における本市の外国人住民数は 787人となっており、平成 22 年以降、外国人住民数は約 1.5 倍に、また、最近の動きをみると平成 29 年以降の 3 年間で外国人住民数の増加率が高くなっています。今後も、外国人労働者の受入拡大等により外国人住民数が増加していくことが予想されます。

●家庭ごみ分別リーフレットの発行など、住民にとって必要な生活情報については多言語化を行い、情報提供の充実を図っていますが、生活習慣・文化の違いや日本語が理解できていないことによる問題も生じています。今後は言語面への対応だけでなく、市民の異文化への理解を促進し、多文化共生社会を構築していくための取組をさらに進めていく必要があります。

●本市では、国際交流協会との連携による外国人との交流や、ブラジル連邦共和国のイタジャイ市と姉妹都市交流を行っています。異文化等への理解を深め国際化を推進していくため、今後もより多くの交流の機会を創設し、市民レベルでの国際交流を推進していく必要があります。

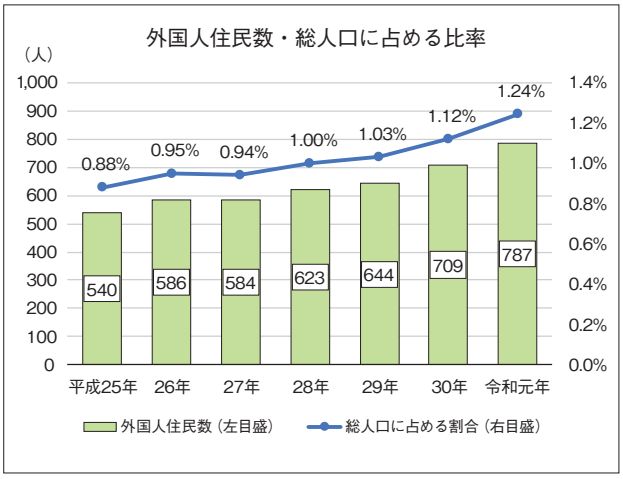

## 施策の方向性

(1) 多文化共生の推進

・外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や案内標識等の整備、日本語学習の支援等を行います。

・外国人が地域のコミュニティに気軽に参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

【主な取組】 ○生活支援情報・案内標識等の多言語化
○外国人向け行政窓口の充実
○日本語教室の開催支援 ○地域交流の場への外国人の参加促進

(2) 国際交流活動の推進

・国際交流協会との連携による国際交流イベントの開催や国際交流に関わる市民団体等の育成・活動支援を行うことで、市民レベルでの国際交流に関する意識の高揚を図ります。

・研修会等への参加促進により国際感覚豊かな人材を育成し、国際交流活動の活性化を推進します。

【主な取組】 ○国際交流協会主催の国際交流イベントの支援
○市民団体等の活動の支援 ○国際交流研修会等への参加の促進

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・異なる文化や国際交流に関心を持つ<br>・国際交流活動に積極的に参加する |
| 地域・団体にできること | ・外国人が日本の生活習慣や文化を理解できるよう支援する<br>・市民が外国人とコミュニケーションをとれる機会を設ける |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①外国人にとって暮らしやすいと感じる市民の割合 | 41.1%<br>（令和元年度） | 47.0% |

# 6-4. 情報共有・発信

【主担当部署】 秘書広報課
【関連する個別計画】シティプロモーション戦略基本方針

## 目指すまちの姿

**○広報・広聴活動の充実により市民と行政との間で情報が共有され、シティプロモーションの推進により本市に興味・関心を持つ人が増えています。**

## 現状と課題

●本市では、広報紙やホームページを通じて市の情報を発信していますが、広報紙を読んでいる市民の割合が低下するなど、広報活動での課題も顕在化しています。市民が興味、関心を持つ行政情報の伝え方を工夫するとともに、できるだけ多くの市民に情報が届くように、伝達手段の多様化を図っていく必要があります。

●市民の市政への参加意欲を高め、行政運営に市民の声をより反映させていくため、広聴に関する取組として、市民と市長との対話やパブリックコメント手続などを行っており、今後も市政への参加意識の向上や参加機会の確保が必要です。

●定住人口や交流人口の増加を目指し、シティプロモーションの推進により本市の魅力を効果的に発信するとともに、まちづくりや観光分野との横断的な取組を推進していく必要があります。

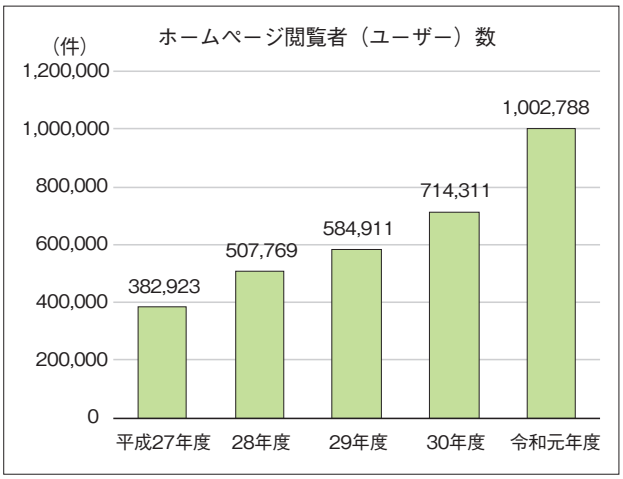

## 施策の方向性

(1) 市政情報発信の充実

・広報紙やホームページなど、既存の情報発信媒体による情報発信について、より市民が興味、関心を持つ工夫を行うとともに、ＳＮＳなど新しい手法を介した情報の発信も積極的に実施します。

・防災・防犯など、市民の生活の安全に関する情報を、的確かつ迅速に市民に提供します。

【主な取組】　○「広報そでがうら」の発行と周知活動の実施　○市ホームページの管理・更新
○ＳＮＳを活用した情報の発信　○生活安全メールの配信

(2) 広聴活動の推進

・多様化する市民ニーズを市政に反映させるため、様々な方法により広く市民の声を聴き入れる広聴活動を推進するとともに、市民の市政への参加機会を提供します。

【主な取組】　○「市民の声」の受付　○パブリックコメント手続の実施

(3) シティプロモーションの展開

・ホームページや各種メディアを活用するなど戦略的な情報発信や、市民協働によるＰＲ活動の充実により、「市外の人に袖ケ浦市を知ってもらい、興味・関心を持ってもらう」ためのシティプロモーション活動を積極的に推進します。

【主な取組】　○ホームページ・各種メディアを活用した情報発信
○市民協働によるシティプロモーションの推進

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・市政に関する情報収集を積極的に行う<br>・市の魅力を知り、自ら発信する |
| 地域・団体にできること | ・自らの団体が関わる分野の情報を積極的に発信する<br>・外部への情報発信を行う際に、袖ケ浦市のＰＲをするよう努める |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①市の広報・広聴活動が適切に行われていると感じる市民の割合 | 64.6%<br>（令和元年度） | 70.0% |
| ②本市に今後も「住み続けたい」と思う市民の割合 | 87.0%<br>（令和元年度） | 90.0% |

# 6-5. 行政運営

【主担当部署】 行政管理課、総務課、企画課
【関連する個別計画】行政改革大綱、定員適正化計画、人材育成方針

## 目指すまちの姿

**○社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、市民に信頼される行政運営が、効果的・効率的に行われています。**

## 現状と課題

●本市では、これまでも「行政経営計画」に基づいて事務事業の見直し、民間委託の推進等に取り組んできました。

●自治体を取り巻く環境は、今後も一層厳しくなることが予想されており、これからも中長期的な視点に立った行政運営を進めていくことが必要です。また、行政需要の変化に伴い、自治体が担う業務は増加し、多様化、複雑化していくことから、限られた行政資源を有効に活用し、併せてＡＩ等を用いた新たな情報技術を利用した、より効果的・効率的な行政運営を行い、行政サービスの向上を図っていく必要があります。

●市としての政策立案能力の向上、また、行政サービスの質の向上を図っていくため、行政サービスの提供側である職員の意欲と職務遂行能力を高めるための仕組みづくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスも意識した職場環境を整えていく必要があります。

●事業の効率性や有効性といった観点から、国において広域行政への取組が推進されています。本市においても近隣自治体と連携し、医療、ごみ処理、水道事業、火葬場、観光振興策などについて対応しており、今後も必要に応じて広域連携の取組を進めていく必要があります。

## 施策の方向性

(1) 効率的な行政運営

・社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、計画的な行政運営を行います。また、事務の効率化を図るために、各種業務システムの効果的な運用とともに新たな情報技術の導入を推進します。

・防災拠点となっている庁舎については、老朽化が進み耐震性が不足しているため、既存旧庁舎は建て替え、新庁舎は耐震補強と大規模改修を実施します。

【主な取組】 ○全庁ＬＡＮシステム等の運用 ○ＡＩ等を用いた新たな情報技術の導入
○市庁舎整備の実施

(2) 職員の人材育成

・人材育成方針に掲げる目指すべき職員像を念頭に置いて、各種研修事業を計画的に進めるとともに、人事評価制度の運用を図ります。

【主な取組】 ○各種職員研修の実施・職員の派遣 ○人事評価制度の運用
○働き方改革の推進

(3) 広域行政の推進

・広域的な対応を行うことにより事務の効率化やコストの削減、市民の利便性向上等が得られる分野においては、近隣市等との連携を図りながら推進します。

【主な取組】 ○君津中央病院を中核とした地域医療連携 ○次期広域廃棄物処理施設の整備
○安定的な広域水道事業の運営 ○火葬場の整備と安定的な運営
○広域観光振興策の推進 ○広域的な要望活動の実施

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・市の行政運営に関心を持つ<br>・行政の効率化の動きに協力する |
| 地域・団体にできること | ・行政運営に協力する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①信頼できる市政運営を行っていると思う市民の割合 | 65.6%<br>（令和元年度） | 68.5% |

# 6-6. 財政運営

【主担当部署】　資産管理課、財政課
【関連する個別計画】公共施設等総合管理計画

## 目指すまちの姿

**○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用され、計画的な財政運営により、安定した財政基盤が確立されています。**

## 現状と課題

●本市の財政状況については、臨海部を中心に企業が数多く立地していることから、他自治体と比較し自主財源比率が比較的高い水準となっていますが、経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が進行しています。

●本市では、人口の増加基調が強かった昭和 40 年から 50 年代に整備された公共施設が多く、老朽化に伴う更新などの対応が必要となっています。各施設の適切な維持・管理とともに、長期的視点での施設のあり方や需要動向の変化を踏まえた施設の適正配置についての検討が求められます。

●市税の大幅な増収が見込めない一方、高齢化率の上昇による扶助費の増大等が見込まれており、安定的な財政運営に向けて、歳入の確保、歳出の削減に一層努めていく必要があります。

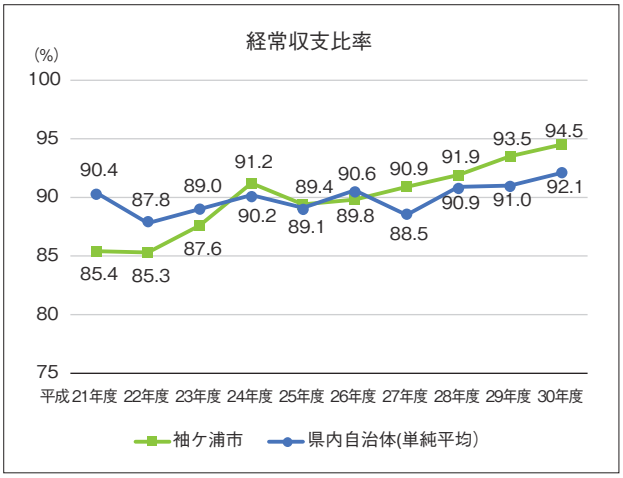


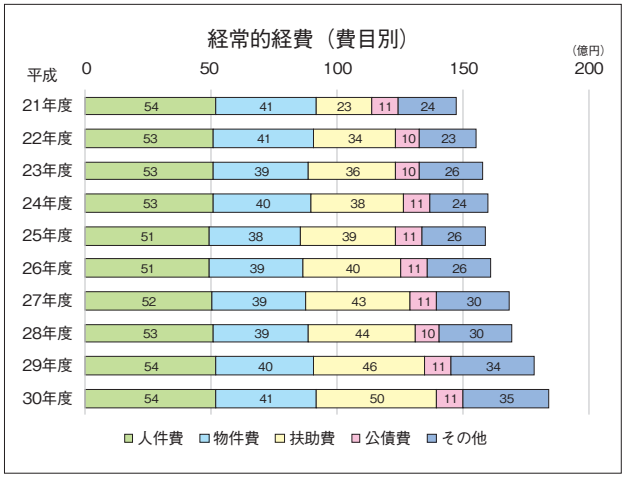

## 施策の方向性

(1) 公共施設等の活用・見直し

・公共施設を適切に維持管理し、将来的な財政状況を踏まえながら、個々の公共施設について方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

【主な取組】 ○公共施設等総合管理計画の着実な進行管理 ○個別施設計画の策定
○公共施設白書の更新 ○公共施設の管理等に関する職員研修会の実施

(2) 安定した財政運営

・歳入面では、自主財源を確保するため、市税徴収体制を強化するとともに、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。また、ふるさと納税の充実等に取り組みます。

・歳出面では、限られた財源を有効に配分していくために、事業等の見直しを図っていきます。

【主な取組】 ○ふるさと納税の促進 ○寄付型クラウドファンディング実施検討
○国・県等の補助金制度の有効活用 ○事務事業等の簡素化・合理化

## 市民等に期待される役割

| | |
|---|---|
| 一人ひとりの市民にできること | ・市の財政状況に関心を持つ<br>・行政サービスの受益者負担の考え方を理解する |
| 地域・団体にできること | ・財政運営に協力する |

## 成果指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値（令和７年度） |
|---|---|---|
| ①地方債残高比率 | 103.0%<br>（平成３０年度） | 125.0% |
| ②経常収支比率 | 94.5%<br>（平成３０年度） | 90.0% |
| ③財政調整基金等残高比率 | 24.3%<br>（平成３０年度） | 25.0% |

# 資料編

# Ⅰ．策定体制

## 総合計画策定体制

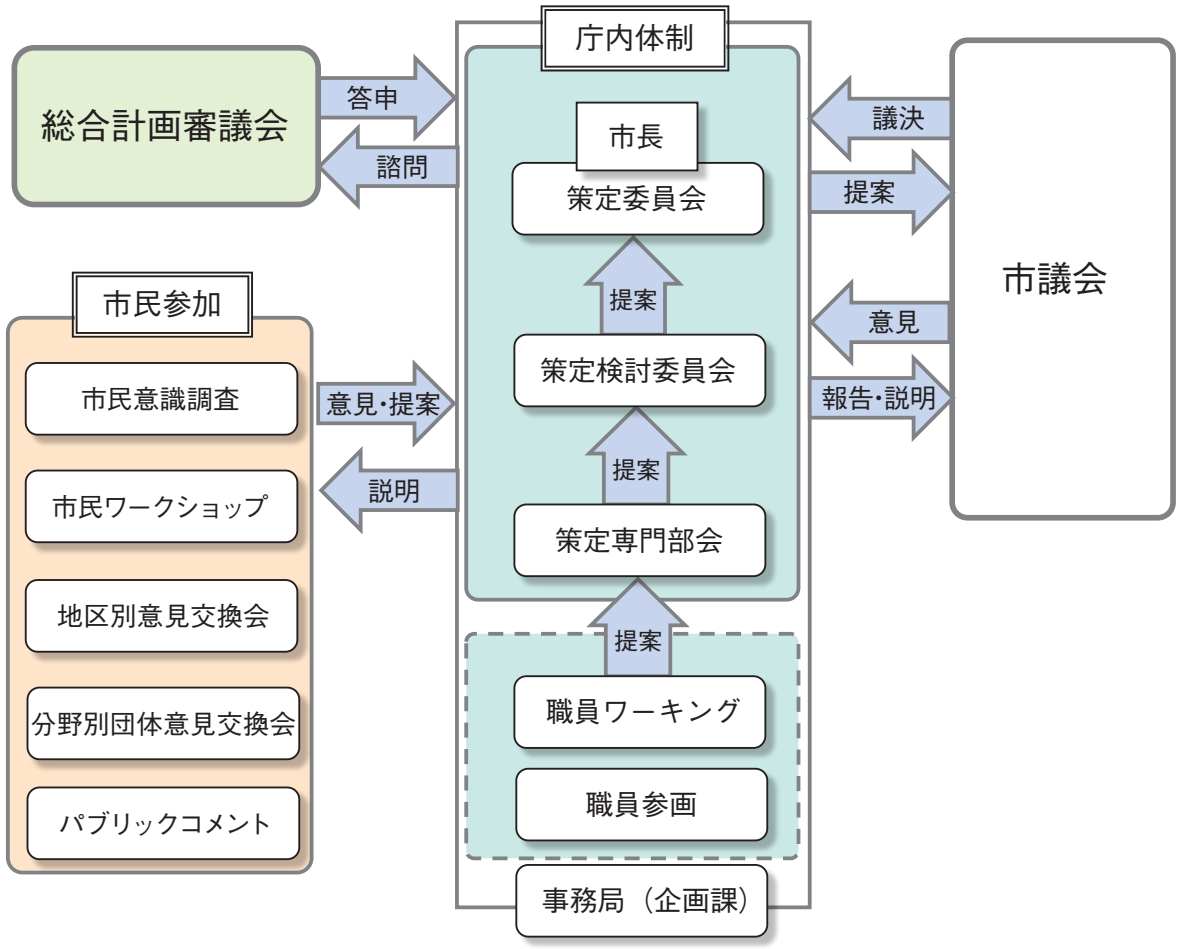


| | |
|---|---|
| 総合計画審議会 | 総合計画の策定に関して意見を付すとともに、諮問された総合計画の案について、答申を行います。 |
| 策定委員会 | 総合計画の策定に関しての総合調整を行い、総合計画の案を決定します。 |
| 策定検討委員会 | 策定専門部会の案について調整を行い、総合計画の案を作成します。 |
| 策定専門部会 | 行政課題に応じて、調査及び検討を行い、部門ごとの案を作成します。 |
| 職員ワーキング | 職員アンケートの分析や、市民ワークショップなど市民が参加する会議の支援をします。<br>また、ワーキングチーム自ら課題を抽出し、その対応策を提案するとともに、基礎調査報告書を受けて、施策の方向性を検討し、専門部会へ提案します。 |

# Ⅱ. 策定経過

## 【総合計画審議会（総合開発審議会）】

平成29年度

| | | |
|---|---|---|
| 8月8日 | 平成29年度<br>第１回総合開発審議会 | ・袖ケ浦市次期総合計画策定方針について |
| 2月9日 | 平成29年度<br>第２回総合開発審議会 | ・袖ケ浦市総合計画条例（案）について<br>・袖ケ浦市次期総合計画の策定状況（意見聴取に関する取組）について |

平成30年度

| | | |
|---|---|---|
| 5月21日 | 平成30年度<br>第１回総合計画審議会 | ・袖ケ浦市次期総合計画策定に関する取組について |
| 8月7日 | 平成30年度<br>第２回総合計画審議会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案について |
| 11月20日 | 平成30年度<br>第３回総合計画審議会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）に示す「市が目指す将来の姿」（案）について<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）に示す「目標人口」について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）における施策の大綱（案）及び施策（案）について |
| 2月12日 | 平成30年度<br>第４回総合計画審議会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）案について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）たたき台について |

令和元年度

| | | |
|---|---|---|
| 6月18日 | 令和元年度<br>第１回総合計画審議会 | ・袖ケ浦市次期総合計画策定におけるこれまでの取組について<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）案について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の検討状況について<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）の策定について |
| 12月19日 | 令和元年度<br>第３回総合計画審議会 | ・袖ケ浦市次期総合計画の策定スケジュールについて<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）の策定について（諮問）<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）素案について<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）素案について |
| 1月9日 | | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）について（答申） |
| 1月28日 | 令和元年度<br>第４回総合計画審議会 | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案について<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）案について |

令和２年度

| | | |
|---|---|---|
| 4月28日 | 令和２年度<br>第２回総合計画審議会<br>（書面会議） | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案及び袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）案に係るパブリックコメントの実施結果について（報告）<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について（諮問）<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）の策定について（諮問） |
| 5月14日 | | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）について（答申）<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）について（答申） |

※袖ケ浦市総合開発審議会設置条例の廃止及び袖ケ浦市総合計画条例の施行に伴い、平成 30 年度より総合計画審議会にて総合計画の策定に関する調査審議を行っています。

## 【市民参加の取組】

平成29年度

| | | |
|---|---|---|
| 8月10日 | 袖ケ浦市工場連絡会<br>懇談会 | ・袖ケ浦市総合計画の概要及び市の現状説明<br>・袖ケ浦市次期総合計画策定に向けたワークショップ<br>【テーマ】袖ケ浦市の強み・弱み |
| 9月15日～<br>10月6日 | まちづくり<br>アンケート調査 | ・配布3,000人、有効回答数1,291件、有効回答率43.0% |
| 12月8日<br>12月9日<br>12月11日<br>12月14日<br>12月17日 | 地域のまちづくり懇談会<br>中川・富岡地区<br>根形地区<br>平岡地区<br>昭和地区<br>長浦地区 | ・袖ケ浦市総合計画、袖ケ浦市都市計画マスタープランについて<br>・まちづくりアンケート・市外ＷＥＢアンケート結果について<br>・グループディスカッション<br>【テーマ１】地域の魅力と課題<br>【テーマ２】地域の将来像 |
| 12月16日 | 第１回まちづくり<br>ワークショップ | ・袖ケ浦市総合計画、袖ケ浦市都市計画マスタープランについて<br>・ワークショップ<br>【テーマ】<br>袖ケ浦市の課題・問題点・良いところ・活用すべき資源<br>・グループの意見発表 |
| 12月16日 | 第１回<br>年代別市民座談会 | ・グループ討議<br>【テーマ１】若年層の人口流出抑制<br>【テーマ２】子育て世代が求めるまちづくり<br>【テーマ３】住み続けたいまちづくり<br>【テーマ４】高齢者が元気に活躍できるまちの実現<br>・グループの意見発表 |
| 12月19日～<br>1月18日 | パブリックコメント | ・袖ケ浦市総合計画条例（案）について |
| 1月27日 | 第２回まちづくり<br>ワークショップ | ・まちづくりアンケート・市外ＷＥＢアンケート結果について<br>・ワークショップ<br>【テーマ】まちづくりの方向性<br>・グループの意見発表 |
| 1月27日 | 第２回<br>年代別市民座談会 | ・グループ討議<br>【テーマ１】若年層の人口流出抑制<br>【テーマ２】子育て世代が求めるまちづくり<br>【テーマ３】住み続けたいまちづくり<br>【テーマ４】高齢者が元気に活躍できるまちの実現<br>・グループの意見発表 |

平成30年度

| | | |
|---|---|---|
| 4月14日 | 第３回まちづくり<br>ワークショップ | ・ワークショップ<br>【テーマ１】「方向性」を実現するための具体的な手法<br>【テーマ２】本市が目指すべき将来の姿 |
| 5月 | 各種団体への<br>アンケート調査 | ・市政や市と団体との連携などに関するアンケート<br>・配布72団体、有効回答数52件、有効回答率72.2% |
| 8月27日～<br>9月26日 | パブリックコメント | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案について |
| 1月19日<br>1月25日<br>1月26日<br>1月27日 | まちづくり懇談会<br>長浦地区　平岡地区<br>昭和地区<br>根形地区<br>中川・富岡地区 | ・袖ケ浦市次期総合計画の策定に向けた調査検討結果について<br>・袖ケ浦市次期総合計画（基本構想、前期基本計画）の策定について<br>・意見交換 |
| 2月22日 | 袖ケ浦市次期総合計画<br>策定に関する各分野別<br>団体との意見交換会 | ・袖ケ浦市次期総合計画について<br>・意見交換会～各グループの意見発表 |
| 2月23日 | 袖ケ浦市次期総合計画<br>策定に関する女性との<br>意見交換会 | ・袖ケ浦市次期総合計画について<br>・意見交換会～各グループの意見発表 |

令和元年度

| | | |
|---|---|---|
| 6月27日～<br>7月26日 | パブリックコメント | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）案について |
| 2月13日～<br>3月12日 | パブリックコメント | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案について<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）案について |

## 【庁内の取組・議会対応】

平成29年度

| | | |
|---|---|---|
| 8月25日 | 第１回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市次期総合計画策定に当たっての取組内容・策定体制について<br>・まちづくりアンケートについて |
| 11月28日 | 第２回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・統計調査及び各種アンケートの概要について（報告） |
| 2月23日 | 平成30年第１回<br>袖ケ浦市袖ケ浦市議会定例会 | ・袖ケ浦市総合計画条例の制定について【上程】 |
| 3月12日 | 平成30年第１回<br>袖ケ浦市議会定例会 | ・袖ケ浦市総合計画条例の制定について【可決】 |
| 3月19日 | 第３回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市次期総合計画策定に係る市民意見の取りまとめ状況について |

平成30年度

| | | |
|---|---|---|
| 4月13日 | 第４回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市次期総合計画策定に関する取組概要について<br>・袖ケ浦市次期総合計画策定スケジュールについて |
| 6月18日 | 第５回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・基礎調査の報告について<br>・職員ワーキングによる施策提案について（プレゼンテーション） |
| 7月26日 | 第６回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案について |
| 11月7日 | 第７回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）に示す「市が目指す将来の姿」（案）について<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）に示す「目標人口」について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）における施策の大綱（案）及び施策（案）について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）施策概要シートの確認について |
| 12月11日 | 第８回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について（修正）<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）に示す「市が目指す将来の姿」（案）について<br>・袖ケ浦市次期総合計画における目標人口の考えについて<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）における施策の大綱及び施策（素案）について |

| | | |
|---|---|---|
| 1月31日 | 第９回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）案について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）たたき台について |
| 3月4日 | 第10回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市次期総合計画の策定スケジュールについて<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）における「市が目指す将来の姿」について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）における施策（案）について |

令和元年度

| | | |
|---|---|---|
| 4月3日 | 第11回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）策定方針（案）について |
| 5月8日 | 第12回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）における「市が目指す将来の姿」について |
| 5月15日 | 第13回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）における「市が目指す将来の姿」について |
| 6月4日 | 第14回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）における施策大綱案及び施策案について<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）案について<br>・施策成果指標として設定する項目に関する市民意識調査（アンケート）の実施について |
| 10月4日 | 第15回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）骨子案のパブリックコメント手続の実施結果について |
| 11月6日 | 第16回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）修正案について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）における施策（素案）について<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）（第３次評価）について |
| 12月12日 | 第17回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市次期総合計画の策定スケジュールについて<br>・袖ケ浦市総合計画（基本構想）修正案について<br>・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案について<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）案について |
| 1月20日 | 第18回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案について<br>・袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）案について |
| 2月19日 | 令和２年第１回<br>袖ケ浦市議会定例会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）の策定について【上程】 |
| 3月9日 | 令和２年第１回<br>袖ケ浦市議会定例会 | ・袖ケ浦市総合計画（基本構想）の策定について【可決】 |

令和２年度

| | | |
|---|---|---|
| 4月15日 | 第19回<br>袖ケ浦市総合計画策定委員会 | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案及び袖ケ浦市総合計画（第１期実施計画）案に係る意見の募集結果等並びに袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）案の修正について |
| 6月5日 | 令和２年第２回<br>袖ケ浦市議会定例会 | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について【上程】 |
| 6月24日 | 令和２年第２回<br>袖ケ浦市議会定例会 | ・袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について【修正可決】 |

# Ⅲ. 袖ケ浦市総合計画条例

平成 30 年条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　総合計画　将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

（２）　基本構想　市のまちづくりに係る構想であって、市が目指す将来の姿を示すものをいう。

（３）　基本計画　基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにするものをいう。

（４）　実施計画　基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものをいう。

（基本構想及び基本計画の策定等）

第３条　市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、基本構想及び基本計画を策定しなければならない。

２　市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、多様な手法を用いて市民の意見を聴かなければならない。

３　市長は、市政をめぐる社会情勢等の変化に伴い必要が生じたときは、基本構想又は基本計画を変更することができる。

（実施計画の策定等）

第４条　市長は、基本計画に基づき、市民の意見を聴いた上で、実施計画を策定しなければならない。

２　市長は、必要に応じて実施計画を変更することができる。

（袖ケ浦市総合計画審議会への諮問）

第５条　市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 10 条の袖ケ浦市総合計画審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

（議会の議決）

第６条　市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、前条の規定による諮問に対する答申を受けた後、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第７条　市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

（基本計画及び実施計画の措置）

第８条　市長は、基本計画及び実施計画について、計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、基本計画及び実施計画の実施状況について、公表しなければならない。

（総合計画との整合）

第９条　個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

（袖ケ浦市総合計画審議会の設置）

第 10 条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定により、袖ケ浦市総合計画審議会を置く。

（審議会の所掌事務）

第 11 条　審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

（２）　基本計画及び実施計画の実施状況について調査審議すること。

（３）　その他総合計画に関する事項について必要な調査審議をすること。

（審議会の組織等）

第 12 条　審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　知識経験を有する者

（２）　各種団体等の役職員

（３）　公募による市民

２　委員は非常勤とし、任期は２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第 13 条　審議会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 14 条　審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第 15 条　審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

（委任）

第 16 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

（袖ケ浦市総合開発審議会設置条例の廃止）

２　袖ケ浦市総合開発審議会設置条例（昭和 46 年条例第 10 号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行の際現に策定されている袖ケ浦市総合計画は、この条例の規定による総合計画が策定されるまでの間、引き続き、その効力を有し、その実施に関し必要な調査及び審議は、審議会において所掌する。

（袖ケ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4　袖ケ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

# Ⅳ. 総合計画審議会

## 1．袖ケ浦市総合計画（基本構想）諮問・答申

袖 企 第 1 4 2 9 号
令和元年 12 月 19 日

袖ケ浦市総合計画審議会
会　長　　石　戸　　光　様

袖ケ浦市長　粕 谷　智 浩

袖ケ浦市総合計画（基本構想）の策定について（諮問）

市のまちづくりに係る構想であって、市が目指す将来の姿を示す袖ケ浦市総合計画（基本構想）を策定するに当たり、袖ケ浦市総合計画条例（平成３０年条例第1号）第5条により、諮問します。

袖 計 審 第 1 号
令和2年1月9日

袖ケ浦市長　粕 谷　智 浩　様

袖ケ浦市総合計画審議会
会　長　　石 戸　　光

袖ケ浦市総合計画（基本構想）について（答申）

令和元年12月19日付け袖企第1429号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された、袖ケ浦市総合計画（基本構想）は、アンケート調査やワークショップ、地域別の懇談会による意見交換などにより、積極的に市民の意向を把握するとともに、意見の反映に努めながら作成を進め、その内容は市のまちづくりに係る構想として、市が目指す将来の姿を的確に示しており、概ね適切なものであると評価します。

なお、本審議会の意見として、次のとおり示しますので基本構想の実現に当たって、十分配慮するとともに積極的に取り組まれるよう要望します。

1　市が目指す将来の姿として掲げる「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」の実現に向けて、基本的視点や将来の目標人口、土地利用の方針について、広く市民等に情報提供を行い、市民等と行政で目指す方向性について共有を図り連携しながら、まちづくりを行っていくこと。

2　目標人口について「65,000人以上の維持」としていることから、引き続き子育て環境の充実、安定した雇用の場の確保などに努め、若い世代にとって魅力あるまちづくりに努めること。

3　市内地域ごとに人口の増減状況や課題が異なっているなか、それぞれの地域で有している特徴的な資源と特性を活かしつつ、地域の活性化を図っていくこと。

4　本市の財政状況は厳しさが増していくことが考えられることから、各分野における施策や事業について進捗状況を把握し改善を図っていくとともに、歳入確保及び歳出削減を図りつつ、それぞれの施策や事業の重要性等を踏まえた効率的・効果的な行財政運営を行い、計画的なまちづくりを行っていくこと。

【令和元年度　袖ケ浦市総合計画審議会　袖ケ浦市総合計画（基本構想）答申時　委員名簿】

会　長　　石戸　光

副会長　　豊川　斎赫

| 区　分 | 氏　　名 |
|---|---|
| 知識経験を有する者<br>（１号委員） | 石戸　光 |
| | 江野澤　吉克 |
| | 上大川　順 |
| | 久保　秀一 |
| | 工藤　智子 |
| | 豊川　斎赫 |
| | 山口　修 |
| | 川名　善慶 |
| | 松井　洋美 |
| | 嘉屋﨑　道子 |
| 各種団体等の役職員<br>（２号委員） | 風呂本　充正 |
| | 長沼　眞 |
| | 関口　幸一 |
| | 三好　祥子 |
| | 請井　礼子 |
| | 中根　幸男 |
| | 八木　克典 |
| | 阿子島　祐子 |
| 公募による市民<br>（３号委員） | 小柳　洋嗣 |
| | 鈴木　京子 |

答申時現在：令和２年１月９日　敬称略

## 2．袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）諮問・答申

袖 企 第 １ ４ ３ 号
令和2年4月24日

袖ケ浦市総合計画審議会
会　長　　石　戸　　光　様

袖ケ浦市長　粕 谷　智 浩

袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の策定について（諮問）

袖ケ浦市総合計画における基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにする前期基本計画を策定するに当たり、袖ケ浦市総合計画条例（平成３０年条例第1号）第5条の規定により、諮問します。

袖 総 審 第 1 号
令和2年5月14 日

袖ケ浦市長　粕 谷　智 浩　様

袖ケ浦市総合計画審議会
会　長　　石　戸　　光

袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）について（答申）

令和2年4月24日付け袖企第143号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された、袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）の策定にあたっては、初期の段階から様々な方法で市民参加を推進し、広く市民意見の反映を図り計画づくりに取り組まれたことは評価に値します。

本計画は、基本構想に掲げる市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」の実現に向け、今後6年間において本市が取り組んでいく施策の方向性を示すものとして概ね適切なものと認め、ここにその旨を答申します。

なお、本審議会の意見として、次のとおり示しますので、本計画の推進にあたって、十分配慮するとともに積極的に取り組まれるよう要望します。

1　基本構想に掲げる市が目指す将来の姿を実現するためには、行政の取組に加え、市民やNPO団体、事業者など多様な団体と行政が将来のまちづくりの方向性を共有し、まちづくり活動に取り組むことが重要であることから、計画策定後は、市民等との計画の共有に努めるとともに、市民協働により各種施策の実現に向けて取り組まれたい。

2　令和7年に人口が65,000人となり、ピークを迎えると推計していることから、この人口推計を達成するため、各種施策の展開を図り、新たな時代に対応した魅力的なまちづくりに取り組むとともに、将来訪れる人口減少や更なる少子高齢化の進展に伴う社会経済情勢の変化に的確に対応するため、市民ニーズの把握に努め、各地域の資源や特性を活かしたまちづくりに取り組まれたい。

3　本市の財政状況は、将来的な生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展、市内の公共施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加などにより厳しさを増していくと考えられることから、財政の持続性の確保に向けた歳入確保や歳出削減、公共施設の活用の見直しに取り組むなど、環境の変化に柔軟に対応した効率的・効果的な行財政運営に取り組まれたい。

4　誰もが活躍するまちの実現に向け、保育サービスの充実や特色ある教育を推進し、子ども達の健全な成長を促すとともに、市民が有する知識・技術・経験などを活用する機会の創出や、様々な機会を通じて市民の誰もがいきいきと暮らせるための取組を推進されたい。

5　安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、本市における自然災害の経験を活かした施策を展開し、今後起こりうる多様な災害に対応できるよう地域防災力の強化に努めるとともに、災害応急・復旧対策の充実に向けた取組をより一層推進されたい。

6　誰もが健康にいきいきと暮らせるまちの実現に向け、あらゆる年代が健やかに生活できる健康づくりの支援や、福祉サービスの向上、地域で支え合いながら住み慣れた地域で安心して生活できる支え合いの仕組みづくりに取り組まれたい。

7　人が集まる活気あるまちの実現に向け、計画的な市街地整備や交通利便性の向上など、快適な住環境の確保に取り組むとともに、商業や工業、農業など市内産業の競争力の強化や観光地としての魅力向上に取り組まれたい。

8　本計画の実効性を高めるため、本計画の推進に向けた組織改正や人材育成に取り組むとともに、施策や事業の進捗状況を適切に管理し、その有効性や成果についての検証を行い、必要に応じた改善を図りながら、効率的・効果的な計画の推進に取り組まれたい。

【令和２年度　袖ケ浦市総合計画審議会　袖ケ浦市総合計画（前期基本計画）答申時　委員名簿】

会　長　　石戸　光

副会長　　田島　則行

| 区　分 | 氏　　名 |
|---|---|
| 知識経験を有する者<br>（１号委員） | 石戸　光 |
| | 江野澤　吉克 |
| | 渡辺　絹代 |
| | 久保　秀一 |
| | 江利角　晃也 |
| | 田島　則行 |
| | 山口　修 |
| | 山田　崇 |
| | 松井　洋美 |
| | 嘉屋﨑　道子 |
| 各種団体等の役職員<br>（２号委員） | 風呂本　充正 |
| | 長沼　眞 |
| | 若林　和秀 |
| | 三好　祥子 |
| | 請井　礼子 |
| | 中根　幸男 |
| | 八木　克典 |
| | 阿子島　祐子 |
| 公募による市民<br>（３号委員） | 小柳　洋嗣 |
| | 鈴木　京子 |

答申時現在：令和２年５月14日　敬称略

# Ⅴ. 用語の説明

## あ行

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| ICT | Information and Communication Technology の略。<br>情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。 |
| 空家バンク | 主に自治体が定住を促進するために、空家物件情報を紹介する制度。<br>一般的には空家の売却又は賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて、空家バンクに登録した情報を空家の利用を希望する方に紹介する制度。 |
| インフラ | 道路・通信・公共施設など産業や生活の基盤となる構造物や建物のこと。<br>社会基盤。 |
| AI | Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。 |
| ALT | Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。コミュニケーションを重視した英語教育、外国語活動の推進のための支援を行う。 |
| NPO | Non-Profit Organization（非営利団体）の略。営利目的でなく公益的活動を行う民間団体。 |
| LGBT | L：女性の同性愛者（lesbian）、G：男性の同性愛者（gay）、B：両性愛者（bisexual）、T：身体の性と心の性の不一致（transgender）の頭文字をとって組み合わせた言葉。 |

## か行

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| 外来生物 | 元々はその地域に生息していなかったが、貿易等の人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。一部は生態系や経済に重大な影響を与えることがある。 |
| 合併処理浄化槽 | トイレの排水及び生活雑排水（台所・洗濯・風呂等の排水）を処理・消毒し河川等へ放流する施設。 |
| 観光入込客数 | 観光地点や行祭事、イベントなどを訪れた人の数。 |
| 経常収支比率 | 地方公共団体の財政の弾力性を示す指標。税など経常的に収入されるお金を人件費・扶助費・公債費などの経常的に支出するお金にどれくらい充てているかの割合。 |
| 健康寿命 | 平均寿命から認知症や寝たきりなど介護状態の期間を差し引いた期間。 |
| 公営企業会計 | 下水道など公営企業が、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むため、民間企業と同様の会計を適用すること。 |

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| 合計特殊出生率 | 人口統計上の指標で、一人の女性（15 歳～ 49 歳）が生涯に産む子どもの数のこと。 |
| 交流人口 | その地域に住んでいる居住者などの定住人口に対して、観光客など他の地域から訪れる人のこと。 |
| 高齢化率 | 全人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合。 |

## さ行

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| 財政力指数 | 地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が高くなるほど財源に余裕があることを示す。地方交付税の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値。 |
| 里山 | 原生的な自然と都市との中間に位置し、生活に結びついた山。都市と自然の間にあって、人が利用してきた森林。 |
| 市街化区域 | 都市計画法に規定された都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 |
| 市街化調整区域 | 都市計画法に規定された都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、許可を取得しないと開発行為や建築行為を行うことができない区域。 |
| 実質公債費比率 | 地方公共団体における一般財源の規模に対する、実質的な借金（地方債）返済額の割合のこと。 |
| シティプロモーション | 自治体のイメージや知名度を高めるために、様々な魅力を効果的・戦略的に発信すること。 |
| 集落営農 | 集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農。 |
| 循環型社会 | ごみの再資源化やエネルギー化など、資源・エネルギーの循環化を積極的に推進することで、限りある天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り軽減された社会。 |
| 準用河川 | 一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定し、管理している河川。 |
| 消費生活センター | 消費生活に関する様々な相談や苦情を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のための支援をする相談窓口。 |
| 将来負担比率 | 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。 |
| ストックマネジメント | 長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。 |
| スポーツツーリズム | スポーツを「観る」「する」「支える」ための旅行及びそれに伴う周辺観光に加え、スポーツを楽しむ環境の整備、国際競技大会の誘致や開催、合宿の誘致を包含したもの。 |

| 用語 | 意味 |
| --- | --- |
| 生産年齢人口 | 生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。 |
| 総合型地域スポーツクラブ | 人々が身近な地域でスポーツを楽しむことのできるスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向（初心者からトップレベルまで）という特徴を持つ。 |

## た行

| 用語 | 意味 |
| --- | --- |
| 多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。 |
| 単独処理浄化槽 | トイレの排水のみ処理・消毒し、河川等へ放流する施設。 |
| 男女共同参画社会 | 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会。 |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制。 |
| 地区計画 | 住民と自治体が連携して作成した、各地区の特徴に相応しいまちづくりを誘導する計画。 |
| 特定健康診査 | 医療保険者が 40 歳以上 74 歳以下の被保険者と被扶養者に対して、毎年実施する健康診査。メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とする。 |
| 特定保健指導 | 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートを行う。 |
| 都市計画マスタープラン | 都市計画法に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称。総合計画に掲げる市が目指す将来の姿を実現させるための都市計画に関する総合的な方針を明らかにするもの。 |

## な行

| 用語 | 意味 |
| --- | --- |
| 認定農業者 | 農業経営規模の拡大や集約化、経営の合理化等を目指す意欲ある農業者で、農業経営改善計画を提出し、市が認定した農業経営者や農業法人。 |
| 農地中間管理事業 | 農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める目的で、農地の所有者などから農地を借り受け、担い手に貸し出す事業。 |

## は行

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| パブリックコメント | 市の計画等の意思決定において、案の段階で広く市民に公表して意見を募集し、その意見を考慮して計画等の意思決定を行う手法のこと。 |
| バリアフリー | 公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のことをいう。また、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられている。 |
| PDCA サイクル | 計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の４段階を行う過程。業務を改善するための手法。 |
| 扶助費 | 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などへの支援に要する経費。 |

## ら行

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| ６次産業化 | 農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通販売（第三次産業）まで手掛けることで、農林水産業の経営体質強化を目指す手法。１次×２次×３次＝６次産業と言われている。 |

## わ行

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| ワーク・ライフ・バランス | 「仕事と生活の調和」と訳され、子育てや介護、地域活動といった仕事以外の生活と仕事を自分が望むバランスで実現できるようにすること。 |

袖ケ浦市総合計画

発行　令和２年６月

制作・編集

袖ケ浦市企画財政部企画課

〒299-0292 袖ケ浦市坂戸市場1番地1

TEL 0438-62-2327

FAX 0438-62-5916

URL https://www.city.sodegaura.lg.jp/

袖ケ浦市

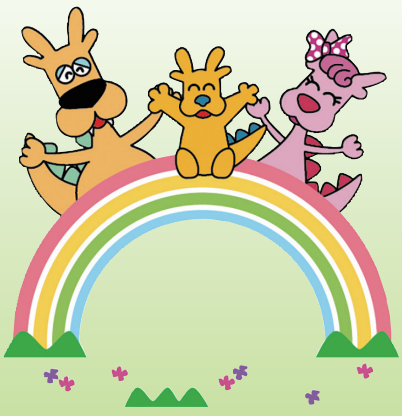

袖ケ浦市マスコットキャラクター「ガウラファミリー」